

也、明白なるは世人用ひ可申、天地和合に、不應理は衆人不レ用レ之なり。新法能礼し民心應ぜば、可レ用レ古法も、時に不レ應ば暫く止むべし。日本考中、若年寄、寺社奉行の三役可レ爲評定、第十の事。一日本國中制札之事、寺社奉行名前を以て國中萬民を教ふべし、國中、人數相集候事、寺社奉行判物を以て可レ呼出、寺社奉行判物無レ之時は勅命嚴命成共、一人差出不レ申、古例を以て、寺社奉行の決断致すべし、第十七の事。一日本國致支配、東叡山住職は、今上皇御血脈を以、關東御下向可レ有レ之事。將軍在城の鬼門を守る故、御骨肉之君、佛法御修行御佳職有レ之時は天下泰平、國家安全之基とする也、第十八の事。右十八ヶ條之趣、對君爲一定日相立候者、所レ奉レ恐也。雖レ然蒙勅命今般武家政道、國家太平可レ致理之定目十八ヶ條、可レ被レ懸紫宸殿候、是則奉レ應勅命也。仍如レ件。元和元乙卯年八月

家康 在判

徳川時代の憲法

此の憲法に依つて、天皇・公卿と幕府の關係も規定せられ、姓氏・族籍・世祿の制は定められ、武人は朝廷に仕へざるものと定められ、年號・天皇・皇族・貴族の服制は定められ、三公以下の命令に違ふ者の、刑罰は定められ、罪の輕重は別に法律によるべきを定められ、僧官の制も定められ、武門は直ちに朝廷と交渉すべからざるものと定められたり。而して天皇は、其統治の權は、一切之を將軍に一任すとなし、政道は奏聞を俟たず、獨斷すべきものとなし、天下の政事は、奉行の名を以てし、勅命と雖も奉行の判なきは從はずとなし、天下若し禍亂あらば其罪將軍に歸すべきものとなし、一種變制の責任政治を規定したり。是れ實に藤原氏の夢にだも知らざる所、頼朝の斷する能はざる所、尊氏・秀吉の曾て聞かざる所、日本ありて以來の一新制度なり。而して前十七條は家康關白二條昭實と連署して之を定めて、以て公武合意に出づるの式を示し、次の十八條は家康の名を以て定め、欽定に出づと爲す。此の如くして英國の憲法なるものが、帝王と貴族の争闘中に成りしが如く日本の憲法も、

亦武將の勢力中より湧き來りぬ。日本國民は決して無憲法の國民にてはあらざりしなり。

家康の一統政略、其の功過

蓋し家康が信長・秀吉に勝る所は其意志の堅牢なるにあり。此意志や發して組織的能力となる。彼等は進撃膨脹すると共に、其立脚の地は甚だ危険なるものありき。家康に至つては然らず。如何なる場合も手綱を放たず、進取すると共に把握を怠らず。一郡を取れば一郡を組織し、一國を取れば一國を組織し、其旗下數萬の士をして、些の異志なき一大團體たらしめたり、今や彼は日本全國を征服したるが故に、此に國家的組織を與へぬ。貴族公卿は、已に憲法の爲に制御せられぬ。

山林の英雄、天下の浪士は、法律の爲に天地の間に踞踏するに至りぬ。諸侯は譜第恩顧の士、親藩、宗族を星羅棋布して、以て要衝に當らしむるの制度によりて、其手足を制せられぬ。數十萬石の領主も譜第にあらずんば一毫隊を中央の政治に容るゝ能はざるの制度によりて制せられぬ。内にあつて政治に參する譜第は、また其權餘あつて其祿少き制度の爲に制せられ、外にあつて諸侯たる譜第は、また精銳無比なる數萬騎の麾下の爲に制せられぬ。此の如く内外輕重の勢によりて相制せしむるがため、假令新たに事を起さんとするものもあるも、其機會なきに窮しぬ。故に機才勇武の士も、非計を企てゝ身を過るものなし。大久保忠鄰は百戰の武功あり。盛名幕府に振ひ、權勢飛鳥を落さんとす。併かも本多正信等にてられて、家康に疎んぜられ、遂に其領邑近江の中村に隱遷して出でず。井伊

徳川氏の盛世 家康の一統政略、其の功過

世説に云ふ大久保忠鄰は、石見守と稱す。巧思ありて全國の金山を頭せしより、金銀盛に

二年、寛永寺を立
つ、十二月、伊直
率、大老とす。
寛永四年八月、カ
ボシ、十人、書を
長崎奉行に呈して
互市を乞ふ。書を
九月、和蘭國王書
を以て之を却る。
十一月、藩人二人
將軍に謁す。宗義
寛永五年、宗義成
その國對馬に歸る
明の争、國を歸し
して、報を乞はしめ
朝鮮を討つ。兵を
と、朝鮮王に云は
しむ。七年、身延山
の池上、日樹と争
ふ。不施の説を唱
へ、秀忠、夫を遣
の施を受けず。其
耶蘇教會の爲す所
也。日樹遂に敗れ
て罪せらる。同十二
月、忍阿の
地、千三百五十三
坪を、林道春に與へ
て、學寮を起さし
む。

徳川氏の盛世 家光諸侯を臣とす

多正信に讒問せられたる大久保忠隣の餘黨また之と結ぶ。時に奥平忠昌、宇都宮を去るや、其妻、竹木を伐つて之を取り去る、正純は之を尤めて國代の常法に背くと爲し、卒を發して之を奪ふ。忠昌の妻は將軍秀忠の姉にして強悍能く争ふ。此に於てか正純に平ならざる者内外相煽揚し、元和八年、秀忠、日光廟參の歸途、宇都宮に宿せんとするや、相計つて正純異圖ありとなし、其兵備あるを云ひ其宿舎の秘奇にして殺人の準備あるを云ふ。秀忠大に驚きて江戸に歸り、遂に正純を出羽に放つ。此の如くして正純は敗れぬ。然れども家康が定めたる繼嗣は廢すべからず。元和九年、秀忠其職を竹千代に讓る、之を三代將軍家光とす。

家光諸侯を臣とす

家光資性嚴峻にして果斷、土井大炊頭利勝、酒井雅樂頭忠世、青山伯耆守忠俊等之を輔佐して政治の局に當り、松平信綱、阿部忠秋これを輔く。時方に二代秀忠寛洪の後を承けて、天下皆徳川氏に心服し、徳川氏の權勢滿潮の如くに進む時なりしかば、彼が諸侯を集めて、將軍製職の宣言を爲すや、矯々として一世を下瞰するの風あり。曰く、東照宮の天下を統一するや、諸君の力を待つ多し。故に先將軍の東照宮の後を承くるや、諸君を待つに賓客の禮を以てす。是れ勢然らざるを得ざりしなり。今や余に至つては則ち同じからず、生れながらにして天下の主たり。また先將軍の例によりて諸君を待つ能はず。今より君臣の儀を以て、諸君を遇し、國家の秩序を正さざるべからず。若し或

是れ豫め政宗と
約する所なりと云
はる。

寛永八年尾張侯の
家士、阿部正實地
に上る。

是れ家康存在の時
の也。九年正月、秀忠死
す。天皇の尊號を證ら
んとし、肥後國主加
藤忠廣の後、國主加
藤一萬石を内實に
移し、罪名は私に叛
謀りと云ふに叛り

は之に堪へずして天下を望むものあらば、請ふ軍陣の間に天下を受授せん。諸君國に就く三年、能く之を思ふべしと。諸侯黙々として答ふるものなし。獨り伊達政宗進んで云つて曰く、當今の天下誰か徳川氏の恩に浴せざる者ぞ。若し異圖ある者あらば、政宗先鋒となりてこれを撃たんと、諸侯皆善しと稱す。此の如くして徳川氏の權定つて、諸侯は事實のみならず、名目儀禮に於ても臣屬となり、上杉、伊達、最上の大族、將軍上洛の時は、其警衛手となるに至りぬ。久しく徳川氏の強敵なりし島津義久、首として諸侯の妻子を江戸に質たらしむるの議を立て、自ら之を行ふに至りぬ。

不行儀の改易、五人組の制、士農衣服の制禁

斯くて家光治世の最初の事業として、洛中の浪士は一舉に驅逐せられ、耶蘇教の禁令は愈よ嚴峻を加へられ、南光坊天海の手によりて上野寛永寺は建てられたり。是れ京都の比叡と對抗し、延暦寺が桓武天皇の祈願所たりしが如く、徳川氏の祈願寺たるものなり。故にまた皇子を乞うて其寺主たらしめ、以て他日變ある時擁して天子とするの時に備ふ。また諸士の驕奢にして其氣力を失せんことを防ががため、旗本諸士の響應は、一汗三菜、一酒一獻二肴に止るとの法令を發し、煙草は植え且つ賣るを禁せられたり。然れども其遂に支ふべからざるを見るや、新田を起すにあらざれば之を植うるを許さずとせられたり。諸士の風采禮節を整へんがため、不行儀あるものは改易・追放・課料を以て、之を罰したり。このがため寛永二年、大番士、小幡藤五郎は、足に點

徳川氏の盛世 不行儀の改易、五人組の制、士農衣服の制禁

謀と雖も強臣誅劔の
守一月の松平の光
衛大將九條道房に
女公卿に嫁せしむ
寛永十年に始まる
易令を定むるに
船令外定書に相違
よる外定書に相違
すべからず若し航
之犯せば官人若し
死罪に就かば人住
有る日本人居しな
し歸來せしむるに
てし買集するを禁
手に九月十日を禁
じて出外船十日を
すべしとせしむる
年寄を置くを以て
十一月二月初め若
十六人ありしを以
勤使及び諸侯を江
戸に招きて猿樂を
備しして芝居市中
之を觀せしめ賜
府に二萬貫を賜
撫政一條昭良其職
府に乞ふことを許

徳川氏の盛世 後水尾帝徳川氏に憤る、外様大名の夷滅、家光の上洛 五九〇
炙せんとして裳をかゝけて殿中にありしがため、切腹を命ぜられ、其組頭は部下を匡正せざるの故を
以て改易せられたり。罪人あらば、その一郷を併せて罪するの制は、更に嚴峻を加へ、五人組の制を
起し、一罪人あらば、其近傍の五家、皆其罪を分つての制となれり。徒侍は練羽二重以上を着るべから
ず、平民の庄屋は綿木綿以上を用ふべからず、農夫は木綿の外用ふべからず。無紋無地の外、文彩あ
る服を用ふべからざるの法令は出てぬ。農夫は米を食はずして雑穀を用ふべく、酒を醸し、温飽・素麴
を作りて、米穀を徒費すべからざるを教へ、市民の大刀を帯ぶるを禁じ、美麗なる脇差を帯ぶるを禁
じ、羅紗の合羽を用ふるを禁じ、市民が馬背に布團を重ねて其上に乗るを禁じ、市中に鞠を蹴るを禁
じ、商人が侍に對して抗争すべからざるを定め、乞食來らば打擲して退ふべきを定め、盃の臺に紋
様を畫くを禁じ、箱に金銀箔を置くを禁じ、市民にして詩繪の乗鞍を用ふるを禁ず。其法令嚴峻にし
て餘裕なく、經綸の意義なく、殆んど木石の如き政策なりしと雖も、徳川氏の霸氣勃々として其勢力
の頂上に達したる時なりしかば皆能く實行せられぬ。
後水尾帝徳川氏に憤る、外様大名の夷滅、家光の上洛 家光は此の如く諸士・旗本・農夫に對して嚴峻なるのみ
ならず、更に公卿・朝廷に對しても嚴峻なりき。寛永六年、後水尾天皇、大徳寺の僧澤庵・玉室以下に
紫衣を與へ、其位階を進む。家光、其の幕府の手を経ざるを以て制度に背くと爲し、紫衣を奪ひ、位

寛永十一年九月
戸の市民を大手前
下集め大目付利勝
列坐して、銀五千
貫目分與す。是より
十年居住する者に
は、三枚、是より
久しく居住する者
には、五枚、是より
者には、二枚づつを分
つ。此頃より、下
なるもの氣をなす
波瀾漸く荒木又右
衛門の復仇も此頃
あり。

階を廢して、之を流竄す。天皇大に之を憤り、一の僧侶をすら賞罰する能はずんば皇位を保つ甲斐な
しと云ふに至る。已にして家光の乳母春日局、京師に出て天皇に謁せんことを乞ふ。朝議、匹婦天皇
に拜謁を乞ふの例なきを以て之を許さざらんとす。然れども春日局は家光の故を以て、威權赫々幕府
の中、隱然一黨の首領なるがため之を卻けて後患を招かんことを恐れ、徳川氏に黨するもの、相謀つ
て西三條大納言實條の妹と號して拜謁せしめ、且つ天盃を與ふ。天皇憤恚、遂に意を決して位を避け、
其徳川和子によりて生む所の女を立て、天皇とす。之を明正天皇とす。時に六歳。家光或は後水尾
を隠岐に遷さんとする。秀忠之を制止す。已にして土井利勝等、傳奏中院權大納言通村を以て事に害あり
となして之を止め、日野大納言資勝、心を徳川氏に寄するを以て、之に代ふ。後水尾上皇憤恚漸く徳
川氏を除かんとするの志あり。家光、獨り皇室に對して嚴峻なるのみならず、諸侯に對するもまた
嚴峻を極め、外様大名の豪族を夷滅して以て幕府千歳の憂を除かんと欲し、加藤清正の子忠廣の失政
を責めて、之を出羽に移す等、豪族誅滅の跡著しく現はれ、心を安ぜざるもの多し。また久しき泰平
の爲、將士漸く驕れるを以て、嚴厲の手段を以て之を禁せんと欲し。徒侍にして練羽二重以上の衣服
を着くるものあれば、道に剝取せんと令するに至り、將士多く之を便とせず。已にして寛永九年正月
秀忠死し、十年十二月、家光其弟、駿河大納言忠長(國千代)に迫つて自殺せしむ。人心少しく安から

傳奏は、朝廷の機
事、幕府に語り
朝野に波らさる
を爲して、職
せしむる例なり
寛永二年三月、川
宗義、其相義、柳
調典、其相義、柳
久しに拘す。外
當り、如く、國
某を改め、國王
ありしが、如く、
十二年、板倉重昌
秀、山崎闇斎、池田光政

徳川氏の盛世 後水尾帝徳川氏に憤る、外様大名の夷滅、家光の上洛 五九一

十六年五月、和蘭人に其の砲術を試ましむ。寛永十七年正月、片弓頭松平直次の同心衣服美に過ぐむ。旗下の土加藤某の家、美に過ぐるを以て之を毀たしむ。十七年阿媽より渡來の船船内乗員七十四人中六十一人子共十三人を許し、十七年中江藤樹王陽明全書を傳て、初めて陽明學を唱ふ。時に三十三歳。

十六年五月、和蘭人に其の砲術を試ましむ。寛永十七年正月、片弓頭松平直次の同心衣服美に過ぐむ。旗下の土加藤某の家、美に過ぐるを以て之を毀たしむ。十七年阿媽より渡來の船船内乗員七十四人中六十一人子共十三人を許し、十七年中江藤樹王陽明全書を傳て、初めて陽明學を唱ふ。時に三十三歳。

徳川氏の盛世 耶蘇教徒の大道害、島原の教徒兵を擧ぐ
五九二
ず、後水尾上皇此機に乗じ兵を擧げんとす。家光之を聞き寛永十一年七月諸道の兵三十五萬人を起し、伊達政宗を先鋒として上洛し、天皇に謁し、銀十二萬枚を京都の市民に散與し、其他皇室・公卿に贈與する所甚だ多く、翌閏七月後水尾上皇の御料に七千石を加増して二萬石とす。上皇意を更へてまた徳川氏を撃つを企てず。之より先寛永十年皇子紹仁生る。後寛永二十年に至り、明正帝に代り立つて帝となる。之を後光明天皇とす。

然れども此時、皇室よりも、諸侯よりも、敢爲大膽恐るべき一大勢力ありき。耶蘇教會是れなり。彼等は秀吉の迫害を蒙りて、猶ほ衰頹せず。家康の酷遇を受けて益々盛んに、今や日本全国に蔓延して、大諸侯中之に加はるもの少なからず。彼等は無情にして深刻なる家康より、磔殺・火刑・鋸刑・水刑の苦を受け、其宗教を改めずんば、諸侯に仕ふるを禁せられたれば、其弱きものは、山野に隠れて餓死し、其智なるものは聖母マリアの像を掩ふに、鬼子母神の像を以てして、市井に隠れ、或は靈驗著しき荒神と稱して、基督の像を村社に封じて跡を隠すあり。其強き者は、多く關ヶ原・大阪陣に加つて敗亡し、高山右近等の徒はフキリツビン島に逃る。然も其勢衰へずして益々盛んに、刀鋸水火も以て之を屈する能はず。徳川の旗下また之を信するもの少なからざるに至りぬ。初め秀吉は無識なる葡萄牙の水夫が我教の到る所即ち政權も達すと云へるを聞き、耶蘇

教を侵略の具と信じて之を禁止せしに、家康の時に至つては已に荷蘭人、英人來つて葡萄牙と貿易の利を争ふあり、歐洲にあつては新舊二教の争鬪其沸騰點に達したる時なりしかば、新教國民たる彼等は、直ちに家康に告ぐるに、舊教國民の禍心・野望・宗教を掠奪の具とするを告げ、自ら基督聖母の像を陥み、十字架を折つて其徒にあらざるを示ししかば、家康耶蘇教を排するの心は、益々甚しく、あらゆる手段を盡して之を苦しめ、あらゆる所につきて之を殺ししが、家光に至つては弟を殺し親臣を自殺せしむる深刻の心を以て、法を執ること益々甚しく、初より刑殺する所二十五萬人に至る。併も苦節其志を改めず、刑卒・獄吏をして、其志を翻して信徒たらしむるに至る。豊後の一婦人は懷妊中に夫と共に火刑に處せられ、秋田の佐竹の家臣四十餘人執へらるゝや、其の一人河合の子は十三歳にして、自ら十五歳と稱して遂に共に火刑に就けり。陸奥の福永某は數俣の井中に倒懸せらるること三日にして死せり。死するに臨んで猶ほ泰然として曰く、死は憾むに足らず、憾むらしくは將軍と日本國民とをして、耶蘇を知らしめざるにありと。豊後大友の家臣にして親しく主命によりて、羅馬に使者の中浦某は、七十の老體を以て湊中に倒懸せらるゝ七日にして死せり。葡萄牙の宣教師サンセヴァスチャン、ヴァイレラ執らへられて火刑に處せられんとするや、耶蘇教の大意を論じて之を將軍家光に示す。家光之を讀みて、靈魂不滅の論に至り、懼然として恐れ、彼等は眞に其教を傳ふるの外

寛永七年十一月板倉重政卒して重次つぐ。

其兵衛は、小西の萬臣なり。寛永十八年幕府殿中の風流節を禁ず。六月巡檢使を贈國に發す。十二月内藤正次の族其主を殺すを以て江戸市中を引越して、日本橋の上野に遷し、十数日の間に人をして竹鉾を以て、其首を斬らし、其兄弟を斬らし、皆殺せらる。十九年、此年、農夫の食物には雜穀

を交へ、多く米を食はざらしめ、た農夫の酒を醸すを禁じ、温純素麴豆腐菓子等貴穀を消滅するものを作らざらしめ、煙草は本田畑に作らざしめ、新田に作らざしめ、獨身の農夫、病むときは町邑共同して耕作を助くべしと命ず。農夫の衣服は紫色紅梅に染むるを禁じ、其他の色はざしめ、庄屋は細綿木綿を用ひ、一般の農夫は木綿以上を用ふる能はざらしむ。田畑の永代賣買を禁ず。寛永二十年十月信天海寂す。同年十月明正天皇位を其弟に譲る。す。之後光明天皇とす。正保元年十二年明正の總督水師總兵右都督備前守兵三千を清防が二百を買ひを許さず。正保三年明の隆武王、黃微明をして、援兵を乞はしむ。微明清兵に執られ、其下黄方陣陣

徳川氏の盛世 島原亂徒の敗北、信仰試験の酷刑

他意あらざるべしと云ふに至りしが、左右の慫慂によりて遂にグイレラを火刑に處しぬ。此の如き刑罰を以てするも、猶ほ全國の信徒を滅盡する能はず。九州の地殊に其徒多く肥前其中心たり。時に肥前前馬の領主板倉重政、政を失して幕府の心を損す。乃ち耶蘇教徒を窮迫して歡心を得んと欲して、大迫害を起し、信徒を發見するや、其全面に「キリシタン」の文字を烙印して、後之を殺し、婦人小兒赤子を問はず、或は信徒に簑笠を着けしめ、之に火を放ち、其の熱に堪へずして踴躍するを見て、歡と爲し、名けて簑躍となし、或は信徒を温泉ヶ嶽の沸泉に投ずるが如き慘刑兇殺を逞しうし、財を奪ひ、産を掠む。此時に當り小西行長の遺臣肥前・肥後に散在し、多く耶蘇教を信す。殊に大矢野松右衛門・千束善右衛門・森宗意・大江源右衛門・山善右衛門等大矢野島に在り、板倉の兇殺を見て其遂に己に及ばんことを恐れ、寧ろ戦つて死せんとし、寛永十四年十月、大矢野の庄屋益田甚兵衛の子、四郎時貞を擁して首領となし、傍近の耶蘇教徒を糾合して兵を擧げ、代官を殺して、原の城に據る。傍近の教徒、之を開きて集るもの男女三萬五千人。

島原亂徒の敗北、信仰試験の酷刑

島原の城主松倉氏、天草の領主寺澤堅高、各々兵を出し、之を攻めて勝たず。幕府則ち近傍諸侯に命じて援兵を發せしめ、皆板倉内膳重昌の號令を奉ぜしむ。九州の諸侯

重昌功なきを恥ぢ、急に戦つて四千人を失して身また敗死す。熊本細川氏の將米田監物、敵將益田四郎の父母を執へて、松平伊豆守の營に至る。信綱母を誘うて降を勧めしむ。母喜びて之を諾す。書成つて城中に投ぜんとして之を見れば、降を勧むるにあらざして、潔く決戦せんことを勧むるなり。信綱大に怒り、罵つて下郎の母となすや、母また佛然として色を作して曰く、榮枯地を代へしめよ、四郎何ぞ曾て下郎ならん、寸土一兵なくして能く四萬の衆を集め、天下を敵として戦はんとす。足下の如きは二百石の小身を以て、他人の家を續ぎ、上意を迎へて今日あるのみならずやと。信綱爲めに默然たり。已にして九州諸侯の兵集るもの十二萬五千人。四郎等籠城すること已に百日に近く、糧食漸く盡さんとす。信綱之を察して數ば助命を約して降を勧むれども、一人も降るものなし。信綱遂に意を決して之を攻めんとし、乃ち荷蘭東印度會社のコケベツケルに募りて、軍艦より大砲を發して城を攻めしめ、一面大兵を部署して之を攻むる二日、城兵糧盡きて海藻を食ひ、力支へずして遂に敗る。此役、城兵死する者二萬人、幕軍死する者一千五百一十一人、傷者六千七百四十三人、是より益す法令を嚴峻にして、耶蘇教を禁じ、基督の像を踏ましむるの制を全國に及ぼし、寺請の制を立て毎戸必らず何れの寺院にか屬せしめて、寺院の保證を受け、寺院の賽日には必らず參詣せざるべからざらしめ、死者あれば必らず僧侶より剃刀を加へ、戒名を施さしめ、之に服せざるものは酷刑慘罰を以て

徳川氏の盛世 島原亂徒の敗北、信仰試験の酷刑

也。實記勅を奉ぜ
ず。天皇怒つて實
に記以下一門を佐渡

見に従はざる能はざりき。當時酒井忠勝、朴實剛毅にして名あり。松平信綱、敏慧周密を以て名あり。而も皆是れ政治家の器にあらず、政治家の風あるは、獨り忠秋のみなりき。而して忠秋の寛裕政策のために、浪人は窘迫を免れしかば、各々仕途を求め、産業につき、天下愈々太平なりき。

浪人減じて遊俠の徒興る

然れども天下の浪人分子は如何にしても全く絶滅し得べきものにあらずして、

浪人僅かに消滅するや、此に遊俠の徒を生ずるに至りぬ。徳川氏の政略、天下の權力を中央に集め、坐ながら天下を控制するにありしかば、列侯群伯をして、江戸に止らしめ、年を限つて交るゝ國に歸らしむ、之を名けて參勤交代と云ふ。諸侯國に就くの時も、猶ほ其質を江戸に止めざるを得ざりき。寛文五年に至り徳川氏の權已に定まりたるを見て、質子の制を廢せりと雖も、諸侯の妻子久しく已に江戸の榮華に慣れたれば、また郷里に歸りて素朴の生活を營ひの氣力を有せざるに至りき。斯の如くして諸侯の第宅、定府の武士、旗下の武士、幕府の官吏によりて作られたる江戸は、天下の權勢、財貨、榮華、美人、快樂、利得、智巧の府となりしかば、殆んど日本の全力を集中したるものとなり、之と共に江戸の市民は一種の誇榮心を生じ、其武士は將軍直隸の身分に誇りて群伯を卑しめ、其市民は其都會的生活に誇りて地方の士民を卑しめ、江戸子は、別種の民たるが如くに思ふに至りぬ。而して此の誇榮心の中より遊手無賴市中を横行し、意氣相競ふの徒を生ず。或は市民より出づるあり、或

は旗下の士の少年より出づるあり、或は浪人の變身せるあり。禮節を嘲り、權位を笑ひ、遊里を家とし、家に儋石の儲なくして意氣を尙び、千金を擲つて然諾を重んじ、又其事の理非を問はざるなり。或は刀劍の飾に異様の風を爲し、或は衣服の好尚に一種の風流を示し、黨を分ち派を立て、大小神祇組と云ひ、鶴鶴組と云ひ、吉屋組と云ひ、鐵棒組と云ひ、其誇榮は侯伯を嘲り法律の外に立つにあり。其信條は弱を助け強を凌ぐにあり。其風采舉動を稱して奴風と云ふ。奴とは古の奴隸より來れる語にして、當時北方武士の家の子の理想的風采を云ふ。大抵其人、鬚髭濃深、故に之を上部に向つて摩し上げ、肌には牛首布の衣を着け、上には太布の濫染に糊を加へて固めたるを着け、馬革を帶とし獸皮の羽織を着け、長大鉛直の刀を帶び、目を怒らし、言語を疎豪にす。任俠の風は幾多の豪態ありと雖も、多く此の奴風より脱化し來り、曾て上代にありて、卑賤の異名たりし奴は、今は社會的誇榮の一種となれり。戰國以來遺傳したる個儻不羈の活力は、機械的法律に攻められ、生活の容易に蒸され、凝つて遊俠の徒を生じ、不謹慎の空氣は、江戸の社會に充滿しぬ。是れ明かに時代の變遷を報ずるものなり。

公卿、江戸に媚附す

時代の變遷は幕府に於ても井伊直政をして死せしめ、酒井忠勝を退かしめ、松平

信綱を死せしめ、確かに不謹慎なる新時代を代表する酒井忠清をして、大老たらしめぬ。しかも幕府

二年三月、駿河宮
林常春の子を賞し
五月、諸國に高札
を立、忠孝をばけ
親類に睦しく召仕
令す。加ふべしと
七月、職工往々其
技を誇りて天下一
と云ふ者あり。令
七月、關木下順庵、
自幹を幕府に召さ
る。八月、朝鮮の使通
政大夫尹尙將等を
殿中引見す。將軍
の世子は幼なるを
例に、酒井忠清の
受けて代つて拜す。
九月、山崎闇齋死
す。十二月、旗本の
大橋與右衛門運士
に背くと、人臣の
義を失ふ。九月、大
延元、九月、大
衛門小幡頭平太右

に處せられ、妻子は
の家を附せらる。
奴隷の遺風猶も全
く盡きざりし也。
然れども、此後此風
なし。
天和三年二月、藥
種、小間物、道具、
珠玉、衣服、生
物、外、輸入する
を禁じ、織物、漆
胡布、漆胡布、輸
入するを禁ず。
貞享元年十一月、
安井算哲、宣明、
の差違を發明し、
新曆を立つ。元
此頃、俗語、時事
を歌ふ者あり。時
事、板行して、一
之を禁ず。
貞享二年三月、住
吉具慶を召して、住
師とす。土佐流、
即を置くの初也。

の權益を鞏固にして、法令益々備はり、後光明天皇、敢爲の氣を有するも、遂に幕府に對しては一指をも動かす能はずして、承應三年九月を以て崩するや、後西院天皇立つ。已にして水旱疾疫、火災數ば起るや、幕府見て以て天皇不徳の致す所と爲ししかば、未だ新築の宮殿に入らずして寛文三年正月位を靈元天皇に讓る。而も公卿等、一人幕府に對して争ふものなく、相競うて幕府に媚附す。是また故なきにあらず。公卿は足利氏の時より亂離に遭うて人生の辛酸を嘗め盡し、名家舊族、大半滅亡して存せず。存する者は五攝家・七清華・三大臣家、以下六十四家のみ。然も德川氏に至つて絶えたるを續き、亡びたるを起して、一百三十六家に及ばしめ、而して其の將軍任官の宣下使、將軍死亡の弔使として江戸に來るや、幾多の金銀財貨を之に贈り、また京師に天變地異あるや、弔慰として貨財を贈るがため、公卿は德川氏の恩を感ぜざる能はざりき。況んや皇威凌遲すと雖も、猶ほ四五萬石より七八萬石の御料と、歳時の貢獻を得、其大半はまた公卿の手に入り、多少の餘裕を生ぜしかば、再び浮靡華奢の王朝風を生じぬ。公卿は固より德川氏を以て、幕府中の最も仁惠あるものとなさざる能はざりしなり。

酒井忠清の専横、大奥婦女政治に容喙す、鳥親を將軍とするの議、綱吉の迎立

斯の如く貴族公卿が安逸を樂しむと

軍の親政となりて、大老奉行は其書記たるに過ぎざりしも、家網に至つては、凡庸にして早くより榮華に慣れて世事に疎く、また親政に堪へざるものとなりしが、幸に酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋の在るや、老實忠厚の古武士風を存したるがために、將軍の權猶ほ衰へずと雖も、忠清に至つては機才前人に超ゆと雖も、また老實の古武士にあらざるがため、將軍の權一に忠清に歸し、諸侯、將軍の家に集らず。争うて忠清の門に集り、之を稱して下馬將軍と云ひ、書翰に於ても、下馬將軍の敬語を用ふるに至る。故に大諸侯と雖も忠清を見んと欲せば、深夜家を出て忠清の門前に夜を徹し、拂曉人に先つて刺を通ぜずんば、忠清を見る能はずと言ふに至り、其殿中に會するや、忠清の一顰一笑によりて、哀樂するに至る。此の時に方つて大奥の婦女また漸やく權を専らにして、政治に容喙せんとす。初め春日局が秀忠の夫人淺野氏と争うて家光を立てし以來、春日局の權、大奥に伸ぶると共に、大奥婦女の權漸やく盛にして、請託往々其手に出でしと雖も、家光、法を執ること嚴峻にして、諸老、また嚴毅、剛直なりしかば、猶ほ甚しからざりき。家網に至りては、凡庸にして事を大老に一任して、また外間の事を知らざるより、大奥の婦女、或は幕中人物の善惡を説き、世上の風説を傳へ、漸く降を政治に扱さんとするに至る。是に於てか忠清法を設け、大奥は漫りに世上の風説人物の善惡を論ずべからずとなし、將軍の夫人に謁せんとするものは、必ず老中の許諾を受くべしと定めぬ。是れ固よ

元祿元年、寶有詮と稱する書清人に依りて傳へらる。長州の人向井某、其耶蘇教を書きたるを言ふ。是より外、船輸入の書を檢す。阿蘭人ケンブル將軍に謁す。四月、大廣間の舞臺にて將軍自ら猿樂を舞うて諸侯旗本をして拜見せしむ。是より數ば此事あり。老中御側衆また皆踊る。

元祿二年六月、女子の踏舞、諸侯旗下の邸、寺院に入す。之が禁令を出す。二年六月、令して猿猪鹿、田畑を荒す。と雖も追ひ散らす。容易に殺さず。萬一巴むを得ざる時は官に乞うて殺すべきを命ず。同年十月、奥右筆組頭を設け、徳川彦左衛門を之に任

同年十二月、歌人北村季吟を召し、二百俵を與へ醫師に准ぜしむ。幕府歌所を置くの始也。

元祿三年九月、幕府の役人に文道に志すべきを命じ、自今林氏の講義に必ず出席して聽講せしむ。

元祿三年、栗田説麿を下して徒に教ふ。

同四年正月、儒者の僧侶の如く剃髮するを改めて結髮せしむ。會津水戸はより先だちて實行す。

同年二月、將軍大威殿に入つて孔子の像を拜し、釋典を行ふ。

徳川氏の盛世 池田光政、熊澤蕃山

生じたるが如くなりき。而して諸侯また此の風雲に動かされて、劔を捨て書を開くと共に、其封境の政治、單純なる武斷專制の能く爲すなきを見るや、また争つて學者を延きて其政治の顧問たらしめしかば文教鬱然として起る。而して當時諸侯の中最も文教を重んじたるもの、中國に池田光政あり、北方に保科正之あり、中央に徳川光圀あり。皆文學を重じ、學者を重用し、其政績大に擧りしかば、四鄰風を聞きて之に従ふ。

池田光政、熊澤蕃山

池田光政は岡山の城主にして池田輝政の後なり。闊達にして敏慧、善政によりて美俗を起さんと欲し、頗る賢君の風あり。少小父祖の業を襲うて國主たるや、心を治民の道に勞し、夜寝ざるもの數次なり。已にして君子の儒なる語を聞き、善政美俗の道此にありと爲し、銳意して儒道を以て民を勵まさんと欲し、江戸に上るや、十三經の箱と、鐙櫃とを并せ携へ、道必ず近江に中江藤樹を訪うて教を受けしが、京都所司代板倉重宗の推薦によりて、京師の人熊澤次郎八を用ふ。次郎八は即ち蕃山なり。時に文教起りて學者多く詩文を事とし、然らざるも宋儒性理の説に従うて内省工夫を専らとす。蕃山之を以て足れりとせず、直ちに儒道を政治の上に行はんとす。此時に方つて中江藤樹王陽明の説を奉じて宋儒と異を立て、實踐窮行の徳を以て郷黨を化し、世に近江聖人の稱あり。蕃山之につきて學び、光政また能く之を任用し、舊臣譜第を超えて家老たらしめ、三千石を與ふ。蕃山は

其世に教ふるに人君たる者は、唯だ漫然高き居るものにあらずして、天職を有し、此天職を遂げずんば、曠職の罪あるを以てし、此天職は生民の發達にありとなし、王霸の別を説きて、將軍は代官にして、天子は眞主たるを論じ、耶蘇教排撃の無益を論じ、佛教の専横必ず天下を亂さんことを説き、僧侶の前途は流賊となし、武士の現身は民を賊するの盜となしぬ。彼れ天子を木偶とし、民を見ること土芥の如く、人心を見ること木石の如く、一點の自由を認識せざる當時の社會に對して、根本的變革の見を持す。其氣魄宏大にして、識見透徹、膽氣豪張、儒服せる英雄にして、徳川三百年の儒者中、比肩すべきもの少なし。彼は其の著眼高邁なるのみならず、其手腕も亦敏活にして之を其領邑に行うて民生の發達は、民政にありとなし、民政の本は山林保護にありとなし、水利を治め、山林を保護し、文教を起して民俗を正し、佛寺を破却して佛僧の横私を抑制し、政刑大に擧りて、民俗爲に化せしかば、遂に其意見を天下に及ぼして、國風を改造せんとするの志あり。大名天下に振ひ、天下人物を數ふれば、先づ蕃山を數へ、賢君を數ふれば、先づ指を光政に屈す。故に蕃山光政に従うて江戸に出づるや、諸侯、幕老、争うて其説を叩く。京師の公卿亦其説を悦び、或は王政回復の時あらんことを思ふ。

會津の保科正之、山崎闇齋、神道の隆盛、異端排撃

保科正之は會津の城主にして二代將軍秀忠の庶子なり。

徳川氏の盛世 會津の保科正之、山崎闇齋、神道の隆盛、異端排撃

四月、日蓮宗不受... 不施派田宗と號して弘通するを以て合を出して之を禁じ、其僧六十九人を伊豆に流す。此年、高野山の行人學侶の二派相争論して已まず。七月、眞言宗寂照院繪首を幕府に勸化す。幕府其の諾を得ざるに繪首を與へしを怒らしめ且つ繪首は容易に出さざらんことを奏す。同年八月、熊澤蕃山死す。七十三歳。此年、馬、人言を發するの怪を傳ふる者あり、之を禁ずんがため江戸市中の人口を調査せしに、陰陽師、言仙、算道、顯人、山伏、習女、道心を除き八十三、五萬三千五百六十二人ありき。出助太夫に命じ、石囚徒として毎月五回入浴せしめ、二枚の衣服を與へし。同年八月、井原西生、鶴死す。五十二歳。生鶴死すの令出で

徳川氏の盛世 會津の保科正之、山崎闇斎、神道の隆盛、異端排撃

三代將軍家光の死するや、遺命を受けて四代將軍を輔佐し、家綱上半季の政治多く其手に出づ。人となり、絶異の才あるにあらずと雖も、熱心、正直、殆んど愚直の風あり。此時に方つて神佛の混淆其極に達して、神官その身を置く所なく、恰も貴族が武家に蹂躙せられて、天地に跼蹐するがごとくなり。斯くて貴族が之に堪へずして、數ば革命を企つるが如く、神道は自個の信條を立て、神學を組織して以て佛教以外に獨立の地を作らざるべからざるに至れりと雖も、彼等は固より獨立獨行の氣魄なければ時の覇主に結託して、其力を藉るの外なかりき。是に於てか家綱の時、神官、吉田兼敬、其女を以て家綱の妾とし、是より幕府に親近し神道を説く。而して徳川氏も亦深く佛教の禍に懲りたれば、武家に懲りたる諸豪が貴族を迎ふるが如く寧ろ神道を尊びしかば、神道漸く盛にして天下の神社、多く吉田家の管領に歸す。已にして吉田兼從の弟子、吉川惟足また幕府に用ひらる。其説佛教を附會して神道を説き、陰陽の說に交ふるに國史を以てし、迷繆荒唐、信ずべからずと雖も、國家統一の外眼中何ものも存せざる心識單純の正之等、之を信じて惟足を將軍に謁せしむ。是より正之も自ら神道を唱へ、吉川の徒、山崎闇斎等、また之に和し、盛に神道を唱へて、日本の眞道此處に存すとなし、狷狹自ら街うて異説を排し、國民的自尊心を鼓舞せんとす。是より先き林道春、幕府文教の權を執り、朱子學を固守し、異端を排して人の視聽を亂すとす。今や正之、新神道に入つて、異端排撃

しより市中の禽鳥... 増加するも之を殺す能はざるより。之を伊豆に放つこと數ば也。松尾芭蕉死す。五十一歳。三月、諸侯のため將軍自ら中府を講ず。聽く者三百四十二人。元禄八年六月、市刑罰に當る者前新宿中野の地に方一里の中を大屋を建て此に入らしむ。負擔者は一丁目負担者を通じて小間一圓三分也。民間に足らざるを以て勘定味役萩原彦次郎重秀金貨改鑄の議を立つ。改鑄とは金を銅給せ加へて量を増加せし也。十一月、日蓮座を設けて労働者を制す。日蓮座の札を有せざる者は雇使せざらしむ。九年、酒座を置く。同十年、酒税を徵す。是より酒税を徵然として起る。

の聲を擧ぐるや、林氏の異端排撃と相合して此に異説禁止の運動を生じ、其鋒は先づ岡山城主の政治に注がれたり。彼等は大胆不羈なる蕃山の言論を見て驚かざる能はず。彼等は岡山政治、舊例古格を破り、自ら新紀元を開かんとするを見て、祖宗の遺法を因襲せざる潜在者流と爲さざる能はず。彼等は蕃山が京師の公卿と親近するを見て、危疑せざる能はず。彼等は諸侯が争うて蕃山の説を聞き生ける聖人となし、其坐せる席を以て、殆んど神聖なるものとして弟子の踏むべからざるものとなすを見て嫉視せざる能はず。遂に光政を責むるに、舊風に背くを以てす。蕃山乃ち退きて、京都の山水に放浪し、深草の僧元政等と風月を樂しみ、光政もまた退居して業を其子に譲る。已にして山鹿素行もまた朱子學を排するの故を以て逐はる。然も人心の自由は、遂に得て禁ずべからず。南方諸侯蕃山の流風遺韻を仰ぐもの少なからざりき。

水戸の學風、明學の感化を受く 徳川光圀に至りては保科正之と其流を異にして其類を同じうす。正之は神道によりて國家統一を行はんとし、光圀に至りては直ちに神道儒教を混濁して一種の國家説を作らんとしたり。光圀は頼房の子にして水戸の城主たり。少小才名あり、軒昂自ら氣を負ふ。深く文學に志して、中外の典籍に通じ書を四方に募る。而して此招募によりて集まる所の典籍は、多く皆王朝の榮枯を語りて、以て已に彼の腦中に刻まれたる宋儒王霸の辨を助くるものにあらざるなし。是に於てか

徳川氏の盛世 水戸の學風、明學の感化を受く

雖も、少年にして容色あるものは殿中に宿衛せしめられ、公卿の少年を養つて、小姓たらしむるに至る。外山宰相の子長澤資親、押小路宰相の子前田賢長等、皆面首を以て進む。寵臣柳澤吉保の家、數十の宿舎を作つて少年を養ひ、以て綱吉の入るを待つ。凡そ少年たるもの、行くに顧みるを得ず、道にあつて人と語るを得ず、親戚と雖も相見るを得ず。明白に妾婦の如くに待遇せられぬ。彼は喜怒愛樂の情強かりしがため、諸侯大身の改易遷封せらるゝもの續々相繼ぎ、萬石以上の大身にして改易せらるゝもの二十餘家一百四十萬に上り、萬石以下の小身に至つては固より數ふるに暇あらざるなり。彼は踏舞を好みて自ら殿上に舞ひしがため、踏舞女優は公然諸侯大身の間に行はるゝに至れり。彼は繪畫、彫刻、狂言、一藝一能の徒は、悉く之を擧げて士林に列し、儒者を僧侶と同一視して、士林の外に立たしむるの風を改め、儒者をして蓄髪して士林に列せしむるの風を起せり。要するに彼は其放恣任情によりて、知らず識らず士林に新元素を輸入したり。而して此の新進の徒の中、最も著しき者は柳澤吉保なりき。

柳澤吉保の寵任、文學の保護

吉保は百五十石の小身のみ、初め堀田正俊の殿中に殺さるゝや、牧野貞

成大に驚き將軍に告げんとして倉卒劍を脱するの禮を忘れて殿中を走る。吉保途に之を止めて劍を脱せしむ。貞成其沈重を奇として吉保を用ふ。吉保是より將軍に親近して殊寵を受け、國政に容喙する

寶永二年三月、伊藤仁齋死す。年七十九。
六月、北村季吟死す。年七十二。

に至りしが、其の人と爲り巧慧溫和にして、而も多少の見識ありき。彼は綱吉が學問を好むを見て、一家を擧げて學問を勵ましめたり。彼は綱吉が博學自ら多とするを見て、その家臣をして交々經義を將軍に質さしめて、以て其の誇負心を満足せしめたり。彼は其婢女にすら將軍の前に絶句詩を作らしめて、一家學に勵みて、將軍の令を重んずるの風を示しぬ。彼は天下の大勢漸々文運の隆起に向へるを見て、其家を起すは、天下の文士を網羅するにあるを知り、細井廣澤・荻生徂徠・服部南郭の徒を集めて、之を養ふ。是より一時の才人其門に集り、一百五十年前の諸侯が、武力によりて重きを爲したるが如く、彼は文學を以て將軍の寵を繋ぎ、文學の士を以て重きを當世に爲ししかば、綱吉之を殊寵し、數ば其家に入つて文を講ずること前後五十八回に至り、遂に百五十石の小身より、果進して二十餘萬石の諸侯たらしめ、與ふるに甲府の城を以てし、松平の姓を許し、保明父子に自家の偏名を與へて保明を吉保とし、鑄金の權を與ふるに至り、政權全く其手に歸す。吉保乃ち正親町公通の女を妾とし、松陰日記を著はして、自家を以て藤氏の榮華に比し、また東叡山寛永寺に不斷の燈籠をかけて、藤原忠平が之を叡山にかけたるに比す。其立身の急なる、徳川氏あつて以來未だ曾て聞かざる所なり。故に時人之を怪しみ、吉保其妻を綱吉に勸むと云ひ、佞奸邪智の宦官となすに至りぬ。吉保は固より佞奸にはあらざりき。然れども、彼は仕進に急にして、其主君の非を知つて之を諫むる能はず。徂徠以下

幕中才學の士少からずと雖も、遂に將軍の稅政を正す能はず。學問自慢にして、迷信深き將軍をして
縦に其所信を實行せしめたり。

禽獸保護の令、僧侶の殊寵、犬を殺すを禁ず

網吉、常に言ふ、儒は善しと雖も、取らざる所は、禽獸を食ふにあり。佛は善しと雖も、取らざる所は出家遁世するにありと。彼れ觀用教戒の說を作りて、之を柳澤吉保に與へたり。彼をして儒者、佛者若しくは一の逸民たらしめば、世は其言を以て道理ある言として承けしならん。而して政治家は其言ふ所に制限を附して、實行せしならん。不幸にして火は人の用とならずして、人の主となれり。彼は書齋の空論を實行するに、將軍の權威を以てせり。彼は禽獸は食ふべきものにあらざるのみならず、また虐待すべからず、殺傷すべからざるものとなせり。貞享四年正月令して、牛馬家畜を虐使し、或は病んで死せざるに之を棄つるを禁じ、犬籍を作り喪家の犬を養はしめ、魚鳥を生きたがら賣買するを禁じ、犯す者は嚴刑を以て罰するに至れり。其執法の嚴なる、旗本の士と雖もまた免れず。將軍の喜所頭天野五郎大夫、其蓄ふる所の猫兒の、誤つて井に落ちて死したるを以て八丈島に流され、秋田淡路守の家人、吹矢を以て燕を射て死刑に處せられ、評定所の目安讀坂井政直は群犬の相争うて傷くを救はずして死に至らしめたるを以て閉門せらる。士人にして已に斯の如くなれば、江戸の市民、近郷の農夫、知らず識らず令を犯して刑せらるゝもの、日に

享保の年之を護國寺に併す。

護國寺は天和元年の建立也。

數十人、天下其暴に苦しむ。彼は學問自慢あるに拘らず、其迷信の深きや、無學の徒と異らず。彼は其立ちて將軍となるを得たるを以て、祈禱僧隆光の祈禱の力によるとなし、神田橋外地方一里を與へて知足院を建てしめ、壯嚴、奇巧を極め、千五百石の寺領を寄附す。また碓氷八幡宮の別當護國寺亮賢が、網吉の生れたるとき、之を相して至貴の相なりと言へるを以て、之をして小石川に寺院を建てしめ、護國寺と號す。其他寺院僧侶、彼の迷信のために仕進するもの少からず。將軍騎奢の費用、一半寺院に注がる。是れ已に堪ふべからず。然るに彼は僧隆光の說に迷うて、更に犬を保護するの令を出しぬ。初め網吉、子なく、僅かに一子を得しも早世せしかば、快々として樂します。隆光乃ち進んで説いて曰く、將軍の生年、戌に當る、宜しく犬を憐みて、以て保護すべし。人生は皆因縁の致す所なれば、必らず幸あらんと。已に佛說に迷うて禽獸を憐み、人に酷なりし網吉、今や更に令を嚴にして、犬を保護せんとし、而して其子を得んとするに急なるより、執法嚴峻、刑殺せらるゝもの相次ぐ。幕府の有司、無辜の民の刑殺せらるゝもの多きを見て、乃ち江戸の近傍中野に十六萬坪の犬小屋を作りて、市中の犬を驅つて此處に入らしめ、以て市民を刑辟より救ふ。期月にして集るもの十萬頭、喧嘩狎々數十丁の外に聞え、其狀北條高時滅亡の時の如くなりき。然も運動の勢力と、反動の勢力は相均しからざるべからず、應仁以來一百五十年の騷亂によりて生れたる治平は、同一の歲月を持

徳川氏の盛世 綱吉の禁奢令、彼の驕奢恣意、社會的進歩、貿易財政の狀態
六二二
續せんとして已まず。泰平の氣象、融々として生ぜしかば、天下は此の犬狂將軍をして、放歌亂舞せしめて、敢て一毫の動搖を生ぜざりき。

綱吉の禁奢令、彼の驕奢恣意、社會的進歩、貿易財政の狀態

綱吉は市民の驕奢に對して、絶對的禁止の見を有し

たり。是れ驕奢は國家經濟の上より禁ずべきものなるが故のみにあらず、綱吉の狹隘にして自尊なる氣習は、市民に對して睥睨の意を生ぜしめたるが故なり。綱吉、東叡山に詣づるや、富商石川六兵衛の妻が黒門の前に棧敷を作り、黄金の籠を垂れ、名香を燃し、盛装の侍女を左右に従へて行列を見たりとて、怒つて其夫妻を遠島に配流せり。彼が大傳馬町を通過するや、香料の薰高さを以て、人をして探求せしめて、其の富商丸屋某の家に伽羅を焚けるものなるを知り、其財産を沒收して遠島に配流せり。彼は更に平人の服は、金沙・總鹿子縫物を用ふべからず、絹・紬・木綿・麻布に限るべきを令し、小袖の表、一反の價銀二百目を超ゆべからざるを規定して、以て平人をして、其生活を上げざらしめんと欲しぬ。然れども江戸市民の驕奢を禁じたる綱吉は、徳川氏ありてより以來、最も驕奢なるものなり。其政治は最も不廉なる政治なり。其後宮は最も奢侈なるものなり。彼の如き人物を以て社會の活力方に充溢せる國民に臨む。生活の度の高まらざらん事を望むも亦得べからず。國民は已に寛永八年に地球儀を製作し得たり。貞享三年には蘭人の外科療法を得たる奥醫師瀬尾昌琢あり。元祿三年

石川六兵衛の妻、
京都の東叡山に詣づるや、
富商石川六兵衛の妻が、
黒門の前に棧敷を作り、
黄金の籠を垂れ、
名香を燃し、
盛装の侍女を左右に従へて、
行列を見たりとて、
怒つて其夫妻を遠島に配流せり。
彼が大傳馬町を通過するや、
香料の薰高さを以て、
人をして探求せしめて、
其の富商丸屋某の家に伽羅を焚けるものなるを知り、
其財産を沒收して遠島に配流せり。
彼は更に平人の服は、
金沙・總鹿子縫物を用ふべからず、
絹・紬・木綿・麻布に限るべきを令し、
小袖の表、一反の價銀二百目を超ゆべからざるを規定して、
以て平人をして、
其生活を上げざらしめんと欲しぬ。
然れども江戸市民の驕奢を禁じたる綱吉は、
徳川氏ありてより以來、
最も驕奢なるものなり。
其政治は最も不廉なる政治なり。
其後宮は最も奢侈なるものなり。
彼の如き人物を以て社會の活力方に充溢せる國民に臨む。
生活の度の高まらざらん事を望むも亦得べからず。
國民は已に寛永八年に地球儀を製作し得たり。
貞享三年には蘭人の外科療法を得たる奥醫師瀬尾昌琢あり。
元祿三年

には木片の頭に硫黄を附せる附木を生じたり。十年には酒舗を公認して、酒税を收むるに至れり。已に家網時代に土佐光起を有し、狩野探幽を有せる繪畫社會は、また絶大の進歩を爲して、浮世繪の菱河師宣・鳥居清信を生じ、關新助を有したる數學社會は、また安井算哲・長谷川善左衛門によりて、高等なる數理を發見するに至りき。九谷焼は探幽の高弟、久閑守景の畫筆を得て絶大の進歩を爲せり。漆器は象谷のために復興して、青海勘七・小川破笠の手によりて、常憲院時代の物と稱せらるゝ逸品を生じたり。昔は飾を好む婦人すら、麻繩にて頭髮を結ねたるに、今は元結を生ずるに至りたり。婦人の帯は僅かに巾二三寸に過ぎざりしもの、今は八九寸の廣さに達したり。物質的進歩の勢、滔々として抑ふべからざるは當時の勢なりき。彼は此の形勢に刺激せられ、此の形勢を刺激しつゝ、古今有數なる放縱驕奢を爲ししがため、江戸市民の驕奢を戒飭したる彼の時代に於て、幕府は其財政困難の端を開きしが、其破綻は外國貿易の失敗より現はれぬ。是より先き外國貿易は、年々の輸入超過のため、金銀銅の濫出甚しきを示せしが、幕府の財政家は朝鮮貿易を一萬八千兩に止らしめ、藥種以外の植物・生物・小間物・道具・珠玉、その他衣服とすべからざる織物を輸入するを禁じ、琉球との貿易を二千兩と制限したるも、國民の購買心は驟かに禁壓すべからずして、長崎・對馬・堺の地を経て來る密輸入となりて、金銀の輸出となりぬ。凡そ慶長六年以來綱吉の治世の末、寶永五年に至る間に、外國に出

でし黄金六百九十九萬二千八百兩、銀二百二十二萬二千六百八十七貫目、銅二億二千八百九十九萬七千五百斤なりと言ふ。これ公然の輸出にして、密商に至りては數量の外なり。而して此大半は元祿以後の輸出にかゝると言ふ。慶長以來發行したる金銀貨の概數は、金一千四百七十二萬七千五百五十二兩、銀一百二十二萬貫なりと稱せらる。故に國內に流通する所の貨幣は金八百六十三萬四千二百五十二兩、銀七萬七千三百十三貫目なり。文祿より五十年の後延享六年日本の人口は二千五百六十八萬二千二百十人あり。此人口を以て此通貨を爲す。國內の足らざるの狀態すべきなり。是に於てか時の勘定頭萩原重秀策を立て、地租を改正し、上中下三田の外に上上田、下下田の二等を加へ、上田の租は豊臣氏以來の法を墨守して、一坪粗米一升と規定して、上上田より一升六合を納付せしむるに至り、旗本の諸士に祿を與ふるに、倉庫の米を以てするは轉運の損失を幕府に負ふものとなして、大身の旗本は江戸附近に采邑を與へて自ら其租を取らしめ、以て幕府の費用を省き、凡そ以て收むべき所は收めざるなきも、驕奢止る所なくして、遂に支ふる能はず。將軍日光參詣の費用すら給する能はざるに至れり。是に於てか幕府の規模を小にして儉素ならしむべき乎、貨幣を改鑄して其性質を劣惡ならしめ以て其分量を増加する乎。然らずんば足利氏の爲したるが如く、町人に用金を命ずるの外なかりき。綱吉は其驕奢を已むる能はざるなり、御用金は過大なりと爲されたり。是に於てか萩原重秀は遂に惡貨を多造

するの策を取り、元祿八年舊金銀を改鑄して、其品質を劣惡ならしめ、天下に令して舊貨を藏せずして、改鑄せよと迫りしと雖も、善貨益々藏れて出でず、却つて新貨の贗造を生ずるに至り、物價騰貴して市場爲に紛擾を極む。

元祿武士の氣風、赤穂義士の復仇、天災地變、綱吉の死

斯の如き流風に感化せられ、斯の如き形情に圍繞せられては、武士の氣風も一大變化を生ぜざる能はず。江戸の武士は新進の商人と其榮華を争はんがために、一擲千金を辭せざるに至りて、數尺の木綿糸を拾うて貯へたる土井利勝の遺風は、地を拂つて空しくなりぬ。彼等は幕府の直隸たるを以て、諸侯の臣下に驕らんが爲に、江戸様の風流を作り、江戸ッ子の體面を守らんとして、財力以上の生活を營むがために、家光時代の謹嚴尙勇の風失せて、霸氣相凌ぎ、大半俠兒的氣風を帯ぶるに至りぬ。曾て刀の外見を問はずして切味を問へる士人は、鑊金、燒刀の美を競ふに至りて新刀の時代を生じ、一轉して雪踏に三分の金を投じて、刀劍には一分を投ずるを惜しむの風を生じ、曾て草もて頭髮を束ねたる武士は、今は紫の絹紐を以て頭髮を理めて美を競ふに至り、曾て衣は肝に至り、袖腕に至りし武士、今は紅絹を以て衣服の裏となし、翩々として春風に驕るに至る。所謂元祿風なるものは、俠兒の疎宕と、武士の自尊心と、市民の富に驕り財を輕んずるの心と抱合混化したるものなりき。斯の如くして市民は漸く泰平の澤を受けて、富を積みて力を爲

徳川氏の盛世 元祿武士の氣風、赤穂義士の復仇、天災地變、綱吉の死

當時耳の垢を取つて薬とするものあり。講談を以て薬とするものあり。

賣買の禁を解き、之によりて罪を得たる者も放つ。新井君美に通鑑網目書を講ずる前後一千三百九十九日也。

同年五月將軍宣下の禮あり。京都の公卿勅使として下向する者、將軍の次の間にて劍を脱す。幕府また勅使を襲せしめ人毎に拜見せしめ人毎に鳥目一貫を賜ふ。同年五月、諸大臣國持に對して、謹愼ならしめて、また老中らに對して、草花を贈るも受けざらしむ。院御所に七十月を寄進す。君美の市井にあつて貧乏なるや、河村瑞軒、巳に財を村りて才名あり。其孫女を以て之を妻はし、送るとに金君美之を受けず。身たると蛇尺寸のび鐵氣を之に受くる能はず。人の此のる

世にある、又斯の如し。少小志を屈するは終生志を屈するものなり。然當時文教の氣鬱然ひしかば、四方風を吉亦其學に乘じ、少からず。中もつきて木下順庵最も名所となり。網吉の仕ふるや、林府の偏之に歸す。君多の之に才あり。美順庵之を挺て、門の高弟として、巳にして家大也。府の文學を林信篤の門弟中を求む。其附屬、辭す。阿宜乃ち更に順庵に求むるや、順庵乃ち白石を勸む。東山天皇位を皇太子に求むる。皇太子、慶仁門を拜す。時九歳也。其の勞勩者、稱す。行令を出して、其の横令を出して、座より錢を受けて

徳川氏の盛世 間部詮房、新井君美の出身、君美の貨幣政策 六三〇
其政治を行はざるべからざりき。側用人政治は其組織に於ては、悪政治たるべき運命を有するものなり。然れども譜第にあらずんば政治の樞機に關する能はざる法制の下に於て、新活力を求めんとせば之を外にして得べからざりき。

間部詮房、新井君美の出身、君美の貨幣政策
間部詮房は、能役者の出身にして門地ある者にあらず。然れども其出身の佞伴の族なるに拘らず、醇直、敢爲、常に殿中に宿し、一月家に宿するもの五六日に過ぎず。故に寵伴比なく、殆んど綱吉に於ける柳澤の地位に立ちしが、老中小笠原長重の如きは其下風に立つを慚ぢて、病と稱して身を退くに至れり。新井君賀に至つては、元と堀田正俊の家臣にして寒貧洗ふが如くなりし者なり。然も知つて言はざるなく、言つて必ず其人を屈せざるなし。二人相結託して大老伊井直該を擁して事を行ひしかば、綱吉によりて養はれたる群黨は目を側だて、彼等を圍繞せしが、孤立の將軍、新進の政治家は、幕府ありて以來の最大難問を解釋せざるべからざるの地に立てり。即ち元祿以來、將軍の驕奢、士人生活の急變によりて生じたる財政の困難を救はざるべからざるもの是なり。元祿八年、荻原重秀の策によりて、貨幣を改鑄して其金質を粗惡にし、其數量を多くしたるより、慶長以來の正貨は全く市場より隠れて出でず。元祿八年より寶永四年に至る間は、舊貨新貨同額を以て換算せんとするも應ずるものなきがため、寶永五年より元祿金百三兩を以て慶長金百

兩に換へんとし、七年よりは百十兩を出すも尙ほ慶長金を得べからず。遂に一百二十兩を出すに至りしかば、慶長金益々民家に藏れて出でず。また寛永通寶の銅錢を作りしに、其質粗惡なるを見て人之を詰るや、重秀乃ち答へて曰く、錢貨は官の作る所なり、假令瓦礫を以て作るも亦何の不可あらんと。斯の如くして嚴令峻法を以て民に迫つて舊貨を出さしむるや、幕府は其改鑄によりて利得せし所略ぼ五百萬兩に達したり。幕府は此の如き大利を得たり。然れども民間之がために、疾苦せるは言ふを要せざるなり。斯の如き國民の疾苦を以て贏ち得たる五百萬兩も、驕奢、濫惠、地震、火災、建築等の爲に須臾にして盡さしかば、寶永三年、また元祿銀を改鑄し、更に一層其質を粗ならしめ、純銀雜物相半ばせしむ。夫れ民間既に慶長金の改鑄によりて痛苦を蒙りしに、今また粗惡なる元祿銀を改鑄せんとするに至つては、其痛苦殆んど名狀すべからず。而も當時の財政家は此外に公用を濟するの術なきに苦しむと共に、改鑄によりて尙私利を得んことを欲し、家宣將軍たるの年、重秀建議して、更に貨幣を改鑄せんと欲す。曰く、幕府の毎年收むる所は、金七十六七萬兩、米四百萬石とす。此内三十萬兩は俸給として支出せざるべからず。餘す所は、四十六七萬兩のみ。然るに去年已に支出する所一百四十萬兩に及び、皇宮造營費また七八十萬兩を要す。而してまた存する所三十七萬兩に過ぎず。故に現に募らざるべからざるもの一百七八十萬兩なりと。財政の如き複雑なる問題を知らざる幕老、皆恐

十一月、夜更に江戸市中を通行する者は、四町後は柏子木にて一町送りせしむるの令を重ぬ。三月、二挺三挺立の船を停止す。三月、從來町駕籠も、此時減じて百

ば、幕府の位地は奇怪不思議の物たるを見るべし。戦國の世、人唯だ強弱あるを知つて、是非を論ぜざるの時は、斯の如き缺陷も當然なるが如くに看過せられたり。然れども今や學問の世となれり。儒生の世となれり。宋儒王廟の辨の世となれり。忠義なるもの、初めて確定したる國民思想となるの世なり。夫れ王にして正統なるか、覇は之に屈せざる能はず。徳川氏にして王たらずんば、覇者とするの外なきなり。夫れ忠義を勵めと言ふ。其君上に對しての忠義ならざるべからず。而して天子は王たり、幕府は臣たりと言ふ。是れ忠義の教は天下の民をして、悉く幕府を離れて皇室に嚮はしむるものならざるべからず。大膽なる家康の公武法制も禁中方御條書も、此に至つては近世的精神の爲に、根本より打破せられざるべからず。而して幕府の制度の基礎に存する大矛盾は、徳川三家の一たる水戸藩より出でし大日本史のため、八條宮尚仁親王の侍講にして保建大記の作者たる栗山愿のため、和學を復興せる賀茂真淵のため、荷田春滿のため、垂加流の神道を立てたる山崎闇齋のために、熊澤蕃山のために明白に描き出されたり。而して淺見綱齋の如きは、靖獻遺言を編輯して、以て天下の志士を鼓舞し、時あらば義兵を擧げ徳川氏に敵せんと言ふに至る。今や公卿を擁するの浪士なしと雖も、此の公武の衝突は人心の上より起らんとす。是れ經綸ある政治家の看過する能はざる所なり。勿論徂徠等一派の學士は、公然王者を以て徳川氏を見、此間の矛盾を認めずと雖も、苟も幕府にして猶ほ臣屬たる以上は、此の危険は危険として存す。新井君美は斯の如き現象に盲目なる能はず、漫然として文學上に幕府を王者とするに安んずる能はざりき。彼は固より一代の機變を制する政治家にあらずして、制度典章を以て天下を整理せんとする立法家なりき。故に立法家の見地より著眼して、長く今日の制度の維持すべからざるを見て、朝廷が一切の政權を幕府に依頼したるが如く、僅かに朝廷に存する所の官爵與奪の權をも幕府に取り、幕府が實力に於て天下の主たるが如く、名に於ても亦天下の主たらしめんとし、即ち幕府をして日本國王たらしめ、實權のみならず名分をも幕府に執らんとす。而して家宣また華麗を好み、貴族的習氣ありしかば最も之を喜び、大に制度を起さんとして、近衛前關白基熙を招きて留むること三年。幕制を變革すること少からず。天子に答ふるに勅答と云ひしを返答と改め、玄關前の門を中雀門と名け、布衣の徒には六位の衣冠を著けしめ、大夫には狩衣を著けしめ、夫人を御臺所と稱せしめ、舊格を破つて従三位に叙せしめ、遂に從一位に昇らしめ、衣冠文物、多く王朝に擬す。是に於てか秀忠が其女を中宮として皇家に親しみに反して、皇女を將軍の夫人とし、京都の血液を幕府に輸入せんとし、世子鍋松の夫人として皇女を降すの約を結ぶ。若し君美の爲さんと欲する所にして遂げられしなば、頼朝以來の一大變革を生じたりしならん。天下皆目を側て、之を見る。已にして正徳元年朝鮮の聘使至るや、君美之を待つ禮を改め、自ら日本大君と稱するを改めて日本

五十挺に止まらしむ。遊女を郭外に置くを禁ず。細井廣澤、今井順庵と計り正面板を初む。

正徳三年五月、女の衣類小袖の表、上は五百目、萬石以上は四百目を限り、其餘の服を洗ふるも應ずべからざるを令す。九月、小普請西山勝兵衛浪士の子を養子とせんと言ふ。死するや、家除かて同年、伊藤東涯の古學指要、都魯大享保四年八月、貝原益軒死す。赤羽に家塾を開く。

享保五年十月、水戸の大日本史成る、江戶より火を失、旗本の士五十歳以後にして死せしもの、李王修辭の許す、唱へ新義を唱ふ、朝鮮の使大坂に入、彼等若し新義を用ひずんば、客館に入るとき、腕力を用ひて興を下の禮を行はしめんとす、使者之を知つて服す、家宣、幕府中に黨與少きを以て、勞苦經營遂に病を得たる也

徳川氏の盛世 硬貨の制、荷蘭の貿易及び其制限、抜荷の風生ず、吉宗出で、家宣の政を破る、幕府衰亡の端

國王とし、使者を待つに尾張・紀伊・水戸の三家と、同格を用ひしを改めて、三家よりも一等下らしめ、其他送迎の禮を改むる所多し。朝鮮の公使抗爭して聽かず。民間訛言して、兩國の間兵端を開かんとすと言ふ。君美顧みず、辯難討論、遂に之を屈せしむ。將軍已に外に對して王となりぬ。内に對して王者たる制度を建てんとし、典例を定め、官爵の名を改めて、王朝の名目を附し、衣冠の制を改めんとす。事未だ成らずして、正徳二年十月病を以て死せしかば、古今國體の大變革は、遂に行はれずして已みぬ。

貨の制、荷蘭の貿易及び其制限、抜荷の風生ず、吉宗出で、家宣の政を破る、幕府衰亡の端

然れども間部詮房は已に將

軍の遺命を受け、君美は朝鮮使節應接の時、筑後守となりて貴族に列し、濃厚無爲なる井伊直該は大老として、間部・新井の爲に衆心を攪りしかば、彼等は遺命により四歳の少年家繼を擁して、著々として改革の政を行ふ。改革は先づ幣制より行はれたり。正徳二年十月、天下に令して、從來の金銀貨幣を改鑄して、一切慶長金と同一の品位重量を有せしめんとす。此政策は、爾後數年間繼續せられて享保年間まで實行せられしが、前後鑄造する所の貨幣は武藏判(金貨)八百四十九萬三千五百兩、享保銀三億三千四百二十二萬貫目に達す。是に於てか、物價其平正に復して、亂高下なく、數十年間、恐貨の危険の爲に滯滞せられたる商業は、再び活氣を生じ、四民泰平を頌するに至りき。然れども已に

貨幣を改鑄するも、貿易の制度を改めずんば、金銀は流れて海外に出でんとす。此時に方つてや歐洲は已に光榮ある十八世紀の曙光にして、荷蘭は世界の造船所たり、金主たり、製造者たり、運送者たり。其商人は日本・支那の沿岸を來往すること猶ほアンテワルプ、ゲント府を來往するが如くなりしかば、久しき騷亂より静まりて長き泰平を得たる日本國民は、渴者の水を求むるが如く、歐洲品を求め寛永十一年に至つては荷蘭船の輸入せる所三百二十萬弗に達したり。之に加ふるに對岸の大陸にありては康熙帝、英雄の姿を以て、内には學士文人を網羅して著作せしめ、外には國境を開きて商賈の來往に便し、勘合船の制限を破りしかば、唐船の長崎に寄集するもの一時二百隻に達するに至りき。是に於てか享享二年初めて貿易を制限し、荷蘭船に對しては金五萬兩を限りとし、唐船に對しては銀六千貫目を限りとせり。此時に方つて我の賣るべき物品少なくて、唯だ金銀を出して彼の物品を請ふに過ぎざれば貿易にあらずして買収に過ぎざりき。然も定額の外、銅を以て彼の商品に代へんことを請ひしかば之を許せしより、銅を漸く減少す。幕府時代財政の窮迫は幕府武士の驕奢のみにあらず、此貿易上の敗北によりて、金銀銅を海外に溢出せしめたるが爲なり。是に於てか正徳五年、海外貿易制限の令を定め、唐船の數は三十隻、之に對する銀は六千貫目に止まらしめ、此中、銅三百萬斤を代用せしめ、荷蘭の船は二隻にして、貿易額は銀三千貫目に止まらしめ、此中、銅百五十萬斤を代用せ

徳川氏の盛世 硬貨の制、荷蘭の貿易及び其制限、抜荷の風生ず、吉宗出で、家宣の政を破る、幕府衰亡の端

徳川氏の盛世 硬貨の制、荷蘭の貿易及び其制限、抜荷の風生ず、
吉宗出で、家宣の政を破る、幕府衰亡の端

しむ。幕府より特許牌を與へ、牌を有せざるの船舶は、來泊するを得ざらしむ。然るに此制限は内外の商賈を窘しむること甚しかりしかば、此に抜荷商なるものを生じ、長崎によらずして壹岐・對馬の沖に於て、私かに外商と相交易する者を生じ、大膽なる清商は九州諸國、中國の沿岸に接近して抜荷商を拓き、遂には陸地に上りて民産婦女を暴掠する者を生ずるに至り、殆んど倭寇が彼等に加へたる亡狀を呈するに至りしかば、幕府嚴に中國・九州の諸侯七十九人に命じ、兵備を嚴にして密商の形跡ある外船は、一切之を撃破し、些の怠慢なかりしかば、清商落膽して暴掠を已むと雖も、密商は全く之を杜絶する能はざりき。斯の如く、間部と新井と幼主を擁し、殆んど英明の主と雖も、斷ずるを難じたる大事を斷行す。其幕府の紀綱を振肅して、一代を益するや深しと雖も、之がため、群小をして益々嫉妬の心を生ぜしめたり。然れども彼等に屈せず、財政貿易を整理するの外、更に獄制を改革し、民政を整理する所少からざりしが、不幸にして、享保元年將軍八歳にして死するや、家宣が豫め遺命せる所に從うて、紀伊の藩主、吉宗入つて將軍となるや、間部・新井の手に成りし改革は、一切破却せられたり。徳川氏の衰亡實に此頃より萌す。

第二十六章 徳川氏の末世 (神武紀元二千三百七十七年より 二千五百二十七年に至る)

吉宗初名は頼方小
字源六又新之助と
稱す。紀伊大納言
三十三歳。紀伊の
政治に當つて令名
あり。
徳川氏は新將軍の
立つ毎に武家法度
なるものを頒じ、
歴代大抵相同じ。
君美文飾を變じ且
つ註解を加ふ。

吉宗尙武の古風を起さんとす、非改革の運動

侯としては、其政治の簡素なるを以て、令名を得たるものなり。然も少廉曲謹、大氣魄なく、君美等の制度變革を以て、文弱に流る、ものとなし、其將軍たるや、先づ中雀門を破壊せしめ、間部詮房を退け、新井君美を已め、君美の手になりし法令の文體を廢して、一切、天和の古風に復し、新井君美が死生を以て争うたる朝鮮使節延見の禮をすて、天和の舊禮に復し、書籍、衣服、家具等一切新案創造を禁じ、天子の山陵を檢して之を修補し、遂に金銀貨を改鑄して、其質を粗惡にして元祿・寶永の昔に復し、新井君美の學識膽氣によりて經營せられたる改革、一も存するものなく、唯だ存するものは、貿易制限の一事のみ。之すら長崎奉行の論辯によりて僅かに支へられしのみ。蓋し彼は武人的氣質を有して、多少の讀書あるがため、却つて武愚となり、君美の尙文的改革を以て繁文縟禮となし、其實に時勢の急に應ぜんとして、自然の勢、此に到着したるものなるを辨識する能はず。銳意して唯武惟れ尊びし古へに世を返さんとす。而して幕府の士人、方に君美等の變革に反抗せんとしたる時なりし

徳川氏の末世 吉宗尙武の古風を起さんとす、非改革の運動

かば、多少の歡諾を以て迎へられたりき。而も政權依然として老中の手にあらずして、吉宗の側用人、小笠原肥前守胤次・有馬兵庫頭氏倫・加納近江守久通三人の手に歸しぬ、彼等が一意間部・新井を窘迫せんと欲するがため、綱吉の時に用られし佞倖の臣、相並びて進む。然れども尙武の風尙は一時行はれしのみ。而して非改革の情力は永久に存しぬ。

富力武力を吞み、大農小農を吞み、市府村落を吞む

蓋し此時に方つてや社會組織は殆んど根本より動搖せんとす。武士なるものが社會の中等民族より出で、其族人、奴隸の勢力によりて、一躍して貴族となりしが如く、今や一百三十年の泰平は中等民族をして一大發達を爲さしめたり。貞享・元祿の交より已に生

じたる富と武權の衝突は、此頃に至つて益々甚だしく、武士の生活益々上りて收入愈々足らず。故に足輕を養ふ能はずして日庸にするものあり。故に若黨徒士の受負を業とするもの、江戸市中に一萬餘人を生じ、遂に切捨御免の特權ある武士の門前、商人が喧嘩して負債の返還を促すものを生ずるに至り、武力によりて建てられし社會は、富力なる新元素の爲に動搖を來しぬ。而して一方に於ては武士が恃みて以て國本とせる農民も、社會的生活の進歩に巻き込まれて、漸々其産を失する者少からず。徳川氏の初めに於ては王朝時代の土地國有の思想を遺傳し、田地の永代賣買を禁じ、石高一石、地面一町歩以下の所有は之を分配するを許さず。獨り分配を許さざるのみならず、土地を分割して殘餘する

所十石一町に充たざるものは、之を分割するを許さず。故に子弟を分つて家を爲さしめんと欲するものは二十石二町歩以上の田園を有する大身ならざるべからず。之より以下の少身は子弟をして獨立して地主たらしむる能はず。小作人たらしむるか、市民の下郎たらしむるか、二者の外なきがため、少農は漸々滅却して小作人と労働者とを生じぬ。田制の斯の如くなると共に、農民も今は蕎麥を作りて祭禮に會食し、煙草を吸ふに至り、栗、柿の如き菓實の外に甘味を知らざりし彼等は、今は砂糖の味を解し、純黒、純樺、純青の外に文彩の服を知らざりし彼等は、今其庄屋・名主の少年が、紫の襪を穿ち、を用ふるに至り、草鞋の外に、眼を觸れざりし彼等は、今は其庄屋・名主の少年が、紫の襪を穿ち、袴を着くるものあるを見るに至り、大家の大襖にも自家醸造の濁酒の外、用ふるものなかりしに、今は酒は公許せられたる酒屋に賣らるゝに至れり。社會的快樂の斯の如く進歩すると共に、彼等の生活は上れども、生産は之と共に進まず。租税の負擔は却つて重きを加ふるも、輕きを加へざるなり。是に於ては田地の永代賣買は禁止せられたるに拘はらず、小農は漸々其産を賣つて小作人となり、市に出で、労働者となり、十石一町以上の小田を分つべからずとの法令も行はれずなりぬ。故に農民の實力権利益益々減少し、幕府創業の時より、代官が町村に租税を課するや、總百姓悉く其租税附課帳を見て爪印して之を諾せるを例とせしに、今は總百姓は村邑の事、一に庄屋・名主の大身に一任するに

享保六年三月の火
災に此春以来の江
戸に四十萬千戸
の十に三奉行に
四月三日、奉行
姓の主人親に
殺せし者、其他の
重罰の時、其は謀
殺の門、刑も此の
に及ぶ、武士は外
なり。

徳川氏の末世 儒佛の争一變して儒林相互の攻伐となる、明音の勢力、仁齋、徂徠、順庵 六四四

ら衣服の裏を紅袖にして春風に飄らしめ、足袋の色を紫にして傍人に誇りしに、享保前後に至つては、江戸の趣味一般に變じて、紅色、紫色の如く人目に聳ゆるものを廢し、革色、花色の如き沈みたる色を選び、其衣服の表は木綿なるも裏は絹にし、或は其表は一見して木綿の如くなるも、子細に見れば精巧なる結城紬を用ふるが如き、一般に外、粗にして、内、驕るものを用ふるに至り、稱して滋味ありと言ふに至る。是れ歴代の將軍が平民の生活の進歩するを嫉視して禁止せる結果として、人民外官命を奉ずるも、内、實に驕りたるによる。斯の如く江戸は常に幕府の直轄なるがため制壓せらるゝを免れずして、大阪の自由なるに如かざりき。即ち如かずと雖も力なきにあらざるが故に、大阪が其肉體的快樂を示すや、江戸の市民は靡然として之に従ひ、黄蝶野花に戯れて春風を領するが如く、放逸、淫樂、無頓著の樂園は、忽ち東西兩市の中に現出して四方を風靡し、貞享・元祿の交、意氣輕俠の元祿武士の名によりて保たれし江戸は、三十年を出でずして、大半市民の豪華によりて保たるゝ江戸となり、武士の實權日夜に去る。

儒佛の争一變して儒林相互の攻伐となる、明音の勢力、仁齋、徂徠、順庵 六四四

くなるに方つてや、學問の上に於ても亦一大變動を來しぬ。初め藤原肅、戦亂の餘塵中に崛起して宋學を唱ふるや、身佛寺にありて佛僧佛敎の缺點を知るがため、其鋒は佛敎に向けられ、佛僧と席を同

同年七月、新刊
又の賣らんとして
むの時、其を授けし
同行の書類は、
道其、巧み出でて
新規に巧み出でて
事有、若し堅く停
細有、若し堅く停
可仕、出で共許す

うするすら其の恥辱とする所にして、子弟多く其風を承け佛を排するを以て儒を立つる所以と信じたるが如くなりき。已にして熊澤蕃山、英雄の姿を以つて四方を風靡するや、其學王陽明を採つて佛敎を排するにありしが、また同時に山崎闇齋あり。佛を出で、儒に歸し、儒を出で、神道に歸し、また其鋒を佛法に向く。已に將軍綱吉、また一種の見を備へ、佛者の遁世を以て經世の大患と爲ししかば、幕府の當初に於ける學問界を一貫したる空氣は、儒學と佛敎との争鬭なりき。是より先き林氏、保科正之の權勢の下に異端征伐を始むるや、熊澤蕃山、第一の犧牲として廢黜せられ、山鹿素行また宋學を排するを以つて罪せられ、天下宋學の外、別に旗幟を立つるものなからんとせしが、蕃山廢黜の後五年、寛文三年、伊藤仁齋、京都にありて一派の學説を立て、朱子學を排して孔子正統にあらざるとなし、専ら漢魏の古注によりて四書を説くと稱し、孔子正統の説、論語・孟子にあり。大學・中庸信するに足らずと爲す。時に京都の公卿、已に政權を失すと雖も、學問に於ては、京師は猶ほ天下の中心たりしがため、仁齋の立つ所最も高かりき。加ふるに仁齋氣宇高邁、其敢爲の心を和ぐるに、學問を以てし、外温厚にして、内勁烈、最も人の長たるの資を有し、仁義を身に行うて君子の儀標を示し、宋學を主とする林氏一派の固陋狹隘なるに似ざりしかば、四方風を聞いて之に従ひ、其の子東涯と聲名天下に聳え、仁齋は肥後の細川侯に聘せられ、東涯は紀伊侯に聘せられしも、共に却けて仕へず。江湖

徳川氏の末世 儒佛の争一變して儒林相互の攻伐となる、明音の勢力、仁齋、徂徠、順庵 六四五

同年七月、評定
所の懸掛に投書箱
を設け、官吏の非
曲等を訴へしめ、
棄文等は採らざる
を令すは採らざる
同年九月、萩生徂
林を老中の家召に
命じて六論行義を
原せしむ。清主の
入程順期の進めし
もの也。

享保七年正月、古
書を撰録す。
二月、養生館、將
軍のため政談を著
はして献す。
徂徠の論語、學
府解成る。
寺院の懸香を禁じ
法事の慶應も家柄
あるものなりとも
二汁五菜酒三獻三
獻に止らしむ。

同年七月、小石川
の町醫小川奎船
目安箱に投書して
貧民救済の施設を
を建てんことを論
ず。乃ち採用して
小石川の薬園の傍
に之を建つ。
同年七月、心中話
の讀賣を禁じ、好色
本を絶せしむ。
九年七月、山田講
壇十三歳にして徴
れて儒官となり、
二百石を賜はる。

享保十年五月、新
井白石死す。六十
九。
享保十年十一月、
江戸の紀國屋源兵
衛、大坂屋新右衛
門の三人に米穀を
ひ集むるの特權を
與へ、且つ大阪に
米相場所を建つる
を許し、他處に集
會して賣買するを
禁ず。

十一年、三宅石庵
官命により尼ヶ崎
に懷徳書院を建つ。
大阪府學の初也。
十二年正月、徂徠
死す。
十二月、唐胡麻よ
り油を絞るを許す。
十四年四月、修驗
者の改行、吉宗の
子と稱す。執へて
是れ也。天一坊

に逍遙して諸生を教ふるもの四十餘年、日本國中、仁齋の弟子を出さざるもの飛驒・佐渡・壹岐の三國のみ。林氏、幕府の政權を以て、宋學を天下に強行せんとするも、其信望、彼れに及ばざること遠きがため、宋學は之がために一大打撃を受けたりき。仁齋と同時に、木下順庵あり。また京都にありて帷を下して諸生を教ふ。其學、主とする所なく詩文に傾くと雖も、從遊の士自ら一派を爲して樹立する所あり。後加賀侯に仕へて綱吉のために召されて儒官となるや、林氏の外、學者仕進の門を作りしかば宋學以外の大勢力となり、其門人新井君美・室鳩巢・雨森芳洲以下、幕府諸侯に仕ふるもの少からざるがため、宋學宗家たる林氏の權益減ずるに至りぬ。已にして徂徠出づるに及びて、仁齋の跡を追うて仁齋を攻め宋學を攻め、亭然として自ら卓立し、遂に學門界の一大變革を起すに至りぬ。徂徠初め、柳澤吉保に仕へて其の書記となる。已にして柳澤敗れて退くや、帷を下して諸生を集め、天下の學者と交る。當時明の遺臣、日本に往來するもの無數なりしが、清已に明に代るや、其商賈文人また來往を絶たず。支那大陸の珍器、異寶、書冊の敬重せらるゝ如く、明音は文明國の言語として尊重せられ、明音によらずんば、支那の詩文經義の眞義を知るべからずと言ふものあるに至り、柳澤吉保の如きは、其家臣をして、明音を以て經義を討論せしむるに至り、修辭は經義講究の第一義として重んぜられたり。徂徠も亦此形勢に教へられて、修辭を以て、支那學研究の第一義とし、一方李干麟・王

元美の説によりて、古文辭の説を唱へ、一方には此の修辭學の助によりて考證を始め、歴史に新見を下して曰く、仁義道德は名のみ。天に出づるものにあらず、聖人天下を安んずる所以なりと。彼は朱子・陽明等を奉じて、心理學的に道德を論ずるを排し、經世安民の物質上より道義の標準を定めんとす。彼が仁齋・林氏を責むるや、恰もミル、ペンタム等の功利論者が、道義感情論を攻むるが如くなりき。彼は王安石の如く、春秋を以て斷爛朝報となし、王霸の辯を以て、空言となし、孔子をして時に逢はしめば、管仲の用を爲すべしと爲し、其言奇聲、縦横、已に心理學的争論に飽ける者をして、靡然として従はしむ。加ふるに其性情磊落にして闊達、少年の心を惹き、吉宗將軍となりて、新井君美の退けらるゝや、幕府に召されて其議論を問はる。其勢威堂々乎として朱子派を倒さんとするものあり。而して仁齋・徂徠等其獨創の見、辯論の雄、皆遙かに支那二十四朝の文學の外に、一新天地を開拓しぬ。是より佛儒の攻伐時代一變して、儒林相互の攻伐時代となる。

史學、和歌、戲曲、俗歌、國民の自覺

儒教が斯の如き大變革を受けたる時、一般文學もまた絶大の變化を受けぬ。當時の儒者、皆口、に詩文を以て、些々たる末技と爲すと雖も、而も詩文を習はざるものなく、諸侯・大夫、争うて儒者を惹きて之を師となし、常祿を以て之を養ふや、學者漸く餘裕を得るより、文學の進歩著しく、木下順庵出で、博通宏識を以て詩文を遺るに及んで、一代詩文の風一變せ

十一月、寛延四年、
より出陣する者、
身も、藝能にて出
身したる者と同じ
萬事を取り他と
一ならず、小普請
島田主計、久、同
家を流連し、妓女
を遊ばせ、流刑に
處せらるる。

徳川氏の末世 士風の三變、農民諸侯に反抗す
を加へたり。

士風の三變、農民諸侯に反抗す

斯かる社會の新勢は、何人もこれを論辨せざりき。しかれども人民の直覺力は、最も鋭敏に之を看取しぬ。戰場に戦ひたる家子・郎黨は一變して、年季を以て去就を決する若黨となりて、武士の風一變し、學問藝能進みて、劍法すら知らざる者を生ずるに至りて、武士の風再變し、生活の便進みて、世祿進まず。武士の威力も財力の前に屈するに至りて、武士の風三變す。市民は此の祕密を知るが故に、財力を以て武士を窘迫するの術を解しぬ。農民は此の祕密を知らず。知らずと雖も、彼等は無意識的に其の弱點を感ずるが故に、誅求に苦しむ最後の手段として、徒黨團結して諸侯の下吏を放逐せんとす。寶曆八年美濃郡上城主金森兵部少輔頼錦、其領邑の租税を收むるに、從來の習慣たる定免を改めて、檢見取となさんとす。農民命を奉ぜず。頼錦下吏をして反抗せる農民を罪せしむ。農民猶ほ從はず。所在相起りて遂に江戸に出で、幕府に訴ふるあり。頼錦また幕府の吏人に賄うて、之を執へて罪に陥れんとす。是に於てか農民團結其三十三罪を數へて、席旗を翻へし、竹槍を揮うて、下吏を追ふ。農民が其領主に抗せしことなきにあらず。然れども其罪狀を數へて、徒黨を起すに至つては、徳川治世中、之を以て始とす。是より頼錦遂に幕府の弾斥する所となりて其封地を失し、其子弟、士籍を削られ、農民も亦其首魁二人は獄門に首を曝され、十人は打首に處せられたり。

然れども頼錦諸侯の身を以て農民と争うて敗るゝの一事は、無意識的に封建制度の弱點を知りし國民をして、有意識的に其乗ずべきを知らしめ、越えて九年日向兒湯郡の民、徒黨して去り、明和元年には、武藏秩父郡八幡山の民、税政を幕府に訴へんとして、檄を遠近に傳ふるや、上野・下野の民亦之に應じ、集るもの二十萬人、驛に至り、郡代伊奈備前守の鎮壓する所となりて事已みぬ。而して寶曆十年二月、將軍家重内大臣より右大臣となり、世子家治大納言を以て右近衛大將を兼ねるの日、赤坂今井谷より火を失し、翌日また神田佐久間町より火を出して江戸の大半を焼くや、狂歌を落首して世子を嘲る者あるに至る。斯の如くして寶曆の末より農民の亂、年々歳々已むときなく、封建制度唯一の擔保たる武士の威力も、最早絶體的に恐るべきものにあらずと信ぜらるゝに至りたり。

政治的冒險者の輩出、竹内式部、山縣大貳

斯の如き新舊社會の變遷に際しては、兩勢力の圖外に逸したる浪遊者を生ぜざる能はず。此の浪遊者は文字あり、智恵ありて、武士の地位を得ざる農工商より出でたり。或は武士の名あつて生活の便なき階級より出でたり。彼等は浪人と稱して、地方都邑を徘徊して良民に衣食を仰がんとす。其才幹あるものは、大官貴族を干して事を起さしめんとし、其幕府の大官を干する者は、功利の説、殖産の計畫を以て之を干し、其京都の貴族を干する者は、政權分配の不平を以て之を干す。而して京都の公卿を干するものは、封建制度の弱點今や明々地に現はれ來りしを看過す

徳川氏の末世 政治的冒險者の輩出、竹内式部、山縣大貳

六月、公事訴訟願
請を速決して、宛
在若しくは病中
勿しは死す
實暦十年、神田
り出火して、川
焼く。吉宗、瓦葺
制を定めしより
五十年、以来の
民路頭に迷ふ
五月、將軍多病
職を見る少なし
職を世子家治に
譲る

政治的冒險者の輩出、竹内式部、山縣大貳
六五八
る能はず。第一に此の形勢を看破して公卿を動かさんとせるものは竹内式部なりき。式部は越後の人にして、武技あり、讀書を好み、京都に出で、人に教ふるもの數年、遂に徳大寺・正親町・三條等の公卿と交を結び、事に託して王霸の辨を以て之を動かす。公卿或は之によりて弓術を學び騎馬を習ひ日夜武技を講ずる者あり。關白及び傳奏之を幕府に告ぐ。幕府乃ち式部を江戸に下して之を追放し、遊せる公卿十七人を貶黜す。已にして寶暦十年五月、將軍多病事を見る能はざるを以て、職を世子家治に譲るの後六年、明和四年八月、山縣大貳・藤井右門等の事あり。山縣大貳は甲斐の與力にして、信玄の驍將山縣昌景の後なりと稱し、兵學に通ず。其弟、人を殺すの故を以て追放せらるゝや、大貳江戸に出で、兵學を以て諸侯大官に入ります。平生、慷慨にして氣節を負ひ、頼朝覇府を開きしより王道地に落ち、皇室凌夷するを歎惜し、柳子新論を著して王霸の辨を論じて、王政の回復を説く。上野小幡の城主織田信邦の家老、吉田玄蕃最も彼を尊信す。然れども彼をして單に王霸の辨を爲すに止らしめば、これ吉宗が識認したる水戸の大日本史と同一の議論にして、毫も幕府に問はるべき理由なかりしなり。彼は王霸の辨を爲すに止らず、兵學に託して吉田玄蕃に授くるに、兵を箱根山に用ふるの策と、西風に乘じて火を放つて江戸城を燒くの策を以てし、暗に之を動かさんとす。時に京都正親町家の士、藤井右門また大貳に従つて遊び、王室の衰微を慨嘆し、覇者の政に平かならず。往々人に對して慷慨

實暦十一年二月、
小幡新見又五
邸、宅地を娘家
四月、公事訴訟
ケ月以上決せざ
しめ、更に六ヶ
もは其何故たる
を届けしむ。寺
に新地を寄附し
寺が本山を離れ
て獨立し、廢絶
たる寺號を以て
禁ず

概の情を洩らす。小幡の僧梅叟、及び桃井久馬等之を密告す。即ち執へて大貳を死刑に處して、右門を獄門に梟し、織田家もまた其封を殺がる。或は言ふ、竹内式部も大貳に従遊せりと。慶安の由井正雪等は、元龜天正以後の浪人問題の最後にして、竹内・山縣等は後來幕府を倒す浪士問題の陳勝・吳廣たるものなり。

田沼意次の外藩授引策、群黨意次を攻む、意次の收斂

此時に方つて幕府にありては老中、松平・武元・井上正經・阿部正右等、老實の資を以て志を合せて將軍を輔佐すと雖も、家治事を田沼意次に一任せしかば政權全く其手に歸し、六百石の小身は頻に累進して、五萬七千石を領して、遠江相良の城主たり。側用人より轉じて遂に老中となる。時に幕府の中、黨派の分るゝ前古比なし。將軍の近親を得たるものは一黨を立て、老中等幕府の權を取る者も、亦一黨を立て、將軍の寵姫に屬する者また一黨を立て、世子に屬するものまた一黨を立て、水戸侯は幕府創業の時より常に治外法權を有するが如くして一派を立て、名分を正すを主とし、幕府の中、將軍の親近を失して、名分論によりて寵臣を攻めんとする者は、常に水戸侯の力を藉るの習あり。而して世子黨と老中黨は常に相反する二個の政黨の如く、世子立つて將軍となるや、世子に屬する黨派、幕中府中の權を取るを常とし、兩黨の間常に反目す。其他の小黨は此の二大黨の間に去就するに過ぎず。田沼意次は已に將軍家治の親近を得て、老中の首

外人と詩文の應答
の外、漫に筆談し
て自國を誹しむの
風なからしむるの
三月、唐船に渡す
煎海風干鮑、饌膳
を内國に試植せし
に、其效顯あらざ
ざるを以て必しも
外品によるなから
しむ。
同月、武蔵秩父郡
八幡山の農民數百
人、神名川に集りて
強訴せんとす。之
を遣うて其罪本人
を殺す。
二年五月、多紀安
地に貸し醫學校を
建て、躰壽館と號
す。
七月、町醫日向陶
庵其者本草綱目考
異を獻す。
三年三月、御藏門
徒を獄に投ず。
六月、大阪に銅座
を設け、全國の銅
を總轄せしむ。

座となり、其黨水野出羽守忠友、米倉丹後守昌晴、稻葉越中守正明を要地に配せしかば、幕中府中の權悉く其手に歸す。水戸・尾張・紀伊の三家、彼を好まず。家治の寵姫津田氏、また意次の專權を憎みて之を掣肘せんとせしかば、彼は柳澤吉保が十分の權力を以てして、猶ほ三家と將軍夫人の歡心を得る能はざりしが如き地位に立ちぬ。是に於てか彼は外藩の力によりて三家を掣肘せんとし、一橋治濟の子家齊を養つて世子となさんとして許諾を得たり。家齊は薩摩の島津重豪と婚を通ずるものなり。三家好まず、奏して之を遮らんとするも意次省ずして之を斷ず。已にして三家また外藩の女を世子の夫人たらしむべからずと論ず。意次、重豪に教へ強訴して之を遂げしむ。島津氏已に世子の外戚たるや、意次また其大廊下に列席して諸侯と位を齊するを免じて越前加賀等の客分と其席を同うせしむ。三家また争つて得ず。益々意次に平かならざりしかば、重豪益々彼を徳として、贈るに長さ三間の白銀船を以てし、盛るに綺羅金銀を以てす。意次また筑前黒田の重臣美作を募るに國主の任を以てして之と盟を聯ねて、以て外援となしぬ。斯の如くして三家内より彼を制するや、家康より疎外せられたる外藩の勢力滔々として殿中に入り來らんとす。赤熱の戀舊派は、皆彼に不平なりき。然れども一人も之と抗するものなくして、皆彼の前に靡披せしかば、其權中外を傾け賂遣其門に滿ち、堀田相模守の如きは三千兩の金を以て大阪城代の職を買ひ得るも、一たび意次を見んことを欲し、其家において

明和八年四月、來
算して、金十一萬
二千七百兩餘及び
銀三百兩餘とす。
寶曆五年の歲計よ
り減ずること二萬
五千兩餘財政の窮
迫以て知るべし。

事を用ふる四人の士に一百二十兩の賂遣を爲ししも、其金の少きがため而會を得ざりき。十萬石の諸侯にして斯の如くなりしなり。また當時の諸侯諸士、争つて蘭人に託して器物を作らしめ、之を以て田沼の門に媚びんとせしが、皆田沼の定紋たる七曜を刻ましむるより、蘭人、七曜を以て日本國民の好尚と信ずるに至りき。故に時人田沼は望むべからざるも、將軍或は望むべしと言ふに至る。是に於てか志を得ざるもの皆圖視して之を憎み、流言之に集まる。彼は前世子を毒殺せりと言はれたり。彼は寵姫津田氏を毒殺せんとして果たさずと言はれたり、彼は一橋治濟・島津重豪と共に叛亂を謀らんとすと言はれたり。彼は賂遣によりて無罪を殺し、有罪を生かすと言はれたり。然れども彼は必しも斯の如きものにあらず。唯一の罪は幕府の財政を整理せんがために、商人を誅求したると、外藩を延きたるの二事にあるのみ。蓋し幕府の歲計豫算は寶曆五年に於て已に定まり、八年に至りてまた十一萬二千七百兩と銀三百貫目に減じたりと雖も、是れ經常費にして、此外臨時の費目、殿中、寵姫世子等の費用に至つては、遙に經常費の上に出づ。之より先き數ば士民に儉約の令を下すも、殿中は更に儉約せず。當時世子が其生母を饗應するや、二十餘歩の間、左右に珍寶、奇器、綺羅を并羅し、其目の注ぐ所、從屬の官吏、悉く之を收めて生母の許に送るを常とす。是れ獨り生母に止まらず、高貴なる饗應皆斯の如くなりき。故に幕府の財政は益々窮して新に財源を得るの外なし。意次已むを得

明和九年十一月、安永元年、六月、改元して、安永元年とす。江戸、黒人入坂より、出火し、麻布より、本橋、下谷、草草、に及ぶ。己に於て、また本郷、駒込、中を焼く。災の及ぶ所、幅一里、長さ五里。實曆五年、水戸仙臺に許可したる、鑄錢の權を止む。其時、江戸に、物價を高くらしむるを以て也。再び、三年三月、再び、水戸に鑄錢を許す。

徳川太平記に曰く、天明三年、仙臺、鑄錢の權を許す。其時、江戸に、物價を高くらしむるを以て也。再び、三年三月、再び、水戸に鑄錢を許す。

徳川氏の末世 江戸の大火、明和の大疫癘、淺間山の噴火、天明の大飢饉、意次の失落 六六二
ず新法を案じて、大阪の富商をして財本を出さしめ、幕府自ら之を諸侯武士に貸與し、其利子の七分の一を幕府に納れしめて成功するや、更らに之を全國に及ぼし、農民は持高百石に銀二十五匁、町人は間口一間に銀三匁、宮、門跡、尼御所の外、寺社山伏は金十五兩を五年間、幕府に出さしめ、また之を諸侯武士に貸して、幕府其利子の幾分を利せんとす。其他新に税目を起すもの少なからず。若し幕府の求むる所此に止らば猶ほ可なり。然れども國人は此外更に諸侯武士の誅求に應ぜざるべからざるものありしかば、殆んど其の堪ふる所にあらず、罵々として不平を訴ふ。

江戸の大火、明和の大疫癘、淺間山の噴火、天明の大飢饉、意次の失落
是より先き實曆十年江戸大半焼失し、造營未だ全く成らざるものあるに、明和九年二月の目黒の行人坂より火を發し、本郷、淺草、下谷、谷中を燒き、江戸の大半灰燼となり、幅延一里、長さ四五里の荒原を生じ、燒死する者四百餘人に至り、火滅せざるもの二日。已にして八月に入りて大風大雨ありて、全國の收穫爲に失すること大半なるに、安永二年の春より疫癘大に行れて死者相次ぎ、二月より五月の間江戸市中のみにて死者十九萬人に達し、遠州日阪の近傍に至つては人烟殆ど盡くるに至る。已にして天明三年七月淺間山噴火して岳麓の村落全然荒原となり、草木人畜殆ど滅亡し、死屍、樹木、流れて江戸の海に浮び、災害の及ぶ所四十里。上野・信濃・武藏の三州人心恟々として安んぜず。所在相起つて領主に抗す。已にして連年風水疫の結

果は、天明四年に至つて古今未だ會てあらざる凶年を生じ、米價騰貴し、國民食を得ず。犬猫鼠を食うて盡くるや、草根木皮を食ふに至り、餓孚道に横はる。中につきて四國・關東・奥羽最も甚しく飢民百千隊をなして食を尋ね、食を得るや同胞相争つて食ひ、食を得ざるや父子夫婦枕を并べて倒れ、呻吟の聲數里に徹し、樹下草間、屍體累々として横はる。天下皆之を以て、田沼の失政に歸して、天人共に之を怒ると爲す。意次乃ち先づ脅迫貸金法を廢して衆心を安んぜんとす。また將軍の寵姫津田氏と和して内憂を防がんとす。然れども事已に遅かりき。依田豊前守、津田氏を遮り濱御殿に於ける意次の響應に與からざらしむ、是れ其毒殺せられん事を恐れてなり。意次、依田を責め、依田家に歸つて自殺す。水戸侯、意次の所爲を難す。大勢漸く意次に背かんとす。已にして天明六年八月、將軍家治病あり、瘧をざらんとす。意次、町醫若林敬順の藥を勧むるや、翌九月家治急に死す。寵姫津田氏意次速に世子家齊を立てんが爲に毒殺せりとなし、意次と争うて短劍を揮うて之を刺さんとす。家齊變を聽きて馳せ來り、津田氏を斬つて之を殺す。意次將に家齊を擁して權を専らにせんとす。水戸。紀伊・尾張の三侯、外藩專權の端開けんことを恐れて、力を合し、遺命と稱して意次を已め、其黨與を却け、竹腰山城守を使として、家齊の生父一橋治濟邸に至り攝政を託せしむ。實は治濟之を諾すれば以て異心あるの兆と爲して、直ちに刺さしめんとせるなり。城中爲に戒嚴す。然れども治濟之を覺りて

June 10th

七を以て、江戸大
米の市況を以て、
五畿の諸國を以て、
米價一兩に於て、
九府一兩に於て、
萬石二萬石を以て、
教府二萬石を以て、
二町二萬石を以て、
八千五百石を以て、
五千六百石を以て、
千九百石を以て、
千九百石を以て、
三百八十人、
五百八十人、
七百八十人、
千八百八十人、
六千八百八十人、
七千八百八十人、
八千八百八十人、
九千八百八十人、
十千八百八十人、
十一千八百八十人、
十二千八百八十人、
十三千八百八十人、
十四千八百八十人、
十五千八百八十人、
十六千八百八十人、
十七千八百八十人、
十八千八百八十人、
十九千八百八十人、
二十千八百八十人、

七を以て、江戸大
米の市況を以て、
五畿の諸國を以て、
米價一兩に於て、
九府一兩に於て、
萬石二萬石を以て、
教府二萬石を以て、
二町二萬石を以て、
八千五百石を以て、
五千六百石を以て、
千九百石を以て、
千九百石を以て、
三百八十人、
五百八十人、
七百八十人、
千八百八十人、
六千八百八十人、
七千八百八十人、
八千八百八十人、
九千八百八十人、
十千八百八十人、
十一千八百八十人、
十二千八百八十人、
十三千八百八十人、
十四千八百八十人、
十五千八百八十人、
十六千八百八十人、
十七千八百八十人、
十八千八百八十人、
十九千八百八十人、
二十千八百八十人、

徳川氏の末世 松平定信、尾大不振の勢、定信の復古政治、平民の勢力 六六六

策を取るを明かにしぬ。彼は質素儉約を勸めて驕奢を禁じたり。町人男女の衣服住居を美麗にするを禁じ、吏人の眼を以て身分不相應となすものは其姓名を尋問し、町役人を附添はしめて奉行所に拘引し、違法の罪を匡さしめたり。諸國より幕府に上書し、若しくは幕府の帳簿を作るに、善良なる紙質を用ふるを禁じたり。羽子板・破魔弓・雛道具・小兒の玩具に、金銀箔を用ふるを禁じ、高價なる菓子を作るを禁じ、能役者の美服するを禁じ、火事羽織頭巾に無用の費を投ずるを禁じ、煙管等の器具に金銀を用ふるを禁じ、女子の小袖、代銀三百匁に過ぐるを禁じ、染模様の小袖代銀百五十匁に過ぐるを禁じ、雛人形の大きさは八寸に過ぐるを禁じたり。而して諸侯の習ふべき模型として、米澤の上杉治憲を賞して以て天下をして風を聽きて起たしめんとしたり。凡そ其爲す所、煩苛、些細に在り、政權を以て干渉し得べき所、一切、干渉せざる所なし。彼れ固より之を以て最上の政策とは信ぜざりき。然れども彼は當時の士流を驕奢の洪流より救ひ出さずば、幕府の遂に成立すべからざるを見、而して市民の驕奢を抑へずんば武士を此洪流より救ふ能はざるを信じたるが故に、先づ其弊源を抜かんとして此の煩苛なる政治に出でしなり。故に前代政治家の毎々の慣手段の如く、市府を抑へんとして、凡そ農民にして市府にあるものに諭して、勉めて其郷里に歸らしめ、財用に窮して歸る能はざるものには、官、旅費を給して歸らしめ、また一方には勉めて繁文褥禮を排して、一切の政、簡易に出でん事を期し、官吏が將軍の間に對して俯伏唯々たるを排して、進言すべきを令し、將軍は天下の善を知るのみならず、また惡を知るべきを令し、先例に拘泥するを排し、公卿の響應を諸侯に命ずるの制を廢して幕府自ら之を變して、事々簡易に従はしめ、公事師江戸宿が願人を弄びて、健訟の風を養生するを禁じ、官吏の強ひて訴訟を内濟せしめんとするを禁じ、また風俗を匡正せんが爲、男女の混湯を禁じ、村落に妓女を蓄ふる者は五ヶ年間、其田畑を官沒し、其收入を以て貧民救助に充て、妓女は女子少き村落に送りて嫁娶せしむ。而して一方には士人文武の教養を勵まさんがため、刑賞并せ行ふ等、守成時代の政治家として、爲さるべからざるものは一切爲し了り。士人の驕奢は、之が爲少しく沮まされたり。淫靡の風は少しく正されぬ。然れども彼を助けて其志を爲さしむべき勢力は、上にも下にも存せざりき。彼は宗教をも、學士をも、其味方とする能はず。門前に妓女を蓄へて寺門の繁榮を願ふ僧侶は、其改革を以て不用の事となし、學士は冷然として之を笑ひぬ。彼は諸侯を味方とする能はず大藩の君主、故らに其令に背きて以て快としぬ。彼は其下僚をも手足の如くに使用する能はず。彼等は唯冷然として其法令を下に傳ふるのみにして、實行を期せざりき。一代の風潮は彼に與みせずして生活の進歩は、滔々たる洪波の如くに士人を巻き去り、彼が高價なる菓子を禁じたる法令の下に煉羊羹は生じ、彼が三百五匁以上の女服を禁じたる法令の下に、金糸繻子の服は商家の子女によりて着

天明八年正月、榮野彦助召されて儒者となり、二百俵を賜はる。二月、松平定信の月番を免じ、輔佐となる。時に三十一、五月、伏見奉行小堀和泉守政方、税政によりて民怨を招くを責めて、其本領を官没す。寛政元年正月、本願寺浄土真宗と稱せんことを評定

學問上の人心を統一す、當時學問の沿革、折衷學、考證學、心學 定信は斯の如き形勢變化の原因を解する能はず。思へらく、是れ風俗の亂れたるが爲なり。風俗を匡正せんが爲には、學問を以て天下の人心を一統せざるべからずと。彼は儒道に通じ、和漢の歴史に通じ、和文學に通じ、其和文隨筆は文學者として優に一個の地歩を占めしむ。故に天下の文人を待遇するやまた極めて厚かりき。安永八年彼が焼失したる皇居經營のために西下するや、彼は中井積善を大阪に訪うて時政の批評を求めたりしかば、積善は草茅危言を著はして之に答へぬ。彼は頼襄の日本外史を著はしたるを聞き、其子をして之を求めしめ之より山陽は一代に識認せらるゝに至りぬ。斯の如く文學に篤志なる彼は、天下の學士に一視同仁なる能はず。天下の人心を統一せんものは、朱子學の外あるべからざるが如くに信じたり。故に彼は一切の駢奢を禁じたるが如き心術を以て、寛政二年、遂に朱子學の外、異學を排撃するの令を天下に下し、之を以て天下の人心を一統せんと欲す。元祿享保の前後を以て勃興の時代とせる文學は、今や正しく分配の時代に會したり。勃興時代にありては、伊藤仁齋・東涯・荻生徂徠・木下順庵・新井白石等の諸豪四方に起りて、各々自ら樹立する所ありしも、文學の分配に至つては、其の範圍極めて狹隘なりき。今や勃興時代を去る約一百年、文學の效果は、漸く世間に識認せられたり。生活の進歩は、平民

所に於て各封事を出さしめ急遽の沙汰及び難しとして同年閏六月宗義切に命じ、同二年朝鮮使來らば費用に堪へざるを以て延期せんことを期す。十月、蝦夷國後藤動す。松前志摩守之を平ぐ。八月、外國藥料を民間に廣むるの令を發し、何人にも之を傳ふるの自由を與ふる。三年九月、筑前長門石見の海岸に異船を見たり。以て、外船取扱を令し、異船あらば兵備を整へて萬一に備へ、船中に筆談譯語せしめ、之を拒絶せば攻撃せよと命じ、また諸侯の往來、古へ海路に多りしもの當時より、陸路によるを以て、航海に熱せしむ。九月、伊豫人尾藤良助、幕府の儒官となり、二百俵を賜はる。十二月、町法を改正して、町入用金を減少し、其の減額

の間にまた文學の快樂を輸入したるがため、文學は一層廣き範圍の間に擴充せられたり。然れども其門戸多くして黨同伐異の風益々甚しきを加へ、而して此の普及せる文學は、不幸にして朱子學に反するもの多かりき。幕府の當初林氏、朱子學を奉じて幕府の學政を司りて以來、朱子學、靡然として風を爲せしが、最初に之に反せしものは中江藤樹、熊澤蕃山等の王陽明派にして、次に山鹿素行あり、那波活所あり、已にして伊藤仁齋出で、漢魏の古注に託して宋儒の説を駁するや、天下震然として動き、荻生徂徠出で、また一家の説を立つるや、漢魏よりも更に深く遡りて、孔子の學系すら動されんとし、朱子學の勢力殆んど落日に向ふ。之に加ふるに、木下順庵、更に將軍吉宗に召されて儒官たるや、其門下彬々として人才を出し、朱子學派の統領たる林氏の權、また漸く微なり。而して更らに驚くべきは林氏の門下生徒にして朱子學を疑ふものを生じ、備前の學者、井上蘭臺（嘉膳と號す江戸の人）の如きは林鳳岡の門に學びて、却つて朱子學を駁し、心性は學問の先つべき所にあらずと爲し、孟子を排し、朱子を排し、伊藤仁齋の發明も猶ほ足らずと爲し、荻生徂徠も猶ほ影を追ふに止まるとなし、古今の學派を歴詆するや、江戸の人井上金峨其門に學び、遂に漢宋の學派を折衷して、一派を立て、名けて折衷學派と云ふに至り、山本北山等其門に學びて徂徠派を攻撃して止まずと雖もまた朱子學を奉ずるものにあらず。また京都にありては柳澤淇園政治に失敗したる名家の戚族を以て

の七分を以て、仁齋の古學に和するに、魏晉放達の風を以てして一世を嘲罵し、石田勘平・手島堵庵等、王陽明の學に基き、神佛の二教を調和して、心學の一派を起し、天子百姓皆同一の心性を有し、尊卑貴賤は位にあらずして、心を悟るの明暗に存すと爲し、人心已に萬象の本にして神なく佛なし、學典もまた要なしと爲し、卑言俗語を以て通邑大市に演説するや、百姓町人群を爲して之を聽き、武士もまた往々其門に入り、江戸に入つて一勢力となりぬ。此他考證の學東西に起り、論語の一書二十餘家の註あるに至る。要するに、仁齋・徂徠、古人を歴詆して一家言を起せしより、朱子の學權地に落つると共に、學問の中心、憑據となるものなく、自由思想沸然として起り、學者皆一家の言を爲し、仁齋・徂徠・朱子學を壓倒して其上に立たんと欲して、放蕩、疎狂の氣習、黨同伐異の風、其盛を極む。これ偏狹にして曲謹、古を尙びて驕於る朱子派の堪ふる所にあらず。彼等は皆切齒して朱註の行はれざるを憤り、一たび光榮を回復せんことを欲す。儒學を以て一世の人心を警醒せんと欲せる定信は、政令の行はれざるを以て人心の統一せざるに歸し、人心の統一せざるを學說の統一せざるに歸するに於て、正しく是等の偏狹者流の感情を代表す。彼は學政に於ても亦反動家たりしなり。

官學私學の爭論、異學禁止の令
然れども已に朱子の學說にすら疑惑を挿むの勇氣ある學士は、定信の令を以て撲滅し得べき軟骨者流にはあらざりき。加ふるに此學政の變更たる政權爭奪の憤氣、また其仁齋の古學に和するに、魏晉放達の風を以てして一世を嘲罵し、石田勘平・手島堵庵等、王陽明の學に基き、神佛の二教を調和して、心學の一派を起し、天子百姓皆同一の心性を有し、尊卑貴賤は位にあらずして、心を悟るの明暗に存すと爲し、人心已に萬象の本にして神なく佛なし、學典もまた要なしと爲し、卑言俗語を以て通邑大市に演説するや、百姓町人群を爲して之を聽き、武士もまた往々其門に入り、江戸に入つて一勢力となりぬ。此他考證の學東西に起り、論語の一書二十餘家の註あるに至る。要するに、仁齋・徂徠、古人を歴詆して一家言を起せしより、朱子の學權地に落つると共に、學問の中心、憑據となるものなく、自由思想沸然として起り、學者皆一家の言を爲し、仁齋・徂徠・朱子學を壓倒して其上に立たんと欲して、放蕩、疎狂の氣習、黨同伐異の風、其盛を極む。これ偏狹にして曲謹、古を尙びて驕於る朱子派の堪ふる所にあらず。彼等は皆切齒して朱註の行はれざるを憤り、一たび光榮を回復せんことを欲す。儒學を以て一世の人心を警醒せんと欲せる定信は、政令の行はれざるを以て人心の統一せざるに歸し、人心の統一せざるを學說の統一せざるに歸するに於て、正しく是等の偏狹者流の感情を代表す。彼は學政に於ても亦反動家たりしなり。

徳川氏の末世 官學私學の爭論、異學禁止の令

を儒官とし二百歳を與ふ。尾藤二洲、都下小學を設けんとて、大に佛僧を論じて其不行狀を責め、其甚しきも九年八月、日履座を廢し、労働者は隨意に人に雇はるを得せしむ。十一月、寛政曆を頒つ。

間に挾まるものありて、林氏の學頭にして四世を歴たる關松窓(永二郎)の如きは其退けらるゝや、田沼意次の友人たる形跡あるが爲なりしかば、議論の相違と感情の反抗は、民間私學の徒をして、録を揃へて異學禁止の令を排撃せしめ、上命は默從するの外なかりし時代に於ても、亦彼等の口吻、風霜を含みたり。中につきて、山本北山・龜田鵬齋・豊島豊洲・伊東藍田・冢田大峰・戸崎淡園・赤松滄洲等極力抗辯して最も畏憚せらる。學問復興の最初は儒佛の爭鬪にありき。已にして中ごろ儒林相互の爭鬪となりしが、斯の如き五六十年にして、今や官學私學の爭鬪となりぬ。大學頭林信敬、また定信の爲す所を善しとせず、上書して之を争へども聽かず。定信其京都より聘したる讃岐の儒者柴野栗山の手を経て、異學排撃の政令を行ふ。已にして林信敬病を以て死するや、定信、岩村の城主松平乘龜の子、衝が才學あるを見て、勸めて林氏を繼がしめて、大學頭たらしめ、尾藤二洲・古賀精里の二人を京都より招き、遂に異學排撃の法令より、一步を進めて異學禁止の令を布き、朱子派を奉ぜざる者は進仕する能はざらしむ。是に於てか徂徠等の嘲罵して學問の霸權を西京より取りし江戸は、再び京儒のために征服せられたり。是より異學禁止の令を全國に及ぼし、朱子を以て根元學筋となし、之に背くものは往々禁錮を以て刑せられ、遂に進んで詩は、李白・杜甫を標準とし、文は唐宋八家を主とし、浮言遊辭を學ぶ勿れと言ふに至る。當時地方文學の中心たりし米澤の興讓館・岡山の學館・萩の明倫館、

徳川氏の末世 官學私學の爭論、異學禁止の令

朱學之儀者慶長以來御事にて御信用方
家代々御維持に
御事にて御信用方
家代々御維持に
御事にて御信用方
家代々御維持に

德川氏の末世 和漢學の狀態、幕府を危うす 六七二
佐賀の弘道館、仙臺の養賢堂、熊本の時習館等、皆朱子派を奉ぜしかば、異學の徒之より大に苦しみが、江戸の異學者のみは、猶ほ峻平として官學と相攻撃したりき。

和漢學の狀態、幕府を危うす 斯の如くして全國の異學は一網打盡せられたり。然れども異學をして盛ならしむるも、幕府は之が爲に其存在を議せらるべき理由なかりしなり。之に反して和文學こそ幕府の存在を疑ふの種子を世人の胸中に植うべきものなるに、却つて輕々に看過せられて、經大の發達を遂げたり。當時の漢文學は井上金峨出で、徂徠古文辭の説を排して、詩は中晚唐を取りて、文は韓柳蘇を取りしより、久しく醇酒に酔うて將に醒めんとしたるが如き社會は、靡然として古文辭を擲つて、平易暢達に歸らんとするとき、市河寬齋また宋詩を唱へて、清麗の一派を立て、詩社を結びしより詩風一變す。然れども文學上の産物として存するものは、山本北山の日本外志あるのみ。其は多く各家の詩文集、經書の註解隨筆あるのみ。光榮は却つて和文學に於て見られぬ。和文學は享保の末、荷田春滿・僧契沖のために起されたりしが、加茂眞淵・春滿の門に出づるに及びて、古語解釋の學大に開け、古記古書の註釋せらるゝもの多く、已にして本居宣長、其門に出づるに及びて、努めて漢學者を歴試し、自國の歴史を知らずして他國の文學に汲々たりしとなし、熱罵冷嘲、餘力を遣さず。前後其門に遊ぶもの六百餘人、四十餘國に散在し、朝紳大官、また節を屈して彼に學ぶ者多し。

寬政十二年五月、
下地伊能三郎右
衛門忠敬に命じて
蝦夷の地圖を作ら
しむ。測量圖此に
始まる。測量圖此
中の古川某亦他國
の圖とするに官買
せん。之を官買
しんとす。之を
之を官買しんとす。
之を官買しんとす。
之を官買しんとす。

宣長と同門の友、加藤千蔭・村田春海、また歌を能くし、其古調新聲、殆ど一代を絶つ。此三人時を同して、出づるや、和文學に對して儼然たる一派の學問となるに至り、流風天下を動かして、和學研究の勢を爲し、遂に盲人塙保己一をして和文學の大學を立て、和學講談所と號せしむ。幕府之を助けて國史の文庫を司らしめ、群書類從の著作となつて、古來の遺編・逸書、また漸く世人に讀まるゝに至りぬ。而して此和文學に潜伏したる古精神は、今人をして王朝時代の往事を追懐せしむるに至りき。國史を讀む者は、固より藤原氏以下源平武臣争鬪によりて、皇室が海島に流竄せらるゝを悲しまざる能はず。假令身をして當時にあらしめば、北條氏・足利氏に黨すべき者ならしむるも、千百年の時日の經過したる後より之を見れば、一片王朝を憐むの情なきを得ざるなり。之に加ふるに和歌和文は、人をして自から王朝貴族の優美閑雅にして、風情に富めるを追想せしむ。假令身をして當時にあらしめば宮庭の腐敗、貴族の淫樂を憤るべきものならしむるも、詩歌的情感は人をして之を忘れて其愛すべきを見て、其惡むべきを知らざらしむ。斯の如く王朝の往事を追想せしむる文學は、人に教ふるに貴族的王朝政治は固有の國體にして、武臣の執政は一時の權道に過ぎず、霸者の政なるを以てしぬ。藤原氏の敗北以來、全く國民に忘却せられし南人の貴族的王朝思想は、貴族が蒔きたりし文學のため、國民の中、文學ある階級の間に鼓吹せられ、一派の漢學者に刻まれたる王朝の説と相合し、春草の春雨に育

しむる勿れ。從來の町人不正あり。宜しく貿易の正義を維持せしむべし。耕作を尙び肉食に遠からしむべし。彼をして和語を用ひしめ、我より夷語を用ふる勿れ。一夫多妻の俗を改め、人口を増加せしむべし。文化二年五月、地方の農民浪人を養つて武藝を磨くを禁ず。三年三月、芝罘岳寺の前より出火して、神田淺草下谷に及び、十六萬餘戸を焼く。死者千二百八十人。石田勘平は丹波岡田郡の人、海岸と號す。都郡問答齊家論を著す。高島は其弟子也。訓我技、新倉新話あり。門人松華屋松翁、張屋道順、澤道二の三人頗同。子夏子貢に比す。

光格の生父尊號の議
是より先き寶曆十二年七月桃園天皇の崩ずるや、太子猶ほ幼なるを以て櫻町上皇の第二女智子皇位を踐む。之を後櫻町天皇とす。已にして明和七年、太子已に長ずるを以て皇位を讓る。之を後桃園天皇とす。已にして安永八年十一月後桃園天皇崩ずるや、後櫻町上皇藤原内前と謀つて勸修寺の門跡寬齋をして、入つて大統をつがしめんとす。而も關白九條尙實之を聽かざらんことを慮り、入つて尙實を退げんとす。尙實聽かずして曰く、天皇の疾大漸ならんとす。臣關白として外に出づる能はずと。遂に遺命と稱して閑院神宮祐宮を立つ。之を光格天皇とす。時に九歳なり。已にして天皇生長して、其生父閑院宮を尊びて太上天皇となさんと欲し、寛政五年二月、議奏前大納言中山愛親、傳奏前大納言正親町公明をして江戸に下つて之を議せしむ。時に將軍家齊、亦其生父一橋治濟を前將軍として大御所と號せしめ城中に入れんと欲す。治濟は、定信等が見て以て野心ありと爲し、田沼の勢力

女を御し肉を食ふ上人と號するも餘りありと。弘文八年、源空に弘覺大師の號を賜ふ。八月、文身を禁ず。仙臺の大槻茂實に命じて蘭書を譯して上らしむ。十二年、朝鮮飢饉して米穀を賣らんことを求む。對馬は朝鮮米を食ふ。喧嘩多し。町内の額を争ふ。政元年五月、英船一艘浦賀灣に入。五市を乞ふ。浦賀奉行松平外記正弘、任所に歸り薪炭を與へて五市を拒む。十二月、砂糖の整殖廣きを以て新田畑の外耕作すべからざるを令す。此年、青地、豊興地志を譯す。治意十二月、上杉死す。其治、天下諸侯の模範たり。其國の子に傳ふるや、遺書して曰く、國家は先祖より子孫に傳ふる國家にして我が私すべき

に依頼すと爲したるものなり。故に定信等は極力之を排撃したりき。今や京都より同一事情を提議し來るに遇ふや、思へらく是れ必ず一橋黨の京都を誘へるならん。若し然らずとするも、已に天皇の生父に尊號を呈するを可とせば、將軍の生父にも亦大御所の號なるべからずと。遂に二使の議を拒む。二使屈せず。辯難數回、遂に天皇の詔勅を出して之を示さんとす。定信之を止めて開かしめず。其關白の手を経ざりしと言ふを聞き、二使勅を濫にすと爲して之を罰し、愛親に閉門せしめ、公明に逼塞せしむ。然れども天下王朝の盛事を追憶するもの、之を以て幕府勅命を蔑にするものとなして、蒲生君平・高山彦九郎等、王朝政治を夢想するもの、漸く幕府の所爲を難するものあるに至りぬ。斯の如くして天下の非難を免れざりしと雖も、公卿の議は之を止めたり。然れども公卿よりも危變なるもの更に現出し、元寇以來の憂苦國民の間に生じぬ。即ち露人北邊に來るの報是れなり。

露西亞の勃興、東下の歴史、林子平
徳川氏は豊臣秀吉外征の失敗に懲りて、餘りに退縮の政策を取り、二百年海外と消息を絶ち、僅に荷蘭の消息を経て、外事を知るに過ぎざりき。斯る間に荷蘭・英吉利・葡萄牙の如き海國の外、恐るべき一大陸地國民たる露國は勃興しぬ。露國は元とスラボニツク種の大侯國なりしが、弘安の年、日本を襲撃して敗北せる忽必烈の同母弟拔都が率ゐたる三十萬の兵士のため蹂躙せられ、西曆一千二百三十九年、大侯ユリイがモスクバ河畔に陣没したるより、露國の蒙古に

もの無之候。人民は國に歸したる人民にして我が私すべきものに無之候。國家人民の立てたる君にて、君のたみに立てたる國家人民に無之候。七月、英人常陸浦に上る。水戸の兵之を執ふ。長崎通商を以て糾問之を放つ。七月、英船薩摩の室島に上り銃撃して掠奪す。九月、足立左内魯西亞學堂を著して之を幕府に上る。山陽の日本外史にあらざ、漢土の文事、日本に關するものを集めて、松下見林の異稱日本傳を補へるなり。漢語は遠江濱松の人、田安家に仕ふ。後漢松可に退隱し、上古農家の風を模して家屋を築居る。翁と稱せらる。萬葉考、祝詞考、冠辭考、伊勢物語古意、源氏物語新釋、古今集打聽等の著書あり。

入貢する二百三十七年、モスクバの大侯イヴァン三世に至りて、兵を擧げて獨立し、四方の蒙古を夷滅し、始めて露國を一統す。然れども此時露國は猶ほ歐羅巴露國にして、烏拉嶺以東西比利亞の地は猶ほ茫茫たる平原、所々に蒙古部落の散在するに一任せしが、西曆千五百八十一年ヴォルガ河邊のコサック部落の會長エルマク八百の寡兵を以て西比利亞曠原の遠征を始む。我天正元年信長天下を定むるの年なり。是より露國東下の道開け、少年功名の徒、比年相繼いで遠征軍を起し西曆千六百四十三年徳川家光が諸侯の上に鷹揚する時、已に北海カンサツカに入り、千八百九十九年元祿武士が其風流豪華を競ふの時、カンサツカは全くペテロ第一世の統治の下に落ち去りぬ。是れより露人益々傍近の諸島に蔓延して漸く北海本島に迫り、明和五年には露船ウルツプ島に來りて抄掠するに至る。斯の如く侵略的大國民は震然として日本の國境を壓し來るも、是等の消息は一も幕府に達せず。四海の波濤平かなるもの、如くに思はれしが、天明六年十二月、普請役最上徳内・小人目付和田兵太夫の二人、命を奉じて、東西蝦夷を歴遊するや、是等の事情は初めて分明となりぬ。然れども上下蒙々其將來の勢を察せず。獨り仙臺の士林、林子平、海國兵談、三國通覽を著して、列國併呑の勢を述べて、露國遂に北方の憂を爲さんとするを言ひ、海防の忽にすべからざるを説く。幕府見て以て妖言衆を惑はすとなし、寛政四年五月其書を燒きて閉門せしめしが、是より後僅に五ヶ月、露船、伊勢の漂民を送りて東蝦夷に

來りしかば、幕吏は坐に其の斥罰したる林子平の議論を回顧せざる能はず。目付石川將監、村上大學をして蝦夷に行き、漂民を受けて交通を謝絶せしめ、東海岸の地理を調査して守備を嚴にせしめ、定信自ら房總・豆相の海岸を巡檢し、將に大に海防を嚴にせんとす。

定信の歴落は何故か、意次との比較、松平信明の執政

然れども定信六年の執政は一代の風潮に違反せり。彼は一時權要の地にあるを利用するの外、風潮に反したる經綸を行ふの器具勢力を有せず。彼は田沼意次の收斂專權に對する反動の勢に乗じたのみ。不幸にして此反動は長からず。彼の收縮政策は適意次を厭ふものをして、私かに意次の時代を懐想せしめたり。蓋し意次は才學の士にあらず、一個の專權者のみ。定信に至つては文學者なり。道學者なり。經濟家なり。而して凡ての方面に於て一個の學說を有し、定規を有し、凡ての社會をして、此の定規に合せしめんとす。固より紀綱振肅の効なきにあらずと雖も、之と共に社會の自由快活の心を殺がずんば已まず。之を意次が眼中政權の一事あり、其他は社會の自由發達に一任し、技能企業の士、各々其の才を行ふの餘裕あらしむるに比し、社會は定信の政治に狹を感ぜざる能はず。此の如くして第一に民間才能の徒は之に反抗せり。市民は之を厭へり諸老中も厭倦せり。而して最も厭惡せるものは大奥の女中、及び一橋治濟の一黨なりき。彼等は定信が事ごとに節儉を勸めて、些の餘裕なく、些細の費にまで論及するを聽きて、平なる能はず。彼等は定

定信登城するに、夏は晒しの染帷子に單履子の履衣をつけ、松枝平の袴をつくるまた大奥に用ふる文箱には眞紅の長き紐を付し、地に垂れて餘りあるものを、用ふる定信、其長きに過ぐるを言ふや、老女之を厭して紐の長きは武運長久の兆なりと言ふ。

徳川氏の末世 露人北邊に寇す、國防の經營

信が節儉の美德たるを知つて、驕奢に類する大規模の費用も、其實また天下の經綸の要具たるを解せざるを厭ふ。斯の如くして初は王安石の山を出づるが如く歓迎されたる彼は、老學究の如くに厭倦せられたり。故に定信が銳意意次の殘黨を窮盡して大奥女中に及び、一人を殘さざらんとしたるに拘らず、群黨遂に彼を退けんことを將軍に請ふ。寛政五年七月、將軍遂に定信を罷め松平信明をして老中の首座となして定信の後を承けしむ。信明は三河吉田の城主にして剛果直諫を憚らず、古忠臣の風ありき。定信已に去るや、一橋黨は時を得たりとなし、將軍の生父治濟を二の丸に迎へ、大御所と稱せしめんとし、將軍をしてまた信明に求めしむ。此問題は曾て定信の時に求められて、彼が斷乎として排せし所なりき。今や信明また其求めに接し、斷乎として答へて曰く、大納言すら已に過分なり、何を苦んで大御所と稱せんとする乎と。將軍怒つて内に入る。其の剛果斯の如きものあり。一に定信の遺制を守つて變ぜず。婦女の女髮結を傭ふを禁じ、破戒僧侶を市に徇へて敗俗を戒しめ、町人其の子を勸當するを禁じて之を教育せしむる等、風を更へ、俗を匡すに遺算なかりき。

露人北邊に寇す、國防の經營

寛政九年十一月、對馬の海上に外國船數艘ありて大砲を放つ。其響、百雷

の一時に落ちしが如く、從來曾て耳にせざる所なりと傳へられ、十年三月、露人已にエトロフ島を占領せりと報ぜられたり。從來自ら好みて世界の形勢に遠かりし幕府は、今や其四邊の何れより敵國の

享和二年七月松前章廣の京夷大地を收め、文化四年三月其西蝦夷地をも市轉す

襲來するやを知る能はざるを恐るゝに至りぬ。是に於てか定信が士風振興の目的を以て行はんとしたる反動的勤儉政治は、今や國防を目的とし、國防より割り出せる活題目に其席を譲らざるべからざるに至りぬ。十年三月、幕府、目付渡邊久藏・使番大河内善兵衛・勘定吟味役三橋藤右衛門等數十人をして蝦夷を巡回せしめ、その露人の心、容易ならざるを見るや、十一年、松平信明をして蝦夷の警備を總統せしめ、勘定奉行石川左近將監忠房・目附羽太庄左衛門正養・使番大河内善兵衛・勘定吟味役三橋藤右衛門等をして、局を開きて蝦夷開拓、日露國境の畫定を議せしむ。是れより數ば使を蝦夷に發し、十二年五月には下總の人、伊能三郎右衛門忠敬をして蝦夷の地圖を作らしめ、享和元年には、石川忠房・羽太正養、自ら蝦夷に赴き、間宮倫藏、之に従つて樺太より黒龍江に遡り、山海關に至りしが、關を超ゆる能はずして歸り韃北紀行を著はししかば、上下相傳へて邊警日夜に忙し。享和二年二月、遂に箱館奉行を設けて蝦夷一圓を總轄せしめ、之を日本化せしめ、且つ一夫一婦の倫常を正し、人口を増加せしむるを以て其の方針とす。已にして文化元年九月、露皇アレキサンドル一世、其の使節ニコライレサノツトを長崎に送り、漂流民四人を還送して通商を求めしむるや、幕府祖宗の禁を述べて之を拒絶す。レサノツト乃ちカムサツカに入り、船將ホウストフと謀りて北邊を脅かさんとし、文化三年九月軍艦二艘を以て樺太に來り番小屋を抄掠し番士四人を擒にして去る。餘衆急に使を馳せて之を江

徳川氏の末世 露人北邊に寇す、國防の經營

戸に訴ふ。時に雪已に至りて使者返續して進む能はず。翌年四月七日を以て江戸に達す。其の使者の江戸に達したる後、二週間に於て露船またエトロフのナイホに入り、抄掠を縦にして去る。二十九日またエトロフのシヤナに迫る。シアナ、はエトロフ島會所の地にして在る所、南部・津輕、兩藩勤番の吏員兵士を并せて三百餘人なり。衆已にナイホの變あるを聞き、相集つて防禦を議する時露船急に来る。乃ち銃を發して之を防ぐ。露人大砲を發して之に應じ歩兵を掩護して進ましめ、歩兵また能く戦ふ。番士の銃は其彈丸三匁玉にして遠きに達せず、また彈藥盡きて戦ふ能はず、大敗して四方に遁走す。此報江戸に達するや、人心恟々儒者が唐宋元明の歴史に於て見たる北胡侵入、宗社顛滅の憂は歴然として事實となり、功名自ら悦ぶもの、皆刀を撫して北を眺め、平山行藏の如きは上書して無頼の壯士を募り、進んで露西亞を撃たん事を請ふに至る。幕府は一面令を發して露人北邊に入寇せる頼末を明にして流言を杜絶し、一面、仙臺の城主、伊達政千代に配するに將軍の女を以てし、仙臺藩をして蝦夷の守備に當らしめ、政千代の叔父堀田攝津守正教をして監軍たらしめ、會津をして力を仙臺に併せしめ、文化五年四月朝鮮使節の來聘を名として、諸侯に總國役金を命じ、諸侯諸士は一萬石に七十兩、人民は百石に一兩の貢賦を命じ、新井君美の遺策を用ひ、朝鮮の使節は却つて之を對馬に上らしめ、幕府の使臣をして行つて之に會せしめ、私に其の費を北邊の警備に用ひ、相模の三崎・城ヶ島・

觀音崎・安房の洲の嶺・上總の百首に砲臺を築き、江戸の警備を嚴にす。翌年八月英船また長崎に入り蘭人と争ふ。諸侯大に驚き隨處士卒を集むる者數萬人。斯の如くして秀吉・家康の世、葡萄牙・西班牙が天下の覇權を掌握したる時、幸に之と相隔離して自ら桃源の天地を作りし國民は、今や英・佛・露が天下の覇權を握るの時、再び列國競争の渦中に誘はれんとす。是より幕府、外交に忙殺せられて、また志を内政に用ふるの暇なし。

露國との交戦、異船砲撃會、人心の沈睡

文化八年露人ゴロヰキン國主の命を奉じて北海を測量し、クナシリ

のセンペコタンに漂著するや、南部の兵士之を砲撃し、其の八人を虜にす。船將ゴロヰキン其の中に入り。翌年露船來つて八人を求む。番兵與へず。露船乃ち海上にありて幕府の船頭高田屋嘉兵衛を捕へて去り、備さに我情偽を知る。文化十年、露船また來りて、高田屋嘉兵衛を返し、且つ前年來の抄掠は露帝の意にあらざるを辯明す。乃ち露人の謝狀を徴して八人の俘虜を返し、兩國の事情疎通し、ゴロヰキン翌年來つて國境を定めん事を約して去る。幕府乃ちシモリン以北を露領とし、エトロフ以南を日本領とし、中間にウルツプ島を置きて中立地たらしめんとす。然れども此時露國は方に佛帝大ナポレオンの侵略に遇うて東邦を顧みるの暇なく、遂に來らざること久し。已にして文化十四年松平信明死し、翌文政元年、側用人水野忠成、老中となり政治の局に當るや、北邊久しく警なきを以て奉行の

嘉兵衛は兵庫の人也。

文政九年三月、定信山陽の日本外史を見る。

十二年十月、書を奉
行高橋作左衛門、奉
測量方下河邊林右
衛門、地圖を關へ
て禁獄せらる。

十二年、人口を調
査せしに、男三千四
百六十六、女三千四
百六十六、公家四
萬六千、神田佐久
町より出火して東
至深川、南は新橋
至り、西は城邊に
至り、大名屋敷に
七十一家、九
千七百餘人、死者
千九百餘人、大坂
にて切支丹の徒を
殺す

を納租とするもの
にして、一段分よ
り三斗五升を納む
る也。
此頃より寄席起
る。天保三年、大坂次
郎太夫を梟す。所
謂辰小僧是也。

費多きに堪へずとなし其地を擧げて松前志摩守章廣に與ふ。是より北方の警備漸く疎なり。此時英人東海岸に來るもの前後數回、常に通商を求む。幕府は猶ほ歐洲の事情に通ぜずして之を拒絶し、遂に其煩に堪へず。文政八年令を下して、異國船を見るや何れの港灣たるを問はず直に撃攘せしめ、過つて蘭船を討つも不可なしとなす。一國の人心は、露人、北邊に寇するの警報によりて覺醒せられたり。今や露人、歐洲中原の驅逐に忙しくして來らざるや、半ば覺醒せんとせる人心は再び沈睡しぬ。

封建の効、人民の自立、市府の發達

此時に方りて封建制度は其の功益を十二分に示したり。若し日本國民をして猶ほ王朝の下にあり、人民と同情なく土著の意志なき國司・郡司をして、全國を配せしめたらん

には、日本は長く寒貧、荒曠の光景を呈し、人愈々多くして、國益衰ふること、朝鮮の如くなりしならん。唯だそれならず、郡雄の割據は王朝の衰弱を來たすと雖も、封建の勢此に成り、人民土地を私宥として之を保護するの風を生じ、此の如きもの二百年に垂んとして、國家安康人民自立の基、此に立ちぬ。固より其の間には暴大名、兇代官なきにあらざりしも、概して公平は保たれ、正義は行はれ、婦人の墮胎、幼兒の虐殺は禁ぜられ、天險によりて相距たりし州邦の間、男女の有無を通ずるに至りしかば、百姓其土に安じて生々繁殖するに至り、三公七民より最も高きは七公三民の田租を納め、其他臨時の冥加金、國役金を出すの力を備ふるに至り、習慣は法律となり、泰平は自治制を生じたれば、

諸侯の權と雖も、年所を経たる田制町法を變ずるの力なく、若し之を變ぜんとせば、農民は多衆團結して之に迫るの氣力あるに至りぬ。封建制度なかつせば、人民は全く奴隸となりて國家成立の柱礎なきに至りしならん。中にも市府は凡ての所得に對する課税なく、生活の餘裕あるがため、羨むべき境遇にあると共に、多くの市府は城下にして、武士の一群を圍繞して政治上の中心たるがため、上は武士の財力を吸ひ、下は農村の人民を吸うて絶大の進歩を爲し、其生活習慣の變化、日夜に絶えず。千里一色百代一様なる封建制度に、多少の變化新要素を與へしものは市府なりき。故に寶曆二年(二十四百十二年)には日本の人口二千六百萬八千三百八十人なりしもの、明和天明の飢饉水旱を経て、文政十二年(二千四百七十五年)には公家武家の外、二千七百二十萬八千人に達し、而して首府たる江戸は寛政の終(二千四百六十年頃)に於ては、武家を外にして町人のみにて已に一百五十萬の人口を有したり。近時に比して中央集權の勢如何に強大なりしかを想見すべし。

江戸生活の榮華、江戸文學の再變其喜劇的特色、再び肉慾の天國

天明の年は田沼意次の執權の時にして、江戸の

市民驕奢なりと稱せられしも、一般の市民は猶ほ質素にして、飯田町の市人にして小紋染の羽織を有する者、唯一人なりしが爲、彼が外出するや、市人を憚つて家を離る、遠くして後、之を被りたりき。今や天明を去る四十年にして江戸の市民にして體面ある生活を營む者紋様の羽織を有せざるなきに

至りぬ。安永明和の頃には大諸侯の城下を除くの外、大街道の宿驛にて用ひらるゝ菓子には、多くは五荷棒にして千住より以北の地には干菓子なるものを見る能はざりしに、今や通邑大市到る所干菓子を
見ざるなきに至りぬ。足半を穿ちたる武士の子孫は、一足一兩の下駄、印天皮の雪駄を穿ち、其妻は
引出ありて内に銅壺を設けて湯を煮、歩行しつゝ、足を暖むる下駄を穿てり。一個廿五兩の住吉煙管は交
遊社會の流行となれり。一個金一匁五分の牡丹餅、一個金三匁四分の鹿子餅、一個金一分の鮎を食は
ずんば通人粹客と稱すべからざるに至り、熱天に頭を晒らしたる町人農夫の子孫、二百匁の傘をかざ
すに至り、人口の増加と生活の進歩は殆ど走馬の勢を以て進みぬ。然れども不幸にして封建の社會
は、市民をして此の富と勢力とを用ふる所なからしめたり。彼等は政治に參與する能はずして、百萬
兩の分限者も武家の名を聞きては、中間、若黨にすら首を垂れざるべからず。故に公共事業に對する
思想なるものは殆んど絶無なりき。彼等は擊劔を學ばんとせば、町人に無用の事なりとして禁ぜられ
たり。彼等は家居を壯麗にせば、初めは驕奢なりとして禁止せられしも、已に禁ずべからざるを見るや、
冥加金、國役金を課する標準とせらるゝに至れり。彼等は儒學を學ばんとするも、學問は彼等をして
適く身を過たしめて、老學窮に終らしむるものなるを見たり。彼等は已むを得ずして、其の富を煙草
入の細工、金具に費し、火鉢・屏風に費し、子女の衣服に費し、かば、織巧にして綺麗なる工藝は漸く

盛なるに至りしが、是等の事猶ほ彼等の心を満たしむるに足らざるや、彼等は輕妙なる軟文學を需要
して、其慾を充たしめんとするに至りしかば、從來一たび政治的の貴族の手を離れたるも、猶ほ智識
上の貴族にのみ有せられたる文學は、漸やく國民の大部分間に行はるゝに至り、其翹楚としては式亭
三馬あり、十通舎一九あり、京傳あり、馬琴出づるに及びて漢士の演義を翻案して、之を遣るに流麗
雅健の和文を以てせしかば、歴史は直に小説となり、八犬傳出づるに及びて日本國民をして歴史的题目
を悦ばしむるに至り、徂徠・春臺が漢文學によりてせしが如く、江戸の文學は再び日本文學を支配する
に至りぬ。此時代の文學の特色は、其の希望なきにあり、悲愁なきにあり、喜劇的なるにあり、宗教
の感化を脱したるにあり。蓋し日本文學ありて以來、文學が佛教の感化を受けざる時はあらざりき。
殊に文學は人事に觸れず、唯だ自然を歌ふ和歌に止るの時代に於ては、輕柔なる山川和樂なる天地
は、萬有神教的の宗教思想を感受するに適當なるものありしかば、文學は宗教の感化を脱せんと欲す
るも殆ど脱し得ざりき。中世以後亂離相繼ぐや、武夫戰鬥に忙はしくして、才子籌策志を専らにし、
文學は一に僧侶の手中に存するや、佛教の感化は詩的形體を以て散文の中にすら入り來りしが、天下
の大亂久しくして、僧侶すら攻戰に忙はしく、文學を忘るゝ時、徳川氏天下を一統して文教を起すや、
狷介排他の氣習に富める宋學滔々として入り來りしかば、儒佛の争となり、和文起つて國史によりて

山陽の日本外史は新井白石の讀史餘行に基く。意多し。武元立平の史記は、また日本史のみならず、維新の行文の雄快なるがため却つて原本を授ぐの聲あり。

徳川氏の末世 江戸生活の榮華、江戸文學の再變其喜劇的特色、再び肉慾の天國 六八六
また佛教の妄誕を説くや、宗教の感化漸々文學を離れんとするに加へて、文學の題目は自然と離れて人事に入り、歌詠と離れて論評となり、頓悟を離れて思辨となるや、宗教的感化は其根柢より塗絶せられんとす。寛政より文化安政に至る江戸文學は、斯の如き氣運の中に生じたるものなり。殊に其記者は物質的快樂に心酔し、今日あるを知つて明日あるを知らず、生の樂しむべきを知つて、生の痛苦を知らず、生の何たるを解せず、死の何たるを知らず。滔々相率ひて醉生夢死せんとする江戸市民の氣質に鬱生せられたるものなり。之に加ふるに、漢學は松平定信が官學私學の別を立てしより、拔くべからざる學黨を樹て、定信退くも、柴野栗山・尾藤二洲・古賀精里等、其徒を集め黨を募り、益々正邪の別を正ししかば、官學は老學究の府となりて生氣なく、唯だ國法によりて其位を保たんとするのみ。私學の徒、唯だ多く考證、經義に汲々として、直に其胸臆を據ぶるものなかりしかば、文學上の製作は汗牛充棟なるに、時世を代表し時代を劃する作物なく、僅かに頼山陽の日本外史あるのみ。而して私學禁止の結果として一方に於ては有爲才幹の士をして放浪戲謔、一世を醉夢に附せんとするに至らしめしかば、江戸の文學は未來に望なく、過去の回顧なく、唯だ現在の生を享けて歡笑逸樂せんとする思想を示し、舟車の通ずる所、書冊の達する所、此の現世的思想は全國を動かしぬ。而して此現世的思想の結果として、肉慾の天國は益々上下に樹てられて、畜妾、聘妓の風は公然として行はれ、

札差とは倉庫預りの市人也。

明和七年十二月 三百萬四千四百
天明八年十二月 八百一十一萬七千二
寛政十年十二月 六百七十九千七百
天保十二年仙石家 其政を失し、人民 蜂起す。乃ち其知 行を減す。

之を士君子の面目として誇られ、諸士の幕府より退くや、若黨をして挾箱其の他の器を携へて家に歸らしめ、直に遊里に出入し、諸侯の歡樂また公然妓を聘するに至る。斯の如き悖德亂倫は獨り男子に止らず、女風も亦甚しく亂れ、俳優身を變じて谷中の法華寺延命院の住職となりて日道と稱し、幕府の婦女を寺中に姦するに至る。當時江戸市中の私娼二十三町に散在し四千一百八十餘人に至りき。
幕府財政の窮乏 斯の如き驕奢淫逸の結果として、上下財用に窮し、江戸の諸士、最早淺草の倉庫より米穀を受くるの期を待つ能はず。定期の米穀を抵當として札差より負債を起し期に至つて償ふ能はず。益々體面と信用を損す。而して不思議にも政治上に於ては、其勢力彼等の十分の一をも有せざる宮・門跡・寺院・官人、是等の困窮武士の債主となりて、酷薄の手段を以て之を苦しめしかば、優劣古今、地を異にするに至る。文化十四年十二月幕府の庫中に現存する正金は六十五萬八百六十餘兩にして、寛政の十年の調査に比すれば四十二萬八千九百兩を減じたり。是より先き總國役金を命じ、大阪の商賈より一百万の御用金を集めしに拘らず、此の如し。以て幕府財政の窮乏を知るべく、以下諸士の窮乏を推測すべきなり。是に於てか文政元年勘定奉行古川山城守・勘定吟味役服部專藏の議により、新に二分金を作り、繼で一切流通の金銀貨を改鑄し、其質を粗惡にして、其數量を増加し、以て幕府の金庫を利するに至りぬ。是より先き、元文元年、萩生徂徠の議によりて貨幣を改鑄するや、新井白石の定めた

奥力、同心、手代、
金銭によりて浪人
より入るに至る。

徳川氏の末世 諸侯商賈に負債す、幕府の養子政略、封建治下の自治制、封建内容の崩壊 六八八
る貨幣制度を亂したるに、安永元年、財用に窮するや、勘定奉行川井久敬の議によりて南鐐二朱銀を發行して、通貨の不足を補はんとしたりしが、當時金銀價格の差を知らず、八錠の南鐐銀を以て金一兩に更換すべしと定めしかば、金貨頓に下落して、幕府、人民共に其弊を受くること前後此の如きはあらざりき。蓋し泰西各國にあつては、十八世紀の初めは、金一銀十五の比較なりしに、一朱銀八箇を以て金一兩に更ふるは金一銀六の比較なりしかば、潮水の流るるが如き勢を以て金貨は海外に落ち去りぬ。斯の如く前後財政を過つ數回なるに、今やまた改鑄を行ふ。是れより物價騰貴して市場の信用頓に減じ、商人産を倒すもの少からず。

諸侯商賈に負債す、幕府の養子政略、封建治下の自治制、封建内容の崩壊

斯の如き状態は獨り江戸に止らず、全國

を通じて皆然り。唯だ此の變革の波及するに遲速と厚薄とあるのみ。加ふるに諸侯は、自家の驕奢淫逸に奉ずると共に、上幕府に奉ずる所なかるべからず。本國にありて國主たる政府と侍妾とを中心としたる後庭を維持せざるべからずと共に、江戸の藩邸にありて諸侯たるの體面を維持すると共に、江戸に於て正妻を中心としたる後庭を維持せざるべからず。故に其の財政にして亂れざるものは、僅々二三藩あるのみ。滔々たる列藩、多くは江戸・大阪・其他城下の富豪に負債せざるものとはあらず。是に於てか已に平民を保育發達せしめたる諸侯は、今は唯一平民に誅求して、困厄を脱するの道とな

し、曾て國民の救たる封建制度も今は國民の厄となりぬ。是より農民の國主に向つて反抗するもの少なからざりしが、諸侯の困厄は獨り此に止らず。江戸詰の武士と、本國にある武士と意見を異にするがため、學黨の分るゝがため、毎々執争を起ししが、田沼意次、強ひて諸侯をして幕府の宗族を請うて世子たらしめしより、將軍は其の宗室の權勢の四方に達するを喜び、諸侯の重臣は、また幕府の殿中に翱翔するの便を喜び、此風靡然として盛に、小諸侯、また大諸侯の子を養うて家を繼がしめ、以て列藩の間に地歩を占めんとす。是より諸侯の中また本系と外系とによりて黨を分ち、派を樹て、毒殺、暗殺、羅織の御家騒動となり、封建制度の内容は、上は幕府より、下は諸侯に及ぶまで頽然として崩れ始めぬ。此の時に方つて人民の權力はまた侮るべからざる發達を爲さんとしつゝありき。固より幕府の當時に於ては、今日の意義に於て言ふ所の民權なる思想は毫も見らるべからざりしと雖ども、士人の誅求に堪へざる反動力は、町村都邑の庄屋・名主中に幾多平和のハムブデンを出したり。抑て封建制度の下に於ても、二百餘年の歲月は自然に一種の地方自治制を生じたり、是れ實に日本國民が水火の壓抑を経て猶ほ今日あるを得たる大原因なりき。而して庄屋・名主は、小なる代議士と、郡長の如き半官半民の性質を有して、此の自治制を管理せり。此の庄屋・名主は、大概千百年來の門閥と徳望と技倆とありて、自然に人民の歸服を得たる者を任ずるの慣例なれば概して其人を得たるものなり。彼等

は其意氣と、思想と、學問と、門閥とに於て、遂かに、士人に劣らざるものありしかば、其士人の誅求代官の暴虐なるに出逢ふや、彼等は牝鶏の翼もて雛鶏を掩ふが如く、身を以て之に代りて、人民を保護するものなりき。彼等は固より人類同權の通義を知るものにあらず。然れども天下は天下の天下にして一人の天下にあらずと云ふ支那的の民主主義若しくは歴史上の明君良相が人民の利害は即ち國家の利害なりとなせる嘉言善行によりて、龜末ながらも其政治主義を作りたれば、幕府の時に方りて、最も能く人民に忠實に、公共の利害の爲に己を犠牲とするの精神は、庄屋・名主若しくは是等同一門閥の町人百姓の間にのみ存したりと云ふも不可なかりしなり。彼等はクロムウエルの如く郡中郷内の小チャールス王(代官)と戦はず、また彼の如く成功せざりき。然れども彼等の多くはハムブデンの如く公共の爲に生命財産を擲ちたり。或る者は之がために其目的を遂げたり。或る者は徒らに失敗せり。然れども成功にも失敗にも、彼等の所業は、ハムブデンの傳記の如く、口舌により、龜末なる出版物、寫本によりて天下に流傳し、また演劇、淨瑠璃によりて人民の中に歎美せられたり。幾多の豪傑談、演劇は、悪代官と良名主との争を以て綴り爲されたるを見ては、實に名主・庄屋は、幕府時代に於て民權の一大城塞たりしを見るべく、封建の基礎已に動搖しつゝ、在りしを見るべきなり。

譜第微弱にして、外縁の大名自立の志あり

斯かる社會にありて、若し雄藩大侯にして、儼然たる兵馬の備あり

多、財政に窮せず、農民の反抗なく、自恃勇往の氣概あるものあらば、彼は當然天下の恐怖たらざるべからず。而して不幸にも徳川氏に取りて順良の臣屬たるべき諸侯多くは已に頽然として微弱。天下の恐怖たるべき雄藩大侯は、家康が死して猶ほ其木像を南面せしめて監視せんと言へる西南諸侯の中にありき。享和三年十二月京都の商賈薩摩より歐洲産の物品を購ひ來る、其出所を問ふに不明なりと言ふ。幕府以て密商となし薩摩の國主に照會して其賣主を糾問せしめんとすれば、答へて曰く、彼れ已に死せりと。或はまた曰く、彼れ已に逃遁してあらずと。幕府其密商を掩護する者あるを疑ふも、遂に之を糾問する能はざるなり。然れども事實は幕府の猜疑したるよりも大にして、外國貿易の制限嚴なるに拘らず、薩摩は久しく外國と直接に貿易して、三四ヶ國の語に通ずる譯官を備へたりしなり。また天保七年、肥前の國主鍋島齊正國に就かんとして川崎驛に松平肥前守と書したる札を掲ぐ。一橋齊位川崎を過ぎんとし其從士、驛吏に命じて齊正の札を撤せしむ。驛吏鍋島を恐れて従はず。從士即ち自ら之を踏み挫きて去る。齊正大に怒り、一橋家のために蹂躪せられたる松平の姓は享くるに足らずとなし、之を幕府に返さんと乞ふ。眼中已に徳川氏なきが如し。幕吏大に驚愕して百方之を慰諭し、急に一橋家の從士を刑して、事僅かに已むを得たり。政權微弱にして、以て雄藩を鎮壓するに足らず、尾大不振の勢、漸く現れ來る。此時に方つて英雄の士樞機に當るも、事猶ほ濟し難きを憂ふ。況

んや老中の首座たる水野出羽守忠成は、唯だ大奥の寵によりて其位を保つ曖昧模稜の宮人のみ。故に微弱なる政權、また大奥に蠶食せられ、松平定信、信明が極力抗拒せる一橋治濟は、忠成に至り、遂に准大臣の待遇を受くるに至り、世に儀同様と云ふ。已にして忠成死するや、老中大久保忠真之に代る。忠真忠厚にして、多く忠成の秕政を改めんとす。然れども大勢滔々として逝いて歸らず。

天保の飢饉、亂民の暴發、大鹽平八郎の亂

時に天保四年より米穀登らず。加ふるに金銀疎悪なるがため、米

價騰貴し、貧民食を得ずして道に斃る。斯の如きもの三年。江戸市中に於てすら餓孝道に横はるに至り、窮民所在、相集つて亂を爲す。其最も大なるものは武藏に發し、美濃に發し、甲斐に發し、上野に發し、下野に發し、浪遊生を爲すもの四方を徘徊し、劫掠を業とす。諸侯代官、之と争うて事端を増さんことを恐れて、故らに之を避く。是より豪農亦禁を犯して劍を學び、以て自衛に備へんとし、紀綱索然として振はず。窮民ならざる者も、幕政に飽きて人心變を思ふ。時に大阪町奉行の與力大鹽平八郎なるものあり。王陽明の學に通じて中齋と稱す。剛果峻嚴、最も治獄の才に長じ、奉行高井山城守實徳の重用する所となりて、數は大獄を斷じて重名あり。已にして實徳老を以て官を解くや、平八郎また之に従つて退き、諸生を集めて書を講ぜしが、居常快々として志を得ず。幕府の紀綱索然として振はず、亂民四方に起り、人心恟々たるを見て、自ら駿河の今川義元の支流と稱し、其子格之助

を元服せしめて、竊に今川弓太郎と稱へしめ、藏書萬卷を賣つて窮民を救ひ、且つ告ぐるに天満天神兩橋の邊に火災あらば、急に來るべきを以てし、銅砲木砲四個を作り、天照大神・湯王・武王・徳川家康の旗を作り、政府の腐敗、官吏の私曲を數へ、下民のために姦官を誅するの檄を四方に傳へて、天保八年二月十九日の夜、門弟同心徒黨數十人と共に火を放つて大阪を焼き、紛擾に乗じて事を起さんとす。與黨平山助次郎、志を變じて急を奉行に告ぐ。時に舊奉行跡部山城守良弼、職を新奉行堀伊賀守利堅に繼がんとす。二人即ち先づ大鹽の與黨を執ふ。平八郎之を聞き、十九日の早曉、自ら其家を焼き、火を四方に放ち、天神橋を落し、鴻池・三井以下の富豪を砲撃し、焼夷し、窮民を馳り、農夫を募り、勢に乗じて大阪城に向はんとし、遂に逆撃せられて敗走し、平八郎以下與黨或は自殺し、或は焚死す。平八郎等初め退いて武庫郡甲山に據り、天下の動搖を待たんとし、事此に至らずして敗れしなり。

家齊退いて家慶立つ、鍋島侯の不服、水野忠邦出づ

大鹽平八郎の亂は、須臾にして夷ぎ、其焼く所も一萬二千

五百戸に過ぎざりき。然れども西南の雄藩大侯が、徳川氏の威を憚らざるのみならず、區々の匹夫を以て、大阪によりて天下を動かさんとしたる一事は、深甚の感動を世人に與へ、幕府衰亡の時を報ずるの晚鐘の如くに聽かれぬ。越えて四月、將軍家齊老衰を以て職を其第四子家慶に讓る。九年三月

徳川氏の末世 家齊退いて家慶立つ、鍋島侯の不服、水野忠邦出づ

天保八年六月、徳川家慶が、大鹽の徒と稱するもの三千餘人が首領たり。日ならずして

天保九年三月、西丸造營のため、三高以下五百俵以上、百俵以下二百俵以上、分を賦せしむ。一兩二千金の數百六十兩、八造營の費す所百四十九萬二千六百六十九

十年正月、日本總繪圖成る。五月、百姓の武藝を禁じ、町方の火消の風を學ぶを禁ず。八月、百目以上の鐵砲を鑄るものは届くべきを命ず。十一月二月、表坊主願慢にして禮を失して賄賂を食るを戒防す。九月、府下の兩替屋を六百人と規定し、此外は營業するを禁ず。十一月、太上天皇崩す。水戸齊昭の獻言により法皇と佛事を營むを止

め光格天皇と諡するに止まらしむ。

天保十二年十一月、松平能登守家來佐藤拾遺儒者とたり、二百俵十五扶持を與ふ。十二月、諸侯大身此頃其先祖の効を論じて官位を望むものあり、令して之れを禁ず。時人良澤を蘭化先生と云ふ蘭人の化身の如しと云ふ也。數十の蘭字を

徳川氏の末世 歐洲形勢の變、英艦來らんとす、水野忠邦外藩攘夷政略

西城焼失して役を諸侯諸士に課して造營せしめ、五百俵以上の祿を有する者は百俵に二兩、五百俵以下は百俵に一兩二分を賦せしむ。鍋島齊正、財政窮乏を名として其課役を半減し、且つ十箇年賦とせんと命ぜらるべきものなるに、威信已に落ちし幕府は、二萬兩を貸して課役に應ぜしめたり。近世の事變一として幕府の威信地に落ちんとするの光景を描き出さざるものあらざるはなし。家慶の宰相たる老中水野忠邦は、斯の如き事態を見て慨然たらざる能はざりき。

歐洲形勢の變、英艦來らんとす、水野忠邦外藩攘夷政略

此の時に方つて歐洲の形勢は一大變革を來しぬ。秀吉の時代は西班牙・葡萄牙全盛の時代なりき。家康・家光の時代は荷蘭人全盛の時代なりき。英佛の二國歐洲に雄峙すと雖も、猶ほ力を絶東に用ふる能はず。海上の霸權は荷蘭に専有せられぬ。已にして家齊・家慶の時に至つては、佛國には空前絶後の大革命を生じて、歐洲全土の兵を四境に受けて進んで之を掃蕩するあり。已にしてナポレオンの現出となり、オートルローの大戦争となり、ブルボン家の復興となり、市民王ルイフィリップの即位となり、英國に於ては家齊將軍となるに先つ四年、北米合衆國の獨立するあり。文化元年露國の使節レサノットの長崎に來りしより一年の後はネルソンの佛西聯合艦隊を覆すあり。荷蘭海上の霸權漸々英國の手中に歸し、文化五年には荷蘭人をして曾て東南洋に

雄飛せしめたる根據地マカオを取らんとし、文政七年には日本國民が山田長政等の手によりて新故郷を立てんとせるマレー半島のシンガポールは英國の屬地となり、其少年は、英國の王は波濤を統治すと誇稱するに至る。已にして天保九年、英人、日本海中に漂流せし日本人七人を救濟す。荷蘭人之をみて英人に告げて曰く、日本は祖宗鎖國の法禁を守りて他國と好を通ぜず、故にまた漂流人も他國より受けざるべし。請ふ日本に代りて之を受けんと。英人聽かず、必ず自ら之を授與し、且つ之を以て日本と好を通ぜんと欲す。荷蘭人乃ち英艦の來るに先つて之を幕府に報ず。水野忠邦出で、家慶の宰相たるや、劈頭第一、此の邊警に接し、今や内は上下驕奢にして淫逸なるを見、外は歐洲の諸國、我を壓せんとするの形勢を見て、定信よりも一層の猛氣、一段の性急を以て、勤儉政治を行はうて、社會の惰氣を鞭ち、紀綱を振肅し、内は以て尾大不振の弊を矯め、外は以て夷狄に對峙せんと欲し、即ち大衆を評定所に集め、英艦來らば打つて之を退くること文政八年の令の如くすべしと決しぬ。

蘭學の起原、雙社の獄

然れども英艦來らば如何にして之を攘はんか。西班牙の必勝艦隊を沈没せしめ、ツラファガルに佛國の艦船を破砕したる百練千磨の艦隊は、何を以て防がん乎。忠邦は、唯だ盛氣憤慨するのみ。歐洲の形勢に至つては茫々焉として通ずる所あらず。然も議を蘭學者に徵することも爲さざりき。初め前野良澤等が荷蘭の文學を學習し、其實學文化技巧の卓出せるものなるを唱ふるや、有

知るを始めとして、西の醫學に通ず。天保十二年十二月、漆のききるしを戒め、役者の市中に、帷居するを禁ず。同十三年正月市中の寄席を十五席に限る。三月富興行を禁じ、文身を禁ず。兩替屋の制限を廢し、女子淨瑠璃三枝を教ゆるを禁じ、髪結床、破簾の彩色を禁ず。改曆して天保曆といふ。

李節に先ちて、參菓果を賣るを禁ず。波邊登は、三宅土佐守の老臣、高野長英は陸奥水澤の町醫を業とす。町醫三英は出羽庄内

の人のして幕府の司天臺を掌る。長英獄を脱出し、浪の後に宇和島に身を託せしが、探偵に歸り、宅に於て三兵衛の計に、應じて三兵衛の計に、文書を譯す。伊東玄朴之を見、譯文は、長英の外、追跡は、より捕吏の追跡する所となる。四月、江戸市中の表通は、土藏屋に改めしむ。六月、文學獎勵のため諸侯をして、大版せしむ。二部を蔵部の書一、二部を蔵加賀の欽定四書長州の名臣奏議陸摩の左傳等は、れより起る。佛使市川老藏を追放す。縣者のため、町人の金銀器を用ふるを禁じ、途上之を奪ふに至る。七月、出家社人の市人と雜居するを禁じ、町中に念佛題目講と稱して、僧侶相會するを禁ず。佛使の座頭千五百兩の年俸を受くる

徳川氏の末世 蘭學の起原、蠻社の職

識の士、漸く、外國必ずしも皆夷狄にあらざることを知り、荷蘭學を攻究して其長を取らんとするもの相繼ぎ、長崎にある蘭醫シーボルトの門は最も多く俊秀の士を出入せしめ、蘭學漸く一派を爲す。吉田長淑・馬場穀里・小關三英・高野長英・伊藤圭介・伊東玄朴・戸塚静海・波邊登・坪井信道・杉田玄白・鈴木春山等最も名あり。彼等の談話によりて、荷蘭は仙郷の如く有爲の徒を魔醉し、荷蘭と云へば、奇巧珍器の稱呼たるに至り、街頭の招牌、荷蘭文字を用ふるあるに至る。時に波邊登・高野長英・小關三英・遠藤謹之助等、知識を交換せんがために一社を結び、尙齒會と云ふ、時人、尙齒會、及び蘭學者を並稱して蠻社の徒と云ふ。諸藩の士往々來つて學問時務の疑を質す。天保九年十月、尙齒會の徒相會す。評定所の書記芳賀市三郎、會衆に語るに英人將に來つて請ふ所あらんとし、幕議擊攘に決したるを以てす。會衆大に驚き、英人漂流を送る已に高義なり、故なきに之を擊攘するに至つては天下の公道にあらず。且つ英國は天下の覇主にして、其海軍は精銳天下に比なしと稱せらる。眇々たる我國を以て、武備なくして之を攘はんとするは、國家の危殆なり、是れ決して傍觀すべき時にあらずと。即ち、登は、缺舌問答、慎機論を作り、長英は夢物語を著はし、人をして之を老中太田備中守に呈せしむ。有志傳寫、物論大に起る。此時に方つて大學頭林銜の子、鳥居耀藏なるものあり。目付の職にあり。平生深く蠻社の徒を憎みて、夷狄禽獸の徒人心を危くするものとなす。已にしてまた江川太郎左

衛門と隙あり。江川は蠻社の徒なり。耀藏の下吏、小笠原貞藏、蠻社の徒を讒するに、一向の僧、順宣の無人島を開拓するの議に與るとなす。耀藏大に悦び、舞文羅織して之を忠邦に告ぐ。忠邦乃ち町奉行に命じて之を執へしむるに、波邊登・高野長英は縛せられ、小關三英は、累を藩主岸和田侯に及ぼさんことを恐れて自殺す。奉行大畑安房守、糾弾百方遂に登が無人島開拓の計畫に與らざるを明にす。然れども鳥居耀藏等必ず之を刑せずんば已まざらんとし、目するに、縦に時事を論じて妄言衆を惑はすを以てし、登は蟄居せしめられ、長英は永牢を命ぜらる。已にして長英、牢を脱し、面を燒き、貌を變じて蟄伏すること數年にして、捕吏の襲ふ所となりて自殺す。是より蠻社の徒は、何時禍の其身に落ち來るなきを保せず、戦々兢兢々として首を感む。

忠邦の儉約政治、財政改革、忠邦の人物、敗北

斯の如くして水野忠邦は歐洲の文明を傳ふる口を籍したり。然れども彼等の論説を見たる彼は、愈々國防の要を悟り、紀綱振肅の急を感じ、益々酷辣の手腕を以て之を斷行せんとす。然れども前將軍家齊の寵臣、若年寄林肥後守忠秀・側取次水野美濃守忠篤・小納戸取次美濃部筑前守等猶ほ家齊の寵を負うて事を用ふるを以て、容易に其志を遂ぐるを得ざりしが、天保十二年閏正月、家齊の死するや、忠邦志を決し、林・水野・美濃部の三寵臣を黜け、其黨與を除き、遂に將軍家慶を擁して舊政改革の端を開く。先づ幕府の吏人を會し、將軍をして一切の政治、享保・寛政の

徳川氏の末世 忠邦の儉約政治、財政改革、忠邦の人物、敗北

者あり、令して八
百兩に止らしむ。
人情本を禁じ、版
木書籍を没官す。
十月、大久保加賀
守家來二宮金太郎
を用ひて普請役格
とす。
寺門靜軒、柳亭種
彦、爲永春水等、種
著述のために嚴責
せられ且つ其著書
版木を燒かる。
近江に百姓一揆あ
り。
十二年の九月よ
り、此の年の末に
至るまで、府民の
孝貞を表せしもの
一百八十八人。

徳川氏の末世 忠邦の儉約政治、財政改革、忠邦の人物、敗北

古に歸すべきを命ぜしめ、忠邦其旨を敷衍して改革の已むべからざるを論ず。是より猛烈なる手段を以て其所謂改革なるものを行ひ將軍をして公事訴訟を傍聴せしめ茶坊主の食滯無禮を戒飭し、異風の頭巾によりて容を掩ふを禁じ、富札を禁じ、農夫が平常蠟燭雪駄を用ひ、家作を美にするを禁じ、毎村髮結店あるを禁じ、村落に江戸菓子を賣り、上菓子を作るを禁じ、殊に力を極めて、町人の驕奢を禁じ、高價なる菓子、美麗なる女服、能裝束、金物、及び箱を用ひたる破魔弓・菖蒲刀・羽子板、人形の八寸以上なるは悉く之を禁じ、若し此令に背くものあらば直ちに刑罰に處せしめ、甚しきは吏人の見を以て過分となすものは、直ちに途上に於て剝取らしむるに至る。其他女髮結を禁じ、俳優の市民と雜居するを禁じ、江戸の寄席を十五席に限り、兩替屋を制限し、女子の淨瑠璃・三絃を教ふるを禁じ、理髮店の暖簾を彩色するを禁じ、諸國の民、江戸下りの俳優を備うて興行するを禁じ、俳優の給料を減ぜしめ、人情本の賣買を禁じ、十兩以上の石燈籠、三兩以上の花卉を用ひざらしめ、金銀を施したる看板を禁じ、蘭字を看板に用ふるを禁じ、遂に進みて十一年十一月には、町人は男女とも絹・木綿・麻布の外、一切用ふるなからしめ、農夫は村役人のみ絹縮を用ふるを許し、其他は布、木綿に止まらしめ、羽二重・縮緬・縮子・唐物は、帯とするも、襟とするも、袖口とするも不可なりとす。さらに進みて、農民は久しく江戸に滞留して、已に江戸の戸籍に編入せられたるもの、外、一切、江戸に滞留するを禁じ、皆郷土に歸らしめ、之に背くもの、或は其家財を没官せられ、或は江戸を追放せられ、或は獄に下され、其法禁の峻嚴酷烈なる、雷電の過ぐるが如きものありき。然れども市民、農夫往々にして之を用ひざるものあり、不平の聲囂々として上下に充つ。其の江戸の内地貿易を占有したる十組問屋の制を廢し、凡ての商品、問屋の手を経ずして、賣買するを自由ならしめ、二百年來の經濟制度を根本より覆すや、江戸富民の輿論は、全く彼を敵視して、必ず之を除かんことを願はしめ、誘毀四方に起り、また其老中たるの威權を見ざるもの、如し。識者之によりて幕府の威信半ば地に落ちたるを知る。傍觀の識者は區に其爲すべからざらんとするを見たり。忠邦もまた非常の危機の迫るを見たり。然れども彼は非常の危機に迫りしを見たるが故に、さらに猛烈の手段を以て之に對せんとし、一方に於ては文政八年の外船打攘の令を罷めて、外船を寛待すべきを命じて、妄りに戦端を開かざらしめ、一方に於ては長崎の高島四郎大夫を召して砲術を旗本の士に教授せしめ、以て國防に備へんとし、また政府の財政を整理し、政令の速達して中途に逗遛するなからしめんがため、江戸・大阪を中心として、十里四方を幕府直轄の地として。從來の領主には、更に地を換へて與へんとす。當時政府の歳入一百十萬千四百四十五兩(天保十三年)にして歳出は一百六十三萬五千三百八十八兩を超え、田租は入る所五十七萬七千七百餘石にして、出す所五十七萬四千三百餘石なり。此の財政窮乏を

天保十四年二月、
兒徒關東に横行
す。大名に命じて
鎮壓せしむ。

四月、備によりて
往來するもの多
く、旗本の士馬を
令して之を戒む。
五月、市中に金銀
を施したる看板を
出すを禁ず。
印籠出を開帳せん
とす。時に天保十
四年六月。

此年文化三年の令
に復す。

徳川氏の末世 忠邦の儉約政治、財政改革、忠邦の人物、敗北

徳川氏の末世 忠邦の儉約政治、財政改革、忠邦の人物、敗北

荷蘭王の書翰の要
一、百年前高名
な烈祖現家康
より信を賜はり
我が國人を航海
して貿易をなす
を許さるべし
より以來我が國
に於て待遇は
貴國に比し
ず期して自ら
に拜謁すること
に感ずべし
亦信義を以て
確乎たる恩義
をして解國の
め、庶民をして
す然るに交際
事及び尋常の
は領事官の
を支配する頭
者より告げ奉
るもの

以て今に至るまで
兩國互に書を通ず
ることなく且つ書
を通ずべき緊要の
に今に至るまで
今愛に黙してす
り、是れ全大起る
り、是れ全大起る
交易の事に関する
非ず貴國の初未
然の患を憂ひて
める所なり直に
の患を免れ給へ
一、近年英吉利
支那に戦い戦争の
呈する所の風説
に於て既に知り
べし威力あり給
あつて威を以て
那帝を戦つて巴
學に長ぜり巴
す、是れ利親の
古來は海法の
開き、海法の
易の地となさ
一、其の國の原
を、其の國の原
を、其の國の原
を、其の國の原
を、其の國の原
を、其の國の原

徳川氏の末世 忠邦の儉約政治、財政改革、忠邦の人物、敗北

治するの策は、唯一御用金と貨幣改鑄の二策あるのみ。忠邦が大阪・江戸の四方十里を政府の地とするは、即ち政府のために財政を整理する唯一の活路なり。然れども此の一事最も旗本諸増の利害に關するを以て、群議四方に起りて、忠邦を責む、是より先き、天保十二年、忠邦、松平大和守・酒井左衛門尉・牧野備前守の封を移さんとし、已に命を下す。將軍、田安・水戸兩家の干渉によりて、書を忠邦に下して之を止む。忠邦聽かず、強ひて之を行はんとす。將軍猶ほ許さず。忠邦、事已に命じて之を更ふるは、幕府の威信に關するを以て、遂に病と稱して出です。將軍の強ひて之を慰諭するによりてまた事を見たり。今やまた群議忠邦を責むるや、將軍また忠邦を罷め、併せて土地交換の法を止む。是に於てか反動は一時に起りぬ。數千の士民、夜に乘じ忠邦の家を襲うて瓦礫を投げ、兵士を以て僅に之を鎮壓するを得たり。蓋し忠邦は松平定信が享保の吉宗を理想的政治家としたるが如く、寛政の定信を理想的政治家としたり。然れども彼の人物は、定信よりも一層堅實にして、一層剛果に、定信の温乎たる紳士の風あるに比して、彼は俊爽、快利、老吏の風ありき。然も其執拗歸らず、必ず其所信を貫かんとし、其人眞摯誠實なりと雖も、其目的を貫かんがためには、酷吏、小人と雖も、また之を用ふるの點に於ては、恰も王安石の系統を引く。彼は斯の如くして權力を得たりしが故に、また斯の如くして敗れしなり。

佛艦琉球に来る、荷蘭國王開國を促す、阿部正弘、水野忠邦に代る、處士横議の兆

佛艦琉球に来る、荷蘭國王開國を促す、阿部正弘、水野忠邦に代る、處士横議の兆
來りぬ。弘化元年三月、佛蘭西の軍艦一艘琉球に来り、英人が日本の其國を鎖して萬國と交通せざるを憤り、將に之を撃たんとし先づ琉球を取らんとすと言ひ、清人一人、佛人一人を止めて去ると。幕府の士人之を聞き其虚りて宗社願滅の禍を免るべしと云ひ、清人一人、佛人一人を止めて去ると。幕府の士人之を聞き其虚喝なるか、風説に止まるかを疑ひ、議論紛々、制止すべからず。將軍已むを得ずして再び水野忠邦を召す。忠邦固辭して出でず。將軍強ひて之を起す。忠邦乃ち堀大和守を引きて老中とし、與に事を謀る。之より阿部黨・水野黨、幕中に争ふ。已にして六月に至り長崎の荷蘭人、上書して本國軍艦の來らんとするを報じ、且つ軍艦は他の商船と異なるが故に、船中の武器を檢査するの前例を廢し、且つ其の士官の帶劍を容認し、併せて軍艦より陸上の祝報に答砲せんことを乞ふ。幕府怪訝して其答砲を許さず。超えて七月荷蘭の軍艦バレンバグ號果して長崎に來り、其艦長コープス國王の書を呈す。其書懇情誠衷、日本が鎖國の政策を取つて、萬國の憤怒を買ひ、遂に強國と戦端を開くに至らんことを憂ひ、外船寛待の令を擴充して、開港通商に至り、以て干戈の患を免かれんことを告げ、且つ世界地圖、天文地理、化學、工藝の書冊、銃器を將軍に送る。果然、佛艦が琉球に揚言したる所は、虛喝風説に止まらざらんとするを見たり。此時忠邦權勢を失し阿部正弘執政たりしが、温厚、衆を容るゝの質ありと

徳川氏の末世 佛艦琉球に来る、荷蘭國王開國を促す、阿部正弘、水野忠邦に代る、處士横議の兆 七〇一

此の時、幕府をして民間の志士よりも優れる外國の
智識を有し、一定の規模を有し、斷乎として之によりて進ましめば、猶ほ以て一代の人心を率ふるに
足りしならん。然れども幕府の智識は民間の志士に及ばず。阿部正弘は國民の首領にはあらず。唯だ
國人をして此間の消息を知らしめずして、以て一時を瞞せんとし、長崎奉行の許可なき翻譯書を出版す
るを禁じ、蘭學者の奇論新説を以て、人心を動かすを鎮壓するのみ。然も、危機の日々刻々に迫り來る
や掩ふべからず。是に於てか嘉永二年十一月、長防の國主毛利大膳大夫慶親は期に先つて歸國し阿波守
松平齊祐もまた期に先つて歸りぬ。嘉永五年正月、英人また琉球に來つて、強ひて城内に入つて開港
を促すの報あり。幕府忡々として心を傷むるの時、荷蘭の船長、三度其國王の助言を幕府に呈し、明
年米國必ず軍艦を率ひ、來つて開港を乞ふべく、之に應ぜざれば必ず戰爭を免れざるを報じ、長崎
の地を限りて貿易を許すべきを勧め、通商條約の梗概を示し、且つ米國が世界のため日本の發達のた
め、必らず日本を開かんことを欲して、歐洲列國に傳へたる檄文を副ふ。老中、祕して人に示さず。
之を知るものは浦賀奉行戸田伊豆守と其下吏二人あるのみ。一國の運命に關する大事は、五六有司の
胸中に藏せられ、國民は喧々嘩々風説を傳ふるのみ。已にして嘉永五年暮れ、明れば嘉永六年とな

徳川氏の末世 荷蘭國王の密旨、正弘之を難ず、ペルリ一開國を迫る

此時に方つて幕府をして民間の志士よりも優れる外國の

日く、知者位を保つて能く治平を在
護するを至るまで
古といふを國に
亂るるを其法を
地守るを其法を
治するを其法を
古といふを國に
亂るるを其法を
地守るを其法を
治するを其法を

り、二月より江戸城の西丸造營のために、諸侯諸士に上納金を命じ、每一萬石に五百兩を課し、大に
土木を起ししかば、江戸百萬の士民は泰平繁華の春に酔ひ、花に戯れ、蝶を追うて餘念なく、幕府の
官吏、朝方に登城すること遅くして、其退くや正午にあり。斯かる所に米國水師提督ペルリ一が軍艦四
艘五百六十餘人を率ひて四月を以て、琉球に入り、石炭を小笠原島に積み、六月三日波を破つて相模
の浦賀に入り來るや、幕府が十一ヶ月間保ちし祕密は、此に破れ人心の動搖その頂上に達せり。日本
國民は未だ曾て外交の何たるを知らざるものなり。その僅かに知る所は我より兵力を以て三韓を威服
したると、元主が十萬の兵を發して、我邊境に迫りし一事のみ。去れば外交と滅亡とは、殆んど我國
民の腦中には一様の意味に解されたり。況んや百千丈の巖の如き四艘の黒船が浦賀に入り來るや、そ
の義俠博愛なるワシントンの子孫の通商を求めに來りしものたるは、日本國人の解し得ざる所なり。
その煙筒は焙々として日夜煙を吐くを見たり、その砲門は凜々として人を威すが如きものあり、その
劍戟は皎々として朝暈に輝くものあり、一犬實を吼えて萬犬應を傳へ、四艘五百餘人の米人、江戸の市
にては十艘五千人と傳唱せられ、京都に至りては兵艦百艘軍士十萬人と誇張せられ、人々弘安の役を
思ふのみ。智勇辯力の用窮して出づる所を知らず。上下狼狽、浦賀・江戸の間使者馬を馳せ、輿を飛ばし
來往梭の如く、江戸の市街、頓に寂寥として、刀劍・甲冑・銃器・陣羽織、到る所の店頭に并羅せらる。

徳川氏の末世 荷蘭國王の密旨、正弘之を難ず、ペルリ一開國を迫る

名)星學書一冊
 一總世界之風土記一冊
 一萬物之說錄一冊
 (一)サラユルニコス
 (星名)輪之說錄一冊
 一コンケー舞星一冊
 一星學稽古書一冊
 一ハルレイ之舞星一冊
 一天文書一冊
 一甚星觀察之書一冊
 一萬物之記錄一冊

徳川氏の末世 幕府の自強、和親條約の締結、人心幕府に服せず

船を造つて品川灣に入りぬ。また諸國の商人までも令を下して曰く、今回の事國家の安危、四民の憂にして、防禦筋に於ては四民共力を盡くさすべしと。曾て犬馬の如く遇したる町人に國防を命じて金を徴しぬ。斯の如く、幕府は其舊敵に下り、舊令を廢し、舊行を改む。其威信滔々として流るゝが如く落ち去りぬ。江戸の市民大變或は卒として起り、武士に對する貸借の全く消滅せんことを恐れて、武士と關係を斷つ。是より諸士窘迫して殆んど飢えんとする者あり。幕府令を下して之を禁ずれども得ず。是より先七月露國の使節プーチヤチン既に軍艦四艘を率ゐて長崎に入りて交易を乞ひ、且つ北地の境域を正さんことを乞ふ。安政元年正月米艦七艘また琉球によりて浦賀に入り、前年の約を果さんことを求む。筒井肥前守政憲、川路左衛門尉聖謨等をして、露使に應接せしめ林大學頭等をして米使に應接せしむ。此時に方つて露國土耳其古問題の爲英佛と隙あり。開戦の機目前に迫り、英佛の軍艦、露國海軍の薄弱を知り、至る所に之を追跡して、開戦前に擊沈せんと欲す。故に露國は東方に於ける英國艦隊を避くるの地を日本に得んと欲して、プーチヤチン等、日本に接すること必ずしも強硬ならず。以て日本の歡心を得んと欲し、溫言好話、筒井・川路と語り、歐洲の大勢を語つて之を警發せんと欲し、且つ日本國勢の完備せざるを論じ、列國雄を争ふの時、速かに國防を充實せざるべからざるを論じ、若し或ひは求むるあらば、露國、日本の爲に力を藉すを妨げずと稱す。しかも筒井等が祖宗の法禁

同年十月和蘭にも
 下田箱館二港を開
 くを約す
 天保十四年六月町
 人に武藝を授くる
 を禁ず

同年七月、大阪町
 人をして獻金せし
 むるもの三十七
 人、百十二萬四千

徳川氏の末世 吉田寅次郎、佐久間修家の監禁、壯士の現出

一朝急に改むべからざるを言ふや、また必しも強制せず、他日、外國と交通を約するの日、露國をして其第一にあらしめよと豫約して去りぬ。然れども米人に至つては、前年よりも其派遣の軍艦を増して來たり、其の意初より日本をして國を開かしめざらんとし、容易に聽かず。反覆辯論幕府若し開港を拒絶せば、直ちに兵火に訴ふるの決心を示す。幕府辭令の以て之れを拒絶すべきなく兵力の以つて之れに抗すべきなく、其の言ふ所に從つて横濱村に會し、三月三日遂に和親條約十二條を締結し、下田・箱館の二港を開くを約す。幕吏、諸侯の間議論大に起り、老中等が前年の令に反するを尤むるもの多く、水戸侯齊昭、また其の主戰論の容れられざるを憤つて幕府を退く。已にして閏七月、英艦來つて英佛二國が露國と戰端を開きたるを告げて、軍艦を港中に繋がんことを報じ互市を乞ふ。八月遂に米國條約を基礎として英國との和親を約し、長崎・箱館の二港を開くを約し、十二月、露人また來つて下田・箱館の二港を開かんことを請うて條約を締結し、同月、米國人其の大統領の條約批准を携へて來たり、大統領自ら名を署したるが如く、將軍をして記名せしめんとす。幕吏之れを難じ、往復數回、遂に大君の命を以て老中連署すとして交換す。繼いで荷蘭にもまた同一の特典を與ふ。斯の如く幕府の施設歩々開國寛裕の主義に傾くや、天下紛々幕府が外夷に屈するを難す。

第二の關ヶ原、尊王攘夷論の現出 然れども幕府をして一意、後を顧みずして開國策を取らしむる乎。然らずんば斷じて攘夷策に出でしむれば、猶ほ暫くは其運命を保つべかりしなり。不幸にして太平の政治家阿部正弘は進んで外國を攘ふ能はず。退いては諸侯諸士の横議を鎮壓する能はず。外に向つては開港を諾し、内に向つて攘夷家の説をも取らんとするの風を示す。是に於てか、攘夷の論益々盛にして、諸藩浪士の氣焰愈々上り、日本國家の理想に向つて赴かんとする親結合の勢震々として天下を動かす。第二の關ヶ原に至る所に諸藩浪士の胸中に畫かれ、曾て平民の爲したるが如く、南朝黨の爲したるが如く、天子を擁して幕府に敵し、以て天下の權を争はんとするものあるに至る。是に至つて幕府は、歴代享保の縮小政策を以て模範とするの失策なるを悟るに至りぬ。綱吉が幕府を擴充して政治、社交、文學、工藝の中心としたるに加へて、家宣は更に京都の公卿的尊嚴を江戸に移し、幕府をして實權のみならず、名義に於ても日本國王たらしめ、天下、不平の徒をして、千百年天子を擁するの地なからしめんとしたり。然るに將軍吉宗出づるに及びて、二代の擴張政策を非として、自ら縮小政策を取り、驕奢尙文の弊を矯むるのみならず、併せて皇室に對して謙讓柔順の地步に立ち、萬事其令旨を奉じて事を爲さんとし、將軍職を其世子に譲ることすら天皇の旨を伺ふに至れり。是より專權獨斷上に主なく、下に臣なき將軍の地位は、一變して天子の旨を奉行する一の臣僚に過ぎざることを天下に

安政元年七月、日章旗を定む。國王の命を奉じて電信機を送り來る。十一月、露人風濤の爲に船を破損し、戸田浦に我大工を指揮して新船を作る。西洋造船術の入る。是より始まる。

示し、水戸學派、及び和學者が千言萬語を費して證明せんとする王霸の辨は、一朝にして吉宗の爲に事實に於て證明せられたり。是より歴代の政治家多く享保の政治を模範として事を執りしかば、天子主たり、將軍臣たるの義は、益々天下の人心に刻まれたり。幕府の政治家、其他日に於て幕府に對して根本的打撃を與ふるもの此の見解に存するを知らざりき。今や時は來りぬ。吉宗の爲に植ゑられし種は、生長して家定のために刈られんとし、天下の浪士は王霸の辨を實行し、天子を擁して幕府と鹿を中原に争はんとし、内に於ては天子を尊び、外に於ては夷敵を攘はんとするの論、至る所に傳唱せらる。其唱首は水戸の藤田虎之助等なり。

*父は岡谷と號し、水戸の藩士也。

藤田東湖の人物、幕府内外政策の矛盾、堀田正篤出づ

藤田虎之助は東湖と號す。水戸齊昭の側用人にして權變

の才に富み、縦横の術に長じ、元明慷慨の文字に熟し、氣を以て後進を使ふ。彼は固より攘夷の行ふべからず、開國の已むべからざるを知らざるものにあらず。然れども光圀によりて唱へられし王霸の辨は、彼の時代に至りては、辯説に止らずして實行せらるゝの氣運に近づきたるを見しかば、彼は尊王攘夷の大運動を起し、之によりて王霸の辨を實行せんと欲しぬ。彼は固より幕府を倒すべしとは公言せざりき。然れども其尊王の論を演繹すれば、倒幕に至らざるべからざるなり。彼は固より何人を以て幕府に代はつて天皇の親政を奉行する執政たらしむるべきかを明言せず。然れども水戸侯は其

徳川氏の末世 藤田東湖の人物、幕府内外政策の矛盾、堀田正篤出づ

安政二年八月、匿
摩其新造の軍艦を
献ず。昌平丸と名
づく。
十月、江戸近傍地
大に震ふ。都下の
火災五十餘ヶ所一
時に起る。死者數
十萬人。藤田虎之
助また死す。
安政三年正月、土
井能登守獨力北蝦
夷を開かんことを
乞ふ。之を許す。

幕府の宗室にして、天下の望を負ふの故を以て、古へより副將軍と號せられたるの故を以て、而して當今の攘夷主義の唱首たるの故を以て、新將軍たらんものは水戸侯の外あらざるべしと信じたるが如く解せられぬ。彼は固より攘夷の結果を明言せず、然れども攘夷は行ふべからずして、日本の敗北に歸すべく、日本の敗北は士氣を鼓舞すべきが故に、宜しく外交の手段に敗れんよりは、兵力に於て敗れて、禍を轉じて福となさんとするものと信ぜられたり。彼は日本の歴史ありて以來最大煽揚家の一人にして、尊王攘夷の主義は、國民の胸中に普通に思はれし所なるも、彼の言語舉動を経ては、高調せられ、鼓舞せられて、焰々たる熱氣を帯び來りぬ。是に於てか、西南諸國の浪士、皆京都を中心として雲合霧集し、公卿を遊説して、必ず開國策を掣肘せしめんとす。幕府は火焰の已に其の座下に廻れるを知らず、京都朝廷に屬する都筑駿河守をして、外交の始末を皇室に奏せしむ。それ家康が定めたる禁裡法式に於て「政道奏聞に及ばず」と定めたるに、幕府自ら外交の始末を奏するに至るは、是れ公卿の背後にある浪士の陥穽に陥りて、外交掣肘の端を啓くものなり。また水戸齊昭が海防愚存を草し和すべからざる十條を呈するや、海防掛石河土佐守・松平河内守・川路左衛門尉・江川太郎左衛門等、之に答へて其十條に理ありとするも、急に戰ふは國勢の許さざる所あるを以て、先づ露國をして列國を退けしめ、露國に交易の特權を與ふこと荷蘭の如くならしめ、暫時の平和の間に國力を養つて更に露國を

退けんと言ひ、遂に水戸齊昭を強ひて國政に與からしめ、其臣にして攘夷的著述家たる會澤恒蔵をして將軍に謁見せしむ。斯の如く外に開國を約しながら、内には攘夷黨を養ふ。阿部正弘の腦髓亂れて一定の成算なきを示す。已にして安政二年十月江戸を中心として近傍の地大に震ひ、都下の火災一時に五十ヶ所より起り、死者六千六百餘人、已に外難に恐怖せる人心之を以て醜虜國神を怒らすとする時に、阿部正弘、漸く其器にあらざるを示ししかば、堀田正篤出で、老中となり、外國御用取扱となるに及び、幕府の政策開國の一方に傾きぬ。

幕府の政策開國に決す、ハルリス延見の禮

堀田正篤は下總佐倉の城主にして、曾て水野忠邦の時一たび老中

たりしと雖も、忠邦の政策を不可とし、病に託して隱退するもの十四年、夙に蘭學者の説をきいて、略ぼ泰西の形勢に通じ、西方東漸の衝に當りて孤立鎖國せんとするの得べからざるを知り、早く開國の見を持す。今や阿部正弘、曖昧糲稜、内外の間に窮するや、自然の勢、堀田をして外交事務の老中たらしめたり。正篤已に幕府の大柄を取るや、上田侯松平伊賀守忠優を引きて老中たらしめ、志を併せて政策を行はんとす。忠優曾て一たび老中たり、阿部正弘の糲稜、大奥に依頼するを憎みて之を除かんとして成らず、却つて黜けらる。是に至つて堀田と相合ふや、正弘久しからずして死す。幕府の形勢是より一變し、攘夷黨に媚ふるの舉動を廢し、決然として開國の方針を取り、跡部甲斐・土岐丹波守。

徳川氏の末世 幕府の政策開國に決す、ハルリス延見の禮

後に正體と稱す。

松平 河内守・川路左衛門尉・水野筑後守・岩瀬修理大夫・大久保右近將監等をして外國掛たらしめ、略ぼ外務省の形を作り、安政三年二月には、蕃書調所を九段坂に設け、蘭學に通ずるものを集め、蘭書を翻譯し、外國形勢の諮問に備へしむ。唯だ幕府の繁文縟禮、因襲風を爲して容易に破るべからざるものあり。開國論者たる堀田も亦舊窠を脱する能はず。尊大を以て外國使臣に對するを常とし、安政三年七月、米人タウセンド、ハルリスが總領事に任ぜられて來聘し、外國使臣の特權として江戸に出で、將軍に謁し、且つ閣老に面會せんことを求むるや、大に其舊慣に背くを厭ひ、且つ江戸に入らば、市民の耳目を激せんことを恐れ、乃ち明年四月より下田、箱館の兩奉行を置くを以て外國の使臣は一切之と談論すること、閣老と談論するが如くせよと言ふ。ハルリス聽かず。已にして荷蘭人また上書して支那が自尊徒大を以て英國に臨みて兵端を開き、英人、連戰連勝、厦門を取り、廣東を燒き、東方の形勢方に一變せんとするを告ぐ。幕吏、已に自ら外人待遇の方法を得ずして、自尊煩縟の禮を課する多きに過ぐるを疑ひしに、今やまた此報に接す。乃ち安政四年八月を以てハルリスの入京を諾す。ハルリスが日本に來りしより入京の禮を争ふこと前後十四ヶ月なり。水戸及び溜詰の諸侯、上書して之を争ひ、國禮を辱むとなす。中心之を以て國體に背くと爲さざるも滔々の勢に乘じ、國事に忠なるの名を得んが爲に之を争ふ者あり。是より米人の脅迫無狀は傳へられ、風説は風説を生み、清廉、篤

實、模範的清教徒たるハルリスは堀田の邸中に少女を辱めたりと言はるゝに至りぬ。其實ハルリスは日本を以て義俠國となし、如何なる事あるも、砲火を以て脅す勿れとの訓令を奉ずる最も忠實なるものなりしなり。然れども已に狂熱によりて盲目となりし攘夷黨は、此間の消息を解する能はず。或は解する能はざるを裝ひ、羈々として幕府を責め、其勢漸く恐るべきものなるが如く信ぜらるゝに至りぬ。

ハルリスの外交顧問、踏臺令の廢止、日米通商條約

安政四年十月、ハルリス將軍に謁見の禮終るや、大事を閣

老に告ぐる所あらんことを乞ふ。正篤乃ちハルリスを其邸に招き、外國掛の諸吏其席に列して其言ふ所を聴く。彼は先づ米國の國是は世界に對して一視同仁の主義を持つるにありて、併吞を事とせざるを説き以て衆心を安んじ、次に蒸氣電信の發明によりて世界統一の時機來れるを説き、東洋の諸國のみ長く此の形勢に抗して孤立する能はざれば、遂に開國して有無を通じ、智識を世界に求め、富強の實を擧ぐべきを告げ、赤誠を示して開説するもの六時間、正篤以下開國を主義とするも唯だ勢に抗すべからざるを以て其の理由とせる者あり。今やハルリスの開國説は彼等に教ふるに、一國の富強獨立は唯だ開國によりて得べきを以てせしかば、是より益々銳意開國の方針を取りて、日米通商條約を作り、ハルリスを恃みて外交顧問として列國に應接し、其上書を和解し諸侯に示し、以て衆心を和げんこと

を求む。然れどもハルリスが強ひて幕府に登城せる一事よりして攘夷の氣焰益々揚りぬ。諸侯往々之に服せず、上書して之を争ふ。水戸齊昭の如きは、大言して自ら米國に至り、開國の約を廢せんと主張す。正篤退けて容れず。ハルリスと江戸・大阪を開市し、兵庫・新潟・神奈川・長崎・箱館を開かん事を終し、且つ内外人を問はず、基督の畫像を踏まじひるの法を廢す。攘夷黨ますます平ならず。

勇進的開國黨、開國的攘夷黨、領國的攘夷黨

此時に方つて、國內の人心外交に關しては三黨に分る。一を勇進的開國黨とし、二を開國的攘夷黨とす。勇進的開國黨は之を上にしては、堀田・上田の二侯、幕府の外交官、蘭學者にして、夙に列國の形勢、文明の事態に通じたるもの多く、民間志士の群に於ては熊本の横井平四郎其の翹楚たり。横井は小楠と號す。性情高邁、心識靈活、殆ど詩人的の高調と直覺の才あり。博通にして慧敏、哲學的變括力を有し、議論快活、辯論縱横、之に接するものをして、熊澤蕃山の風采を想望せしむ。然れども彼は寧ろ敏活の手腕を有せざる蕃山なりき。彼は其見る所の形勢と聞く所の世態を以て、一國の富強獨立は唯だ國を開きて列國と交り、萬里の波濤を開拓するにありとなし、純然たる自由貿易の議論を主張し、一代の大勢力たる攘夷主義に向つて正面の打撃を加へぬ。勇進的開國黨は開國の一事を危険とせざるのみならず、開國せざるを以て國家の患害とし、目前一切の事情に拘泥せずして、四境を開かんとし、開鎖の利害は論ずるに足らずとなす。開國的攘夷黨は全

く之に反す。開國的攘夷黨中に二派あり、甲派は開港の已むべからず、勢に於て支ふべからざるを知る。乙派は今日之の如き世態に際して、無條件に開國するを以て人心外に屈するの端を爲すものとなし、一戦して人心を警醒し、内は以て遊惰苟安の夢を破つて、外は以て悔るべからざるを示し、而して後列國と和すべくんば和せんとするなり。乙派は開國の勢抗すべからざるが故に、暫く列國と和を通じ、彼の文物、工藝、兵法を學び、國力の富貴するを待つて、而して後彼を攘はんとすとの二者なりき。甲派は藤田東湖・吉田寅次郎等、其翹楚にして、各藩に於て通常攘夷黨と稱せらるるもの中、時務に通じたる首領は多く此意見を有するものなりき。吉田寅次郎は松蔭と號す。長門の人にして松下村塾を開きて諸生を教育す。其學風は國民的自覺心に靈化せられ、國史によりて彩られたる儒學にして、大體に於ては水戸派と相似たり。當時の漢學者が、漢唐宋明に依りて各々門戸を分つ間に立ちて別に一法門を開く。其人、極めて熱頭、極めて激烈にして、而して極めて忠厚、極めて渾隘、極めて直裁にして、而して極めて權數に富む。彼は多くの反對したるが如き性情を、極めて多量に混化したりき。故に輕俊敢爲なる長防の少年、之がために感發せられたるもの多く、天下少壯の徒、風を聞き文を讀みて、爲に其心胸の開發せらるるもの少からず。水戸の學は藤田東湖のために、滔々乎たる時勢の中に突入せしめられたりと雖も、東湖死するや、其運用の手腕を失したるがため、水戸の士

多くは、固陋狹隘の鎖國説に落ち去りしかば、水戸學派の勢力は長防に移り、東湖の位置は吉田寅次郎に移りき。吉田は固より東湖の敏腕を有せずと雖も、彼よりも人に愛せらるべき忠厚の風ありき。彼は固より東湖の如き政治家にあらざりしと雖も、天成の戰國的革命家なりき。開國的攘夷主義は東湖の腕によりて播種せられ、今やまた松陰等の熱頭によりて温育せらる。三派中最も有力なるは甲派なりき。乙派は國民的精神を主として、勇進的開國黨の世界的自覺を缺くに於ては、全く甲派と同根生なり。然れども彼等が甲派と異なる所以は、其の現在の國狀を顧みざるがためなり。彼等は世界的自覺を缺くがため、契丹、石敬瑭、五胡雜居の歴史を以て今日の事態に比して、外交は必らず幾多の患害を生ずべきを信ず、然れども今日に於て之を擊攘するは、勝敗の數明なるがため得策にあらずとなし、鎖國自ら弱むるの愚策をすて、斷じて國を開き、彼の兵術、工藝を學び、彼若し擊攘すべくんば彼の干戈によりて彼を擊攘せんと欲す。幕府中列國の形勢に明ならざるもの多くは此の派に屬し、民間略ぼ列國の事情を聞くものはまた之に屬す。而して佐久間象山は其の翹楚とも云ふべきものなりき。從來の蘭學者は多くは醫學、砲術を傳ふる専門家にして、常に屬僚の地位に立ちぬ。今や象山に於て、初めて一派の首領たるべき政治家を見たり。象山は信州の人、夙に國防の急を知つて、蘭學を學び、兵術を研究す。其の銳利の才、博通の學、天下に比なく、傍ら砲術に通じ、兵法を知る當時の

攘夷論者も、開國論者も、彼を迎へて先輩とせざる能はざりき。彼は泰西の學術工藝を識認して、何事を捨つるも之を學ばざるべからざるを信ずるの點に於ては、蘭學者と見識を同らすと雖も、然も小楠の如き詩人的哲學的靈活の見地なし。彼は國民的精神を把持するの點に於ては、東湖・松陰と同一の立場に立つと雖も、然も東湖・松陰の如き革命的の氣風を有せず。彼は多くの點に於て人の首領たるべき性質を缺けり。然れども其學藝實力に至つては、各派の首領の到底企及する能はざるものありき。斯の如く開國的攘夷黨の二派は同一根生にして、等しく見地を同らし、松陰の如き、また象山に師事したるに拘らず、今や同一系統を有する二派は相攻撃して已まず。甲派は乙派を罵つて臆病、無膽、怯懦、恥なく、國を賣るものとなすや、乙派は甲派を罵つて輕慢、無謀、國を過つものとなし、乙派は却つて勇進的開國黨と聯結し、甲派は却つて第三黨なる鎖國的攘夷黨と相合す。鎖國的攘夷黨は徹頭徹尾、外人を犬羊とし、犬羊に迫られて國を開くは、國家顛滅の端を開くものなりとなす。滔々たる凡衆は、皆此派に屬す。彼等は何が故に、同一根生にして相争へる乎。是れ現在の國狀問題より來る。甲派は現在の政局に満足せず、外患に乗じて之を打破し、以て新結合を起さんと欲し、乙派は現在の政局を以て足れりとして、之を根本的に改めず。國家の秩序を維持せんと欲して、外交に關する爭議の中には、明々に内國の政局に關する異見あるがためなり。此の政局顛覆の事たる明言せられず

と雖も、天下現在の政局に不満なるものは直覺的に之を覺知し、水戸齊昭を首領として、諸藩の下級にありて志を得ざるもの、幕府の大臣に私怨あるもの、幕府の顛覆によりて利を得べき諸侯・公卿、少年氣銳にして功名の念あるもの、皆期せずして開國的攘夷黨の甲派の大傘中に入る。

朝廷幕府を苦ましむ、世子の争

當時幕府の權、老中堀田正篤の手にあり。正篤は誠忠醇良の政治家にして、

中心よりして國家の興廢を目的とするものなり。彼は銳意して開國の政策を斷せんとするも、また國內の人心統一せず、或は不測の變あらんことを恐れ、勉めて反對黨を緩和せんと欲して、果敢の施設なし。已にして攘夷黨の漸く跋扈するや、則ち朝廷の力を以て諸侯を屈伏せしめんと欲し、安政四年十二月、林大學頭・津田半三郎をして、嘉永以來、外交の顛末を朝廷に奏して、日米新條約を批准せんことを乞ふ。幕府思へらく、朝廷は危疑すべし、然れども利害難易を説かば、必ず之を諾せんと。圖らざりき、久しく徳川氏の世祿に満足せりと思へる公卿は、巧に諸藩浪士の遊説に動かされて攘夷を主張し、且つ之によりて幕府を苦しめんとし、内には開國の非を論じて、天皇に奏し、外には林・津田の二人を閉却して其説を述べしめず、また聽かず。是に於てか天子の旨を藉りて諸侯に令せんとしたる幕府は、初めて火焰の已に縁下に回りしを發見し、國難に乗じて政局を顛覆せんとするものあるを發見し、漸く恐るべきは外交にあらずして内憂にあるを知る。此より堀田正篤、京都の事を他人に委託せ

ず。安政五年正月、勘定奉行川路左衛門尉・目付岩瀬肥後守等を率ゐて京都に出で廟議を變せんとす。浪士、激昂、謗議百端なり。正篤即ち一方には輕慥なる公卿に賄ふに黄金を以てし、一方には諸藩浪士の京に入るを禁じ、再三開國の已むべからざるを奏すと雖も、已に深く浪士の説に動かされたる公卿は、容易に之を聽かず、巧みにも開國は國家の大事なるを以て更に諸侯をして會議を開かしめ、其決を携へて來るべしと言ひ、之に加ふる、幕府は早く將軍の世子を定めて、以て天下の民心を安ずべしと言ふ。是れ實に至大なる陰謀家が公卿の後に存するの證據なりき。それ諸侯の議決を携へて來れと言ふも、諸侯の多くは鎖國に雷同するは明白なるが故に、諸侯の力によりて幕府を苦しむるものなり。且つ世子を定めよと言ふは、また幕府中、世子の選擇に關して二個の黨派あるに乗じて、之を衝突せしめんとするものなり。是より先き將軍病あり、一橋慶喜を立て世子とせんとす。慶喜は水戸齊昭の子にして、一橋家を繼ぎたるものなり。水戸侯は久しく幕府の爲に忌憚せられ、時としては危疑せられ、或る時火災あるや、時人荒忙して水戸の謀叛を傳呼するものありし程にして、藤田虎之助等が尊王攘夷の説を唱へて天下を聲動するや、水戸に對する幕府の危疑は其頂上に達しぬ。藤田虎之助死して、水藩またまた天下の浪士を煽弄するの手腕なきがため、此疑惑は幾分か減ぜしと雖も、全くは消えざりき。故に將軍が一橋慶喜を世子とせんとするや、幕府の諸重臣多く悦ばず。水戸に天下を奪は

るゝの感あり。而して最も之を悦ばざる者は大奥の婦女なり。紀伊家茂の從臣、亦其間に遊説して、必ず慶喜を排して家茂を世子たらしめんとす。越前・尾張の諸侯、之を聽かず、慶喜を立てんとして相争ふ。朝廷の早く世子を定めよと言ふもの、實に此兩黨の間に尖子を挿まんとするものなり。

井伊直弼の大老、日米條約の批准、家茂を世子とす

外には外交の難局あり、内には諸侯浪士の難あり。而して幕府中亦繼嗣の争あり。是等の難局や詮じれば政治上の中心力たる幕府政權の微弱より來る。之を救ふの策は、唯だ老中政治を廢して、一大名自ら大老となりて確固として政權を把持するの外策なしとせられたり。斯の如くして衆人の目は、自然に彦根の城主井伊直弼に注ぎぬ。彼は譜第諸侯の最大最強なる者にして、其祖先直政が家康の先鋒たりしが如く、今や徳川氏の先鋒たらざるべからざるに至りぬ。彼は一橋慶喜を迎ふるの議を非とせり、大奥の婦女、老中の非水戸派諸士は、齊しく彼に嚮ひぬ。是に於てか歴代久しく缺けたる大老職は彼の身に落ち來りぬ。是れ堀田正篤が京都の公卿間に往來しつゝ、ありし間の事なり。正篤未だ歸らず。而して日米條約に調印せんと約したる三月五日は已に過ぎさりぬ。是に於てかハルリスに請うて期を延べしに、正篤は歸れり。然れども勅裁を得ずして寧ろ幕府の難局を増しぬ。是に於てか更に列藩會議を開きて朝廷の意を安んぜんとし、七月を以て調印せんことを約すれば、水戸・尾張・越前を始めとして諸侯多く攘夷を唱ふ。已にして調印期の七月

安政五年六月十九日
安政五年六月二十五日

未だ至らずして、六月十七日、ハルリス軍艦に乗じて江戸灣に至り、露艦亦江戸灣に來り、共に英佛軍艦の海を掩うて至らんとするを報す。外國掛ハルリスに就きて英佛軍艦の何の意あるかを問ふ。ハルリス答ふるに、英佛の聯合軍、清國と戦つて北京に城下の誓を爲さしめ、餘勢を日本に加へて開港を促さんとするを報じ、速に日米條約に調印して、以て不法の強迫條約を命ぜらるゝを避けんことを勸む。幕吏倉皇、歸つて會議を開く。皆萬國の勢到底孤立すべからざるを説き、速に調印して以後難を免れんことを促す。上田侯松平伊賀守曰く、長袖の公卿、天下の形勢を知らずして妄議す。若し其満足を得んとせば、百年また足らざるべし。國を以て青公卿の私意に殉すべからずと。井伊直弼、沈思すること稍久しうして決然として斷じて曰く、縱令や今日樽俎の間に之を退くるも、到底避くべからず。一旦戦つて勝を制するも、到底、清國の覆轍を免れざるべし。敗れて後に和を乞うて、強迫條約を命ぜらるゝは、寧ろ今にして締約するに如かず。萬機幕府に一任せられたり、勅裁なしと雖も、機に臨み變に應じて國家を保全するは幕府の責なり。若し勅裁を待たざるによりて事起らば、直弼一身を以て之に當らんと。遂に下田奉行井上信濃守・目付岩瀬肥後守を神奈川に遣はして、日米條約に調印せしめ、また急に紀伊の家茂を迎へて世子とす。家茂年十三歳なり。

英佛が戰勝の威を挾みて、その飽くなきの望みを遂げんとするに

先だつて、日米條約に調印するは、是れ當時に於ける唯一の安全策にして、若し直弼にして躊躇せば一層汚辱なる條約を迫られしならん。此時に方つて、君命は軽くして國家は重し、況んや君命と稱する者、唯だ公卿の議論のみなるに於てをや。直弼の施政は寧ろ失敗中の成功なりしなり。然れども外には攘夷に狂熱して、實力の比較を忘れ、内には政權の爭奪に熱して、百年の得失を顧みざる公卿。浪士は、直弼を以て遠勅の徒となし、合従大呼して之を攻め、眼中殆ど幕府なきが如し。水戸・越前・尾張の親藩、また直弼の獨斷專決遠勅の命を受くるを責め、交ふるに一橋慶喜を世子とせざりしに不満の情を以てし、水戸侯の如きは憤激、己を失し、殿中に疾聲大呼して井伊と争ひ、遂に直弼をして切腹せしめずんば已まずと聲言するに至る。而して幕吏中外國の形勢に明かに、初より開國説を主張したる堀田正篤も、また一橋黨なりしがため井伊直弼の下に老中たる能はずして退きぬ。斯の如く幕府の敵手は公卿・浪士のみならず、世子の争より親藩中及び開國黨中敵を出すに至る。而して彼等は共に直弼を責むるに遠勅を以てし、直弼をして速かに京都に上りて罪を朝廷に謝せしめんとし、器々として止まず。彼等は言ふ、是れ天下の人心に添うて幕府を保安するの道なりと。直弼は固より越前・尾張が直に幕府の利害を思ふを信ず。然れども水戸齊昭は、斯の如き誠實の心術ありと信ずる能はず。遂に水戸の齊昭・慶篤、尾張の慶勝、越前の慶永を、其別邸に謹慎せしめ、一橋慶喜の出仕を止む。

南朝の人物、檀樾、家茂將軍となる

徳川武士の典型は直弼に於て見るべかりき。彼は泰然たる大膽よりも

猛烈なる銳氣を有したり。彼は機に乗じて人を用ふるの機變なしと雖も、一直線に突進するがため、敵手をして之を躲避するの餘裕なからしめたり。彼は曲折に従つて其才を屈伸するの力なしと雖も、果敢斷行の力を有したり。彼の人物は甚だ高からずと雖も、甚だ堅實なり。彼の性情は甚だ清潔ならずと雖も、甚だ質直なり。其心識は極めて平凡なりと雖も、其心識を貫くには極めて執著力あり。彼は政治家にあらずして武士なり。最初の徳川武士は、皆斯の如くなりき。時世の驚濤に巻き去られんとする徳川時代は、彼に於て其最後の權化を見たり。彼は外交を好むものにあらずと雖も、世界の大勢已むを得ざるを見て、寧ろ勢に従つて一國の獨立を全うせんと欲す。彼は外交の事局は容易なるにあらずと雖も、一國の大難は外交よりも内紛にあらんとするを見たり。此の内紛たるや諸侯の權、大にして、幕府の力、之を鎮壓する能はざるにあるを見たり。是に於てか彼は家光時代の光榮を回復して威力を以て天下を鎮壓せんと欲す。彼は權力を好むものにあらずと雖も、其徳川氏と國家のために計る萬全の策此にありとなしたり。彼は此政策を實行せんがため、第一に親藩の主君をすら幽閉せり。彼は更に何事かを爲さんとする乎。已にして安政五年七月將軍家定、病を以て死し、嗣子家茂立つて將軍となる。直弼是より悉く一橋黨を却けて、掛川侯太田資治・鯖江侯間部詮勝・西尾侯松平泉守

乗全と共に大事を断じ、専權擅横、上下の議を省せず。天下器々、物論の沸騰是に至つて極る。

京都、長州藩士の手に移つ、列藩會議によりて幕府を制せんとす

此時に方つて、京都の朝廷は全く長州藩士の手

に落ち、浪士街衢に充つ。今や江戸に於ては直弼が元老となりて條約に調印するも、違勅の罪を犯して人心を失し、また親藩の望に背きて、紀伊の家茂を立て、これがために徳川氏の勢力兩分し、水戸が不平黨の首領たるの姿あるを見て、更に水戸を起して、列藩會議を開かしめんとし、幕府及び水戸・尾張・越前・加賀・薩摩・長門・安藝・備前・肥後・伊勢・阿波・土佐・因幡・筑前の十三藩に勅書を與へ、之を京師に招きて列藩會議を朝廷に起し、一舉して幕府の實權を朝廷に移さんとし、近衛・鷹司・一條・二條・三條の諸公卿、主として之を唱ふ。彼等は浪士の言を聞き、天下の事一舉して定るべしと信じたるなり。獨り關白九條尚忠・岩倉具視、猶ほ幕府の實力を識認して應ぜず。此策の遂に實際に行はるべからざるを唱ふ。公卿聽かず、遂に勅書を發す。水戸齊昭、老中を其邸に招きて之を示す。老中之奪つて返さず、他の十二藩又幕府を恐れて一人の京師に出づる者なし。公卿怒を九條尚忠に移し、迫つて其關白を辭せしめ、近衛忠照をして内覽せしむ。

間部詮勝の浪士掃蕩、廟議開國に決す、攘夷黨の閉息

今や京都は南北勢力の争地となりぬ。公卿・浪士の陰謀は

幕府をして外交の局面より首を回らして、必ず京都を掃蕩して、禍機を除かんと決心せしめたり。閉

部下總守詮勝は其使命を帯びて安政五年九月京都に上り、外交の顛末を朝廷に奏すと稱して、私に浪士を跡踪し、先づ越前の梅田源二郎を捕へ、次に水戸の京師留守居鶴飼吉左衛門父子を執へ、其他浪士と聲音を通ずる公卿の執事を捕ふるもの無數、浪士風を聞き遁逃すれども、搜索嚴密、往々にして羅致せられ、是より安政六年に至るまで四方に於て縛せらるる者七十餘人、越前の橋本左内、長州の吉田寅次郎等浪士の首領其中にあり。公卿の頼む所浪士にあり。浪士已に逃散して公卿色を失ふ。間部詮勝乃ち一方には黄金を散じて貧寒なる公卿の心を購ひ、一方には伏見奉行内藤正綱をして公卿の間に遊び、内外多難の形勢を述べて、外交を以て已むべからざるの事態となし、軍備を整理せば、他日必ず外夷を撃攘せんことを説かしむ。朝議爲に一變して、外國と和親を通ずるを許し、猶ほ國防を嚴にして、他日撃攘を實行すべきを命じ、關白九條尚忠をして、再び内覽たらしめ、近衛忠照の内覽を止む。幕府更に鷹司前の關白政通・近衛左大臣・鷹司内大臣輔熙・三條前の内大臣實萬をして剃髮して、身を引かしめんとす。是れ其家臣を糾斷して、幕府を傾けんとするの陰謀ありとの事實を發見したればなり。天皇之を宥めんとして再三書を間部に與ふ。間部聽かず、天皇が三大臣を保護せんとするは、公武の間をして離隔せしむるものなりと爲し、安政六年五月、三大臣に迫つて遂に剃髮せしめ、一條左大臣忠香・花山右大臣家厚・二條内大臣齊敬を以て之に代ふ。井伊の強硬政略は遂に其効を奏し

諸侯恐怖して皆幕府の命を奉じ、各藩中の保守派大に力を得て革命派を攻め、嚴峻酷烈の手段を以て浪士を追跡す。浪士漂泊、天地の間身を容るゝに地なく、姓名を變じ、服装を替へて潜伏し、薩摩の浪士西郷吉之助の如きは、革命派の僧月照と、海に投じて死せんとし、攘夷黨の巢窟たる長州に於てすら、開國黨の首領永井雅樂の説行はるゝに至りぬ。

公武合體黨、佐幕黨、討幕黨、開國主義の實行

此時に方つて、國民の政治思想に一清新相を加へ来る。諸侯

の多數は、固より攘夷黨たり、然れども水戸・長州・薩摩等、野心を加味するもの、外は皆、必しも之を以て幕府を苦しめ、之を以て政局を打破せんと欲するものにあらず。唯だ開國は國家の禍患と信じて之を唱ふるなり。今や天下の浪士の爲す所を見るに、彼等は獨り攘夷に止らず、之を以て幕府を傾覆せんと欲する者あるを以て、幕府と同じく患、外にあらざして内にあるを察するに至り、幕府を助けて皇室と相和せしめ、舉國一致の力を以て攘夷せんと欲するものあり。開國黨に於ても亦區々目前の争を爲さずして、朝廷(公)幕府(武)を合體せしめんとする者あり。此に公武合體黨なるものを生じ、其團結中には攘夷派と開國派の相異なる分子を存す。長州の長井雅樂の如きは、開國黨にして公武合體黨たるものなり。薩摩の島津三郎の如きは、鎖國黨にして公武合體黨たるものなり。今や公武合體黨を中心として、一方には純平たる佐幕黨あり、幕府を佐けて其權を家光時代の古に回復せん

安政三年十二月、薩摩の島津齊彬、其の一族某の女を養つて子とし、また之を近衛家の養女として將軍家定の夫人とす。

四年十月、長崎に製鐵所を起す。

大阪の守備を嚴にし、以て京師の威を安ぜんとす。

とするものにして井伊直弼の如きは是なり。一方には純平たる討幕黨あり。公卿を助けて幕府を討ち、其權を朝廷に收めんとするものにして、功名に急なる浪士は皆此派の屬す。而して公武合體黨は主として浪士の跋扈を制せんとせしかば、勢幕府の權力を地方に助長するに至りぬ。是に於てか幕府は益々前途の望を生じて、安政六年八月水戸齊昭に永塾居を命じ、一橋慶喜に隱居謹慎を命じ、水戸慶篤に差控を命じ、一橋慶喜を世子とするの議に黨せし作事奉行岩瀬肥後守・軍艦奉行永井玄蕃の職を奪ひ、西丸留守居川路左衛門尉等を謹慎せしむ。十二月栗田宮を永塾居せしめ、更に水戸侯に命じて前年の勅書を返さしむ。水戸の士民隊を爲して江戸に出で、幕府に訴ふ。是より先き、米國が領事を置くの外荷蘭も亦安政五年四月を以て、領事を江戸におき、五月、英國また其公使アルコックを江戸に置き、六月には、横濱・長崎・箱館の三所に於て、内外貿易を行ふを許し、七月には英露と本條約を結び、九月には佛國と本條約を結び、其公使を江戸に置くを諾し、此月更に、外國奉行新見豊前守正興・村垣淡路守範正・目付小栗上野守又一・軍艦奉行本村攝津守嘉毅・勝麟太郎等をして米國に航して本條約を交換し、且つ其の文物を見せしめ、また前年以來の囚人を刑罰す。攘夷黨は已に其の首領とも云ふべき水戸齊昭の塾居せしめられしがため、一毫の希望をだに有する能はず、落膽絶望を極めしが、中にも水戸の攘夷黨は開國黨に對して私怨あるもの少からざりしがため憤激最も甚しく、四方

に徘徊し、財を良民に徴して専を起さんとし、また横濱に外人を殺傷す。幕府近傍の諸侯に命じ、兵を出して之に備へしむ。

井伊直弼の暗殺、浪士外人を襲ふ、露人對馬を占領す

萬延元年三月三日、大老井伊直弼江戸城に登らんとして

櫻田門外に来るや、水戸の浪士佐野竹之助等十七人薩摩の浪士有村治左衛門と共に襲うて之を殺す。暗殺は已に成功して、幕府の中心を抜く。天下傳唱、幕府の威權地に落とと爲し、地方佐幕の諸黨を驚惶して方嚮に迷ふ。是より浪士また志を得、暗殺を以て最良の武器となし、漸く血に渴し來る。已にして八月水戸齊昭老を以て死す。幕府は老侯既に死するを聞くや、之に連座せられたる慶喜及び越前の慶永、土佐の山内容堂の謹慎を許す。齊昭已に在らずんば彼等を忌憚すべき理由なきを以てなり。然れども關東の諸士は齊昭死するや、主人を失したる馬の如く、狂躁妄動其爲さんと欲する所を爲し、横濱居留地に入つて外人を殺し、外交の局面を困難ならしめて、以て開國黨を苦しめんとし、十二月、米國公使館を麻布古川に襲うて其譯官ヒウスケンを殺し、文久元年五月、高輪の英國公使館を襲ふ。風説は事實を誇張し、誇大の風説は浪士をして血に渴せしめ、民心大に動搖し、縱令通商條約に従つて此年の一月を以て新潟若しくは其代用港を開くも、外人生命の安全を保つべからず。況んや、京都に近き兵庫・大阪の開港に至つては、猶ほ更に危険なり。是に於て文久元年十二月、外國奉行

安政五年七月、ハリス日本小判一兩は一分銀十二枚の價あるを言つて世界の金價を激ふ。是より洋銀と開位の銀を作る。

同年七月、官醫の蘭醫法を兼ねるを許す。英國、蒸氣船を獻ず。

竹野下野守保徳・松平石見守康直・目付京極能登守・通辯福地源一郎等をして歐洲に航して開港の延期を乞はしむ。英國は之を諾したり。然れども無報酬にはあらずして、酒類の輸入税を減じ玻璃器を五分税品中に入る、ロンドン覺書を生じたり。斯の如くして浪士は著々幕府を難局に驅逐せしが、是より先き、英佛已に露國とクリミヤに戦つて之を挫き、世界の海港より露國を封せんと欲す。萬延元年、英・佛・支那を攻めて北京に入るや、露國、支那のために周旋して黒龍江畔七百里の地を得。英・佛則ち露・清の漸く近づきて東洋多事ならんとするを見て、日本海に根據地を得んとすと傳唱せらる。露國乃ち其機先を制せんとして、文久元年二月、其軍艦をして急に對馬の尾崎浦に入り、兵士を上陸せしめ、近傍を抄掠し、殆ど之を占領せるもの、如し。幕府則ち外國奉行小栗豊後守等をして之を詰つて退去せしむれども聽かず。乃ち更に外國奉行野々山丹後守・目付小笠原攝津守等をして、外交談判を開始せしめ、且つ英人の助力を乞うて遂に之を退くるを得たり。斯の如く外交の局面は、内よりも、外よりも、益々多難を加ふ。

安藤信正の執政、討幕論起る、和宮の降嫁

井伊大老の死したる後は復大老なく、政權已に老中安藤對馬守信

正の手にあり。彼は固より巨膽猛氣一代を鎮壓するの材にあらずと雖も、自ら信するや強固にして亦自信を貫くの才幹あり。事に臨んで慮せざるの勇あり。外交の技倆と智識あり。責任を避けざるの勇

あり。水野忠邦以後の良宰相にして、浪士が數ば外人を襲はんとするや、喟然として嘆じて曰く、浪士にして血に渴せば、寧ろ余を殺し、若しくは將軍を弑して内亂を起すも、外人を殺して國難を醸す勿れと。其淬礪國事を思ふの情憐むに堪へたるものありき。然れども大廈の將に倒れんとするや一木の支ふべきにあらず。浪士已に伊井大老を倒すや、氣に乗じ勢に激まされ、眼中幕府なく、伊井の鎮壓政策のために一旦四方に逃散せし浪士は、今や潮の如くに盛り返して京都に集まり、長州の藩士久阪玄瑞等、京都にありて専ら之を繰繰す。彼等は固より幕府に不満なるものなり。加ふるに伊井の鎮壓政略によりて激昂し、今や攘夷よりも寧ろ討幕の舉を急にせんとして、公然之を論ずるに至り、政界の空氣全く一變す。幕府猶ほ知らず。舊の數奇屋坊主長坂清壽、九州諸侯の情偽を述べ、徳川氏の運命に關するを言ふも省せず。萬延元年、皇女和宮を乞うて將軍の夫人とし、以て皇室と親を結び隙を拒がんとし、前將軍の侍女姉小路勝光院をして京師に上りて周旋せしむ。公卿多く之を不可とす。九條關白及び侍從岩倉具視、頻りに之を懲誼し、遂に天皇の寵姫、右衛門内侍によりて奏する所あり、幕府の乞を許す。時に幕府、之を以て天皇の意にあらずとなし、老中小濱侯が和宮を欺きて天皇を要して許可を得たるものとなし、和宮別に臨みて天皇に謁するも、幕吏一語を交ふるを許さざりしと訛傳し、以て民心を激昂せんとす。是より所在相傳へて幕府の専横を憤り、討幕の論益々盛なり。

薩長權を争ふ、外人襲撃の風、平野二郎討幕の議を上る

文久元年の冬、浪士等遂に薩摩に入りて天下の形勢を

文久元年九月、水野筑後守をして小笠原島を巡視せしむ。外人占領の説あるを以て也。

説き、鹿兒島侯が兵を擁して京師に出で、天下の機先を制せんことを乞ふ。十一月鹿兒島侯、近衛氏の手を経て、朝廷に密奏し、兵を出して京師を護り、攘夷の勅旨を貫徹せしめんと奏し、曾て幕府の勢力中に滲入して重を爲さんとせる薩摩、今は漸く京師に接近せんとす。長州は其壯士の大勢、已に討幕に傾きたるに拘らず、長井雅樂等の勢力猶ほ主君を擁して、討幕に嚮はしめず、必ず公武を合體せしめて國家を經營せんと欲せしが、今や浪士が薩摩を中心として京都に據らんとするを見て天下大亂の兆となし、急に江戸に上りて幕府に説くに天下の形勢を以てす。幕府大に驚き、毛利氏をして京都に周旋せしめ、朝廷を薩摩及び浪士の手より離れしめんとす。斯かる間に攘夷討幕の氣焰勃々として舉り來り、英國の官吏が、浪士の襲撃に懲りて、出入兵を備へ、銃槍を帶ぶるや、浪士は以て外兵國に入るの端となし、安藤信正が數ば外國公使と來往するや、妾を外人に與へて之に媚附すと流言せられ、外人我官吏の柔順恐怖するを見て放縱慢罵を逞しうするや、幕吏國を賣つて私利を營むものとして誇張せられたり。是に於てか文久元年には上野の大橋順藏等、浪士を募つて横濱を襲撃せんとして執へられ、文久二年正月には下野の醫師越智顯三、水戸の浪士小田彦次郎、越後の川本杜四郎等、安藤信正を阪下門外に襲ひ、銃丸信正の鬢をかすめて去る。從士撃つて多く兇徒を殺し、餘黨逃走す。三月

徳川氏の末世 薩長權を争ふ、外人襲撃の風、平野二郎討幕の議を上る

九州・中國・四國、諸藩の士、脱藩して大阪に會するもの數百人、皆京師に入らんとす。四月筑前の浪士平野二郎、討幕の議を朝廷に上る。是れ公然討幕を以て朝廷に勸めたる最初の奏議にして、攘夷開國の論は一變して承久の後を襲ふ南北政權の争とならんとす。彼は先づ鹿兒島侯が朝旨を奉ずるの意切なるを述べ、其京師に出づるを待つて直ちに大阪城を抜き、天下に號令し、幕府の政權を奪つて而して後、夷狄を拂ふべしと言ひ、朝廷をして鹿兒島侯に依頼せしめんがため、其領する所は千二百八十四萬八千八百石にして一百二十八城、陣屋三百四十八、船舶三千艘ありとなして以て公卿を鼓舞す。是より公卿の氣愈々大なり。時に高知藩士數十人、其參政吉田元吉の公武合體を唱ふるを惡み、襲うて之を殺して京師に走る。已にして鹿兒島侯の支族島津三郎久光、六百の兵士を率ゐて京師に入る。浪士久光を擁し先づ九條關白を斬りて所司代に及び、兵を擧げんとす。久光聽かず。其從臣をして激徒を殺さしめ、從臣の内西郷吉之助は、浪士を煽揚したるの故を以て沖の永良部島に流さる。

薩摩の公武合體説、幕府遂に屈して政權朝廷に歸す

島津三郎が京師に入つて先づ主張したる所は、公武合體の

政策なりき。彼は第一に幽閉せられし栗田宮・近衛左大臣・鷹司父子を放免し、幕府に於ては德川氏の親藩宗室の幽閉を釋き、近衛氏をして關白たらしめ、越前侯をして幕府の大老たらしめ、老中安藤對馬守信正の官を罷め、朝廷の意を容易に浪士に洩らざらんことを計り、斯の如くして公武を合體せしめんとす。已にして長州侯の世子毛利元徳江戸より國に歸らんとして京師に至るや、朝廷之を止め

て島津三郎と力を合して浪士を鎮撫し、京都を護衛せしむ。已にして土佐侯山内豐範もまた兵を率ゐて、出で、京都を守護す。京師の公卿意氣大に擧り、乃ち大原重徳をして勅使たらしめ、島津三郎をして之を護衛せしめ、幕府の改革を江戸に迫らしむ。曰く、將軍速に上洛して諸侯と朝廷に公議して民心に従つて國安を圖るべしと。曰く、沿海の五大侯を五大老として國政に參與せしめ、國防を充實せしむべし。曰く、一橋慶喜を將軍の後見とし、越前侯を大老たらしむべしと。幕府已に人物なく、また大勢の赴く所を察する能はず。黽勉して朝廷の意に従ひ、以て安を圖らんとし、悉く其言ふ所を聞き、且つ井伊直弼以來、幕府の開國政策を把持したる諸臣を黜陟し、越前侯に大政を委す。越前侯春嶽、横井小楠の議を聽き參動交代の制を改めて簡易に従はしめ、諸侯の質を放つて國に歸らしむ。是より幕府の威權滔々として地に落ち、京都に於ける九條關白・千種少將・岩倉中將・富小路中務大輔等幕府に黨するもの悉く退けられ、遂に朝廷の中に國事掛を置き、關白・大臣・議奏・傳奏を以て、之に充つ。是に於いてか、京都は事實に於ける主權者となり、德川氏立ちてより二百六十年にして、政權また漸く朝廷に歸す。是より將軍の上洛となり、長州に於ける討幕攘夷黨の政權となり、薩長兩藩の軋轢となり、幕府に於ける會津・桑名兩藩の佐幕運動勝を制し、歐米軍艦の下の關砲撃となり、英人の

徳川氏の末世 薩摩の公武合體説、幕府遂に屈して政權朝廷に歸す 七四〇

櫻島攻撃となり、幕府の開國政策の放棄となり、長州壯士の京師亂入となり、反覆の論旨となり、水戸筑波黨の暴擧となり、長州征伐となり、小栗上野の雄藩討滅策となり、薩長二藩の聯合となり、再度の長州征伐となり、將軍家茂の死となり、慶喜の將軍就職となり、大勢遂に維持すべからずして、慶應三年十月の政權奉還となる。

増補 訂正 二千五百年史 終

附 録

年 代 表 一—三八

系 圖 一—三四

年 數 早 見 表 一—二

索 引 一—二

天皇	在位年	皇紀		摘要	西曆
		年	代		
神武	元一七六	元二二四	元二二四	大和橿原宮にて即位す○正妃媛蹈鞬五十鈴媛命を皇后とす 功を論じ賞を行ひ國造縣主を置く 皇祖天神を鳥見山に祭る 諸國巡幸民情を察す○始めて國を秋津洲と號す	紀元前六六〇 同六五九 同六五七 同六三〇
綏靖	八〇一—一二	七九八〇	(空位)元	皇太子庶兄手研耳命を誅す 天皇即位、葛城に都す高丘宮と云ふ	同五八二 同五八一
安寧	二二一—二五〇	一一四	二	都を片鹽に遷す浮穴宮と云ふ	同五四七
懿德	一五一—一八四	一五二	二	都を輕に遷す曲峽宮と云ふ	同五〇九
孝昭	一八六—二六八	一八六	元	都を掖上に遷す池心宮と云ふ	同四七五
孝安	二七〇—三七〇	二七〇 三七〇	二 一〇二	都を室に遷す秋津島宮と云ふ 天皇崩後皇太子(孝靈天皇)都を黑田に遷す廣戸宮と云ふ	同三九一 同二九一
孝靈	三七一—四四六				

附錄年表



允恭 一九九代 一〇七三—一二三三	安康 二〇〇代 一一三二—一二二六	雄略 二二〇代 一一六—一二五九	清寧 二二二代 一一三九—一二四四	顯宗 二二三代 一一四四—一二四七	仁賢 二二四代 一一五三—一二五八	武烈 二二五代 一一六四—一二六六
一〇七四 一〇七五 一〇八二 一〇九五 一一一三	一一一四 一一一六	一一二二 一一二三 一一二四 一一二五 一一二八 一一三〇 一一三一 一一三六 一一三八 一一三九	一一四二 一一四三 一一四四 一一四五	一一四四 一一四七	一一五三 一一五八	一一六四
三	元	六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三	三 四 五	二 三	六	六
良醫を新羅に求む○醫二人新羅より來る 盟神探湯を行ひ姓氏を正す 衣通郎姫の爲に藤原部を定む 輕大娘を伊豫に流す(流刑の始) 新羅樂人八十名を上る	皇叔大草香皇子殺さる 眉輪王天皇を執す○大泊瀬皇子眉輪王を誅す	后妃に桑蠶を勸めしむ 吉備田狹を任那國司とす田狹任那にて叛す 使を吳に遣はす 紀小弓蘇我韓子等新羅を討ち小弓敗死す○紀大磐韓子を殺す 再使を吳に遣はす○樓閣を起す 吳に遣せし使者織縫工女を從へて歸る 大藏官を置き秦造酒を長官とす 高麗百濟を攻めて王を殺す翌年地を百濟に賜ひ其國を再興せしむ 豐受大神を丹波より迎ふ(伊勢外宮) 皇太子星川皇子を誅す	倭計弘計二王を播磨より迎ふ 天皇親ら囚徒を録す 天皇崩じ飯豐青皇女政を聽く尋て飯豐青皇女薨す(年四五) 豐年にして稻一斛の價銀錢一文(貨幣の史書に見えたる始) 紀大磐任那に據りて反し百濟王に破らる	高麗に求めし革工スルキ、マルキ等來る 平群眞鳥反して誅に伏す	小泊瀬舍人を置き御代名とす	
四一四 四一五 四二二 四二五 四三三 四三六 四四一 四四七 四五三 四五五	四五四 四五六	四六二 四六三 四六四 四六五 四六八 四七一 四七二 四七三 四七四 四七五 四七六 四七七 四七八 四七九	四八二 四八三 四八四	四八五 四八六 四八七	四九三 四九八	五〇四

繼體 二六六代 一一六七—一二九一	安閑 二七〇代 一一九一—一二九一	宣化 二八八代 一二九一—一二九七	欽明 二九九代 一二九一—一二九三	敏達 三〇〇代 一二九三—一二九五	用明 三二〇代 一二四七—一二四七
一一六九 一一七一 一一七二 一一七三 一一七八 一一八二 一一八七 一一九〇	一一九四 一一九五	一一九六 一一九七	一二〇〇 一二〇四 一二〇七 一二一〇 一二一三 一二一四 一二二〇 一二二二 一二二四 一二三〇 一二三一	一二三二 一二三七 一二四一 一二四四	一二四七
三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三	三	二	元	元	二
使を百濟に遣はし亡人を檢し在任那本邦人を歸らしむ 都を山城筒城に遷す 大伴金村任那の四難を百濟に割與す 百濟五經博士段楊爾を買す○百濟作跋國と已汝の地を争ひ之を訴ふ 都を弟國に遷す 梁人司馬達等來る 近江毛野に任那を討たしむ○筑紫磐井反す翌年誅に伏す 近江毛野を召還す	都を勾金橋に遷す 諸國に屯倉を置く	都を檜隈入野に遷す○蘇我稻目大臣となる○物部鹿鹿火薨す 大伴磐同狹手彦に任那を救はしむ磐筑紫に留りて三棒に備ふ	都を磯城島に遷す金刺宮と云ふ○秦漢等歸化人の戸籍を編む 肅慎船佐渡に來る 百濟任那を復せんとしして救兵を乞ふ 百濟王佛像經論等を獻す○佛像を堀江に投ず 百濟醫易曆等の博士を遣番來往せしむ 百濟聖明王弒せらる 新羅任那日本府を滅す○調伊企羅新羅を伐ちて勇を顯はす 蘇我稻目薨す 天皇任那の興復を遣詔す	蘇我馬子大臣となる大連物部守屋故の如し○高麗烏羽の表文を上る 百濟より經論及律師禪師佛工寺工を上る 蝦夷叛し邊境に寇す 馬子等佛塔を起す翌年守屋等佛像を堀江に投ず	馬子等守屋を殺す
五〇九 五一一 五一二 五一三 五一八 五二二 五二七 五三〇	五三四 五三五	五三六 五三七	五四〇 五四四 五四七 五五二 五五三 五五五 五五九 五六一 五七〇 五七一	五七二 五七三 五七四 五七五 五七六 五七七 五七八	五八七

崇峻
三二代
一四七二—一五三

百濟より佛舍利及瓦工畫工等を上る○馬子法興寺を建つ
使を遣はし東山東海北陸三道の國境を觀せしむ
善信尼等百濟より還る
馬子天皇を弒す
一四八八
一四八九
一五〇〇
一五〇二

推古
三三代
一五三一—一五八

厩戸皇子に攝政せしむ○四天王寺を建つ
詔して佛敎を興隆せしむ
高麗僧惠慈歸化す
百濟の王子阿佐來る
百濟僧觀勒來りて曆本天文地理の書を上る
小墾田宮に遷る○冠位十二階を撰ぶ
始めて曆日を用ふ○憲法十七條を撰ぶ○朝禮を制す
銅鑪丈六佛像を造る
小野妹子を隋に遣はす高向玄理等游學す○法隆寺を建つ
小野妹子還る隋使裴世清來る○妹子再隋に使す翌年還る
高麗僧曇首・法定を貢す
諸臣服色を冠色に從はしむ
百濟人味摩之歸化して吳樂を傳ふ
大上御田鐵を隋に遣はす翌年還る
被攷人來歸す
詔して天皇記圖記等を撰ばしむ
厩戸皇子薨す(年四九)
僧正僧都を置く天下の寺數四十六僧尼數千三百八十五人
蘇我馬子死す其子蝦夷大臣となる
一五五三
一五五四
一五五五
一五五七
一五六二
一五六三
一五六四
一五六五
一五六七
一五六八
一五七〇
一五七一
一五七二
一五七三
一五七四
一五七五
一五七六
一五七八
一五八〇
一五八二

舒明
三四代
一五八九—一六〇

大上御田鐵等を唐に遣はす○飛鳥岡本宮に遷る
百濟王子豐來りて質となる
唐使高表仁遣唐使と俱に來り僧旻等隨ひ歸る
岡本宮災し田中宮に遷る
蝦夷叛し上毛野形名之を擊つ
入唐學問僧惠隱入京す翌年徵して齋を宮中に設けしむ
留唐學生高向玄理等還る
小墾田宮に遷る
一五九〇
一五九一
一五九二
一五九三
一五九四
一五九六
一五九七
一五九九
一六〇〇
一六〇二

皇極
三五代
一六〇一—一六〇五

飛鳥根蓋新宮に遷る○蘇我入鹿山背穴兄玉を弒す
中臣鎌足に神祇伯に任ず就かず
入鹿蝦夷並誅に伏す
一六〇三
一六〇四
一六〇五
一六〇五

孝德
三六代
一六〇五—一六四

左右大臣内臣國博士を置く○難波長柄豐崎に遷都す○奴婢の法を定め土地の私賣を禁ず
改新の詔を宣ぶ○鐘を懸け賈を設く(此時の詔中に始めて日本の文字見ゆ)○新に百官を置く
七色十三階の冠を制す
冠位十九階を制し八省百官を置く
改元の始
二千餘の僧尼に一切經を讀ましむ
班田を訖ふ○戶籍を作る
遣唐大使副使を定む
紫冠を中臣鎌足に授く○高向玄理唐に卒す
一六〇六
一六〇七
一六〇九
一六一〇
一六一一
一六一二
一六一三
一六一四
一六一五
一六一六
一六一七
一六一八
一六一九
一六二〇
一六二一
一六二二
一六二三
一六二四
一六二五
一六二六
一六二七
一六二八
一六二九
一六三〇
一六三一
一六三二
一六三三
一六三四
一六三五
一六三六
一六三七
一六三九
一六四〇
一六四二

齊明
三七代
一六四五—一六五三

吐火羅人南海に漂着す
左大臣巨勢德太古薨す(年六六)○阿倍比羅夫蝦夷と肅慎とを討つ
阿倍比羅夫蝦夷を平らげ郡領を置く
阿倍比羅夫復肅慎を伐つ○皇太子中大兄皇子始めて漏刺を作る○百濟王子豐の迎立を許す
耽羅來貢す○天皇朝倉宮に崩す(壽六八)
一六二七
一六二八
一六二九
一六三〇
一六三一
一六三二
一六三三
一六三四
一六三五
一六三六
一六三七
一六三九
一六四〇
一六四二

天智
三八代
一六五三—一六八

我が兵唐兵と戦ひ利ならず
冠位二十六階を制す○唐將劉仁軌使を遣はす○水城を作る
唐使劉德高等來る
僧智由指南軍を作る○百濟歸化人二千餘を東國に置く
都を近江大津宮に遷す
越國燃土燃水を上る
中臣鎌足に藤原朝臣の姓を賜はる尋で鎌足薨す(年五六)
朝禮を改む○庚午年籍を造る○法隆寺火災す
皇子大友皇子始めて太政大臣となる○皇太弟大海大皇子剃髮して吉野に入る
一六五三
一六五四
一六五五
一六五六
一六五七
一六五八
一六五九
一六六〇
一六六一
一六六二
一六六三
一六六四
一六六五
一六六六
一六六七
一六六八
一六六九
一六七〇
一六七一
一六七二

弘文
三九代
一六七二—一七〇

大海人皇子兵を吉野に擧ぐ(壬申の亂)
人材登庸を詔す
對馬より白銀出づ
一六七二
一七〇
一七〇二

附錄年表 (日本紀壬申の年(一三三三年)を天武天皇元年となす本表は癸卯年を元年とす) 七

四〇代 天武 一三三一—一三六六	一三三三—一三三五 一三三八—一三三九 一三三九 一三四〇 一三四一 一三四二 一三四三 一三四四 一三四五 一三四六	朱鳥 元	始めて占星臺を興す○中戸以下に貸税を許す 文武官の考績進階の制を定む 諸氏に女を賞せしむ○僧尼の服色を制す○龍田山大江山の二關を設く 藥師寺を建つ 禁式九十二條を立つ○帝紀及上古の事歴を撰せしむ○多福島其地圖を上る 筑部石積等に新字四十四卷を撰せしむ○男女結婚せしむ○立禮儀禮を制す 銅錢を用ひ銀錢使用を禁ず 天下諸氏の姓を八等に改む○爵位六十階を定む○毎家に佛舎を作らしむ 大津皇子の謀反覺はれ死を賜はる	六七六 六七八 六七九 六八〇 六八一 六八二 六八三 六八四 六八五 六八六
四一代 持統 一三四六—一三五七	一三四九 一三五〇 一三五一 一三五二 一三五三 一三五四 一三五五 一三五六	—	草壁皇子薨す(年二八)○撰善言司を置く○令二十二卷を諸司に領つ 元嘉曆儀鳳曆を行ふ○禁中にて安居の講説を行ふ 十八氏の纂記を上らしむ 僧觀成船粉を製す 百姓黄衣奴婢皂衣と定む○諸國に桑紵梨蕪菁を植ふしむ 新羅王子來りて國政を請ふ 太政大臣高市皇子薨す(年四二或四三或三七)	六八九 六九〇 六九一 六九二 六九三 六九四 六九五 六九六
四二代 文武 一三六一—一三七七	一三六一 一三六二 一三六三 一三六四 一三六五 一三六六	大寶 度雲 同 同	持統天皇讓位太上天皇と稱す(太上天皇號の始) 管法を制す○伊豫伊勢白鰯を上る○周防銅鏡を上る○對馬に金鏡を治せしむ 役小角を流す○多福・夜久・菟美・鹿感の人來貢す 僧道照寂す(年七二)(火葬の始)○藤原不比等律令を撰す 對馬金を貢す○大寶律令成る 度量を頒つ○薩摩多福の準人叛す○律令を領つ○岐蘇山道を開く 栗田真人唐より歸る 知太政官事忍壁親王薨す 群臣の食封を定む○田租の法を定む 武藏和銅を上る○銀銅の錢を鑄る(和銅開珎) 銀錢私鑄を禁じ尋で銀錢を廢す○蝦夷を征せしむ薩摩準人八百八十餘人入朝す 都を平城に遷す 錦鏡の織法を諸國に教ゆ○山野占有を禁ず 太安麻呂古事記を上る○出羽國を置く 丹後美作大隅を置く○諸國の風土記を編ましむ 紀清人等に國史を撰せしむ○依を諸道に遣はして囚徒を録せしむ	七〇八 七〇九 七一〇 七一〇 七一〇 七一〇 七一〇 七一〇 七一〇 七一〇 七一〇 七一〇
四三代 元明 一三七八—一三五五	一三七八 一三七八 一三七八 一三七八 一三七八 一三七八	和銅 同 同 同 同 同	勸農の詔を下す 僧徒の濫惡を禁ず○吉備眞備阿倍仲麻呂唐す 能登安房石城石背を置く○藤原不比等律令を修す 始めて右禁せしむ○始めて按察使を置く○婦女の服制を定む 準人叛して大隅國守を殺す○舍人親王日本書紀を上る○右大臣藤原不比等薨す(年六二) 備前備後を置す○女醫博士を置く 田嶋開樂を勤む(三世一身法)○太安麻呂卒す 藤原宇合に蝦夷の反を征せしむ○五位以上及富者に瓦葺丹塗を許す○多賀城を築く 三千人を出家せしむ 渤海使入京す 始めて進士を試む 藤原夫人光明子を皇后に立つ 殺生禁斷を令す○施藥院を皇后宮職に置く 大納言大伴旅人薨す○畿内總管及諸道鎮撫使を置く 内命婦縣大養三子代薨す○出羽攝を秋田に移す 留學生吉備眞備僧支防歸る○知太政官事舍人親王薨す 唐僧道輝華嚴宗を傳ふ 參議藤原房前(年五七)同麻呂(年四三)同宇合(年四四)左大臣藤原武智麻呂(年五八)兄弟皆薨す 諸國に七重塔を造らしむ○藤原廣嗣反し誅に伏す 諸國に國分寺を建てしむ○新京を大養德慈仁大宮と云ふ 太宰府を廢す○近江紫香樂宮を作らしむ 壱田を私有するを許す○大佛を造らしむ○筑紫鎮西府を置く 都を難波に遷す 行基を大僧正とす○太宰府を復す○玄昉を筑紫に貶す 諸寺の壱田園地贖買を禁ず○諸國鎮撫使をやむ 東大寺大佛を鑄る	七二四 七二五 七二六 七二七 七二八 七二九 七三〇 七三一 七三二 七三三 七三四 七三五 七三六 七三七 七三八 七三九 七四〇 七四一 七四二 七四三 七四四 七四五 七四六 七四七

四六代 孝謙 一四〇九—一四一八	一四〇九 一四一〇 一四一一 一四一二 一四一三 一四一四 一四一五 一四一六 一四一七 一四一八	天平感寶元 天平等寶元 同 同 同 同 同 同 同 同	始めて黄金を獻す○僧行基寂す(年八二)○七月天平勝寶と改元 大佛開眼式 唐僧鐵真來朝す○畿内七道巡察使を派遣す 怡土城を築く 前左大臣橘諸兄薨す(年七四)○橘奈良原廢立を謀り獄に下さる 官名改定○國司年限を六年とす(弘仁六年改めて四年とす)	七四九 七五〇 七五一 七五二 七五三 七五四 七五五 七五六 七五七 七五八
四五代 聖武 一三八四—一四〇九	一三八四 一三八五 一三八六 一三八七 一三八八 一三八九 一三九〇 一三九一 一三九二 一三九三 一三九四 一三九五 一三九六 一三九七 一三九八 一三九九 一四〇〇 一四〇一 一四〇二 一四〇三 一四〇四 一四〇五 一四〇六 一四〇七	神龜 神龜	勸農の詔を下す 僧徒の濫惡を禁ず○吉備眞備阿倍仲麻呂唐す 能登安房石城石背を置く○藤原不比等律令を修す 始めて右禁せしむ○始めて按察使を置く○婦女の服制を定む 準人叛して大隅國守を殺す○舍人親王日本書紀を上る○右大臣藤原不比等薨す(年六二) 備前備後を置す○女醫博士を置く 田嶋開樂を勤む(三世一身法)○太安麻呂卒す 藤原宇合に蝦夷の反を征せしむ○五位以上及富者に瓦葺丹塗を許す○多賀城を築く 三千人を出家せしむ 渤海使入京す 始めて進士を試む 藤原夫人光明子を皇后に立つ 殺生禁斷を令す○施藥院を皇后宮職に置く 大納言大伴旅人薨す○畿内總管及諸道鎮撫使を置く 内命婦縣大養三子代薨す○出羽攝を秋田に移す 留學生吉備眞備僧支防歸る○知太政官事舍人親王薨す 唐僧道輝華嚴宗を傳ふ 參議藤原房前(年五七)同麻呂(年四三)同宇合(年四四)左大臣藤原武智麻呂(年五八)兄弟皆薨す 諸國に七重塔を造らしむ○藤原廣嗣反し誅に伏す 諸國に國分寺を建てしむ○新京を大養德慈仁大宮と云ふ 太宰府を廢す○近江紫香樂宮を作らしむ 壱田を私有するを許す○大佛を造らしむ○筑紫鎮西府を置く 都を難波に遷す 行基を大僧正とす○太宰府を復す○玄昉を筑紫に貶す 諸寺の壱田園地贖買を禁ず○諸國鎮撫使をやむ 東大寺大佛を鑄る	七三五 七三七 七三九 七四〇 七四一 七四二 七四三 七四四 七四五 七四六 七四七 七四八 七四九 七五〇 七五一 七五二 七五三 七五四 七五五 七五六 七五七 七五八
四四代 元正 一三五五—一三八四	一三五五 一三五六 一三五七 一三五八 一三五九 一三六〇 一三六一 一三六二 一三六三 一三六四 一三六五 一三六六	聖德 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	勸農の詔を下す 僧徒の濫惡を禁ず○吉備眞備阿倍仲麻呂唐す 能登安房石城石背を置く○藤原不比等律令を修す 始めて右禁せしむ○始めて按察使を置く○婦女の服制を定む 準人叛して大隅國守を殺す○舍人親王日本書紀を上る○右大臣藤原不比等薨す(年六二) 備前備後を置す○女醫博士を置く 田嶋開樂を勤む(三世一身法)○太安麻呂卒す 藤原宇合に蝦夷の反を征せしむ○五位以上及富者に瓦葺丹塗を許す○多賀城を築く 三千人を出家せしむ 渤海使入京す 始めて進士を試む 藤原夫人光明子を皇后に立つ 殺生禁斷を令す○施藥院を皇后宮職に置く 大納言大伴旅人薨す○畿内總管及諸道鎮撫使を置く 内命婦縣大養三子代薨す○出羽攝を秋田に移す 留學生吉備眞備僧支防歸る○知太政官事舍人親王薨す 唐僧道輝華嚴宗を傳ふ 參議藤原房前(年五七)同麻呂(年四三)同宇合(年四四)左大臣藤原武智麻呂(年五八)兄弟皆薨す 諸國に七重塔を造らしむ○藤原廣嗣反し誅に伏す 諸國に國分寺を建てしむ○新京を大養德慈仁大宮と云ふ 太宰府を廢す○近江紫香樂宮を作らしむ 壱田を私有するを許す○大佛を造らしむ○筑紫鎮西府を置く 都を難波に遷す 行基を大僧正とす○太宰府を復す○玄昉を筑紫に貶す 諸寺の壱田園地贖買を禁ず○諸國鎮撫使をやむ 東大寺大佛を鑄る	七二四 七二五 七二六 七二七 七二八 七二九 七三〇 七三一 七三二 七三三 七三四 七三五 七三六 七三七 七三八 七三九 七四〇 七四一 七四二 七四三 七四四 七四五 七四六 七四七

四七代 淳仁 一四八一—一四八四	四八代 稱徳 一四八四—一四八七	四九代 光仁 一四八七—一四九〇	五〇代 桓武 一四九〇—一四九三
一四一九 天平寶字三 一四二〇 同 一四二二 同 一四二三 同 一四二四 同	一四二五 天平神護元 一四二六 同 一四二七 神護景雲元 一四二八 同 一四二九 同	一四三〇 寶龜元 一四三一 同 一四三二 同 一四三三 同 一四三四 同 一四三五 同 一四三六 同 一四三七 同 一四三八 同 一四三九 同 一四四〇 同	一四四一 天應元 一四四二 延暦元 一四四三 同 一四四四 同 一四四五 同 一四四六 同 一四四七 同 一四四八 同 一四四九 同 一四五〇 同 一四五一 同 一四五二 同 一四五三 同 一四五四 同 一四五五 同 一四五六 同 一四五七 同
諸國に常平倉を置く○太宰府行軍式を造り將に新羅を征せんとす 惠美押勝太師となる 戒壇を招提寺等に置く○新羅征討の爲訓練す 儀鳳曆を廢し大行曆を行ふ 惠美押勝反して謀に伏す○僧道鏡大臣禪師となる○天皇を廢し上皇重祚	淳仁天皇淡路に崩す(壽三三)○道鏡太政大臣禪師となる○右大臣藤原豐成薨す(年六二) 道鏡法王となる 東院玉宮成り琉璃瓦を葺き漢殿を畫く 孔子に文宣王の諡號を用ふ 和氣清麻呂を字佐に遣はす○道鏡清麻呂を大隅に流す	道鏡を貶し清麻呂を召す 左大臣藤原永手薨す(年五八) 道鏡死す 穀價を定む○良辨薨す 奥蝦夷入寇す大伴駿河麻呂之を討平す 天皇節を行ふ○吉備眞備薨す(年八三) 唐使來朝す○參議藤原百川薨す(年四八)○僧尼を戒む 冗官を省く兵農始めて分る	藤原小黒藤原蝦夷を討て凱旋す 因幡守水上川繼反し流さる 佛寺の私造を禁す 都を長岡に遷す 淡海三船卒す(年六四)○大伴家持薨す(年四七)○藤原種繼暗殺せらる 坂上田村麿薨す(年五九) 紀古佐美を征東大將軍とす○僧最澄延暦寺を創む 駿信以東に草甲二十領米十四萬石を課す 制定律令を行ふ○坂東諸國に再糧補十二萬石を課す 常民の奢侈を禁す 都を平安京に遷す○越前水田を勸學田とす 諸國地圖を作る○右大臣藤原繼體薨す(年七〇) 續日本紀成る○坂上田村麿を征夷大將軍となす
七五九 七六〇 七六一 七六二 七六三 七六四	七六五 七六六 七六七 七六八 七六九	七七〇 七七一 七七二 七七三 七七四 七七五 七七六 七七七 七八〇 七八一	七八二 七八三 七八四 七八五 七八六 七八七 七八八 七八九 七九〇 七九一 七九二 七九三 七九四 七九五 七九六 七九七

五二代 嵯峨 一四六九—一四八三	五三代 淳和 一四八三—一四八五	五一代 平城 一四六六—一四六九	五〇代 桓武 一四九三—一四九六
一四七〇 弘仁元 一四七一 同 一四七二 同 一四七三 同 一四七四 同 一四七五 同 一四七六 同 一四七七 同 一四七八 同 一四七九 同 一四八〇 同 一四八一 同 一四八二 同 一四八三 同	一四八四 天長元 一四八五 同 一四八六 同 一四八七 同 一四八八 同 一四八九 同 一四九〇 同 一四九一 同 一四九二 同 一四九三 同 一四九四 同 一四九五 同	一四六六 大同元 一四六七 同 一四六八 同 一四六九 同 一四七〇 同 一四七一 同 一四七二 同 一四七三 同 一四七四 同 一四七五 同 一四七六 同 一四七七 同 一四七八 同 一四七九 同 一四八〇 同 一四八一 同 一四八二 同 一四八三 同	一四九四 承和元 一四九五 同
諸國吏民の蓄錢を禁す 私稻出舉を許す○和氣清曆薨す(年六七) 鑿錢求銀を禁す 田村麿蝦夷討平を奏す 藤澤城を築きて鎮守府を移す○蝦夷酋長降る○足柄路を廢し箱根路を開く 田村麿志波城を築く 田村麿再征夷大將軍となる○遣新羅使を廢す○最澄空海入唐す 最澄歸朝し天台宗を傳ふ	觀祭使を置く○空海歸朝し眞言宗を傳ふ 近衛府中衛府を改め左右近衛府とす○伊豫親王に死を賜ふ 古語拾遺成る○大同類聚方成る○衛門府を廢して左右衛士府に併す 藏人所を置く○平城上皇重祚を圖る藤原仲成謀に伏し藥子自殺す 農民の食魚飲酒を禁す○坂上田村麿薨す(年五四)○左右衛士府を左右衛府に改む 右大臣藤原内膳薨す(年五七) 文屋綿曆征夷大將軍となる 萬多親王姓氏錄を上る 空海高野山を開く 最澄戒壇を建てんと請ふ○藤原冬嗣等日本後紀を撰す 冬嗣弘仁格式内裡式を撰す 冬嗣勸學院を造る 最澄寂す(年五六) 東寺を空海に賜ふ○加賀國を置く○文屋綿曆薨す(年五九)	僧義眞天台座主となる○多麻島を大隅に合す 巡察使を置く 上總常陸下野を親王任國とし國守を大守とす○左大臣藤原冬嗣薨す(年五二) 萬多親王薨す(年四二)○新撰格式成る 秘府略成る滋野貞主等之を撰す 清原夏野等令義解を上る○義眞寂す(年五三) 令義解施行 空海寂す(年六二)○高岳親王入唐す	八三三 八三四 八三五 八三六 八三七 八三八 八三九 八四〇 八四一 八四二 八四三 八四四 八四五 八四六 八四七 八四八 八四九 八五〇 八五一 八五二 八五三 八五四 八五五 八五六 八五七 八五八 八五九 八六〇 八六一 八六二 八六三 八六四 八六五 八六六 八六七 八六八 八六九 八七〇 八七一 八七二 八七三 八七四 八七五 八七六 八七七 八七八 八七九 八八〇 八八一 八八二 八八三 八八四 八八五 八八六 八八七 八八八 八八九 八九〇 八九一 八九二 八九三 八九四 八九五 八九六 八九七 八九八 八九九 九〇〇 九〇一 九〇二 九〇三 九〇四 九〇五 九〇六 九〇七 九〇八 九〇九 九一〇 九一一 九一二 九一三 九一四 九一五 九一六 九一七 九一八 九一九 九二〇 九二一 九二二 九二三 九二四 九二五 九二六 九二七 九二八 九二九 九三〇 九三一 九三二 九三三 九三四 九三五 九三六 九三七 九三八 九三九 九四〇 九四一 九四二 九四三 九四四 九四五 九四六 九四七 九四八 九四九 九五〇 九五二 九五三 九五四 九五五 九五六 九五七 九五八 九五九 九六〇 九六一 九六二 九六三 九六四 九六五 九六六 九六七 九六八 九六九 九七〇 九七一 九七二 九七三 九七四 九七五 九七六 九七七 九七八 九七九 九八〇 九八一 九八二 九八三 九八四 九八五 九八六 九八七 九八八 九八九 九九〇 九九一 九九二 九九三 九九四 九九五 九九六 九九七 九九八 九九九 一〇〇〇

仁明 五四代 一四九三—一五二〇	文德 五五代 一五〇一—一五二八	清和 五六代 一五二八—一五五八	陽成 五七代 一五三六—一五四四	光孝 五八代 一五四四—一五四七	宇多 五九代 一五四七—一五五七	醍醐 六〇代 一五五七—一五九〇
承和 一四九七—一四九八	同 一五〇一—一五〇二	同 一五〇二—一五〇七	同 一五〇七—一五〇八	同 一五〇八—一五〇九	同 一五〇九—一五一一	同 一五一一—一五二〇
右大臣藤原夏野薨す(年五六)	小野篁陸岐に流さる	藤原緒嗣等日本後紀を上る	伴健岑橘逸勢反す○商人及漂民の外新羅人の渡來を禁ず	二品有智子内親王薨す(年四一)○右大臣橘氏公薨す(年六五)	救急院を設く	學前院を建つ
參議滋野貞主卒す(年六八)○參議小野算善卒(年五一)	太宰帥葛原親王薨す(年六八)○圓珍入唐す	左大臣源常實卒(年四三)	國史を撰せしむ	五世王の服色を諸臣に准ぜしむ	大衍曆を廢し五紀曆を用ふ○藤原良房太政大臣となる○大石龍華二關を置く	藤原良房攝政となる○始めて十陵四墓を定む
皇紀 一五二〇—一五二一	貞觀 一五二一—一五二二	同 一五二二—一五二四	同 一五二四—一五二六	同 一五二六—一五二七	同 一五二七—一五二八	同 一五二八—一五二九
釋奠式を頒つ○八幡神宇佐より男山に移る○諸國の私取獵を禁ず	宣明曆を用ふ○檢非違使を武藏各郡に置く	山陽南海の海賊を捕ふ	僧圓仁寂す(年七一)○僧綱の位階を改む	應天門の變、伴善男流さる○最澄に傳教大師と謚す	五家保長に諸事を督せしむ○始めて東西京に常平倉を置く○右大臣藤原相實卒(年五一)	左大臣源信實卒(年五九)
貞觀格式續日本後紀成る○太宰府に德政を施す	太宰少貳藤原元利新羅に通じて露はる	良房に准三宮隨身兵仗を賜ふ○貞觀式を頒つ	良房薨す(年六九)○良房の墓を加へて五墓とす	冷泉院火く○出羽渡島の夷狄反す	大極殿火く○藤原基經攝政となる	

陽成 五七代 一五三六—一五四四	光孝 五八代 一五四四—一五四七	宇多 五九代 一五四七—一五五七	醍醐 六〇代 一五五七—一五九〇
基經(一五三六—一五四四)	基經(一五四四—一五四七)	基經(一五四七—一五五七)	(攝關を置かず)
一五三七—一五三八 元慶 一五三八—一五三九 同 一五三九—一五四〇 同 一五四〇—一五四一 同 一五四一—一五四二 同 一五四二—一五四三 同 一五四三—一五四四 同 一五四四—一五四五 同 一五四五—一五四六 同 一五四六—一五四七 同 一五四七—一五四八 同 一五四八—一五五〇 昌泰 一五五〇—一五五九 同 一五五九—一五六〇 同 一五六〇—一五六一 延喜 一五六一—一五六二 同 一五六二—一五六三 同 一五六三—一五六四 同 一五六四—一五六五 同 一五六五—一五六六 同 一五六六—一五六七 同 一五六七—一五六八 同 一五六八—一五七〇 同 一五七〇—一五七二 同 一五七二—一五七三 同 一五七三—一五七四 同 一五七四—一五七五 同 一五七五—一五七八 同 一五七八—一五八〇 同 一五八〇—一五八二 同 一五八二—一五八三 同 一五八三—一五八五 同 一五八五—一五八七 同 一五八七—一五九〇			
參議八江菅原(年六七)○正税を神寺諸家の封戸庸に充つ	秋田蝦夷亂る藤原保則等之を討つ○興福寺火く○都良香卒す(年四六)	藤原基經文德實錄を上る	在廓行平養學院を立つ
上總俘囚復反す	十陵五墓改定○百官奏事基經に稟けて後奏開せしむ○始めて聖賢障子を立つ(?)	太宰府をして唐物私買を禁ぜしむ	邊防を嚴にす
宇多天皇即位○基經關白となる	巨勢金剛に御所の障子を畫かしむ○右大臣源多實卒(年五八)	參議橘廣相卒す(年五四)○基經關白を辭す	太政大臣基經薨す(年五六)○菅原道真藏人頭となる
菅原道真を遣唐使とす尋で遣唐使停止	王臣家の私用舉を禁ず○參議藤原保則卒(年七〇)○左大臣源融薨(年七四)	惟喬親王薨す(年五四)○右大臣源能有實卒(年五三)○天皇禪位	相摸人の貢を停む
藤原時平左大臣に菅原道真右大臣に任ず○宇多上皇落飾	三善清行革命議を上る	菅原道真左遷○三代實錄及延喜格式成る	勅旨開田を停め院宮の閑地荒田占有を禁ず
菅原道真薨す(年五九)	紀貫之等古今和歌集を上る	天下常平倉の穀價を定む○藤原時平薨す(年三九)	中納言紀長谷雄薨す(年六八)
參議三善清行卒す(年七三)	空海に弘法大師と謚す	新羅の臣甄萱上表物を貢す	諸國の風土記を上らしむ
藤原忠平等延喜格式を上る○圓珍に智證大師と謚す	東丹使を卻く○天皇讓位○藤原忠平攝政		
八三七—八三八 八三八—八四一 八四一—八四二 八四二—八四七 八四七—八四八 八四八—九五〇	八八五—八八六 八八六—八八七 八八七—八八八 八八八—八九〇 八九〇—八九一 八九一—八九三 八九三—八九四 八九四—八九五	八九八—八九九 八九九—九〇〇 九〇〇—九〇一 九〇一—九〇二 九〇二—九〇三 九〇三—九〇五 九〇五—九〇九 九〇九—九一一 九一一—九一八 九一八—九二二 九二二—九二五 九二五—九二七 九二七—九三〇	

<p>六九代 後朱雀 一六九六—一七〇五</p>	<p>七〇代 後冷泉 一七〇五—一七三三</p>	<p>七二代 白河 一七三三—一七四六</p>	<p>院政 聽斷年間</p>	<p>一六九〇 長元三 一六九一 同四 一六九二 同五 一六九三 同六 一六九四 同七 一六九五 同八 一六九六 同九</p>	<p>一六九〇 長元三 一六九一 同四 一六九二 同五 一六九三 同六 一六九四 同七 一六九五 同八 一六九六 同九</p>	<p>六位已下板垣楡皮の家造を禁ず○源賴信に忠常を伐たしむ 賴信忠常の降伏を奏す 盜禁中に入る○賴通卿士儒人を招き賦詩す 朱雀天皇即位</p>	<p>一〇三〇 一〇三一 一〇三二 一〇三三 一〇三六</p>
<p>一七〇六 永承二 一七〇七 同三 一七〇八 同四 一七〇九 同五 一七一〇 同六 一七一〇 同七 一七一〇 同八 一七一〇 同九 一七一一 同十 一七一二 同十一 一七一三 同十二 一七一四 同十三 一七一五 同十四 一七一六 同十五 一七一七 同十六 一七一八 同十七 一七一九 同十八 一七二〇 同十九 一七二一 同二十 一七二二 同二十一 一七二三 同二十二 一七二四 同二十三 一七二五 同二十四 一七二六 同二十五 一七二七 同二十六 一七二八 同二十七 一七二九 同二十八 一七三〇 同二十九 一七三一 同三十 一七三二 同三十一 一七三三 同三十二</p>	<p>一七〇六 永承二 一七〇七 同三 一七〇八 同四 一七〇九 同五 一七一〇 同六 一七一〇 同七 一七一〇 同八 一七一〇 同九 一七一一 同十 一七一二 同十一 一七一三 同十二 一七一四 同十三 一七一五 同十四 一七一六 同十五 一七一七 同十六 一七一八 同十七 一七一九 同十八 一七二〇 同十九 一七二一 同二十 一七二二 同二十一 一七二三 同二十二 一七二四 同二十三 一七二五 同二十四 一七二六 同二十五 一七二七 同二十六 一七二八 同二十七 一七二九 同二十八 一七三〇 同二十九 一七三一 同三十 一七三二 同三十一 一七三三 同三十二</p>	<p>一七三三 延久五 一七三四 同六 一七三五 同七 一七三六 同八 一七三七 同九 一七三九 同十 一七四〇 同十一 一七四一 同十二 一七四二 同十三 一七四三 同十四 一七四四 同十五 一七四五 同十六 一七四六 同十七 一七四七 同十八 一七四八 同十九 一七四九 同二十 一七五〇 同二十一 一七五一 同二十二 一七五二 同二十三 一七五三 同二十四 一七五四 同二十五 一七五五 同二十六 一七五六 同二十七 一七五七 同二十八 一七五八 同二十九 一七五九 同三十 一七六〇 同三十一 一七六一 同三十二 一七六二 同三十三 一七六三 同三十四 一七六四 同三十五 一七六五 同三十六 一七六六 同三十七 一七六七 同三十八</p>	<p>一七三三 延久五 一七三四 同六 一七三五 同七 一七三六 同八 一七三七 同九 一七三九 同十 一七四〇 同十一 一七四一 同十二 一七四二 同十三 一七四三 同十四 一七四四 同十五 一七四五 同十六 一七四六 同十七 一七四七 同十八 一七四八 同十九 一七四九 同二十 一七五〇 同二十一 一七五一 同二十二 一七五二 同二十三 一七五三 同二十四 一七五四 同二十五 一七五五 同二十六 一七五六 同二十七 一七五七 同二十八 一七五八 同二十九 一七五九 同三十 一七六〇 同三十一 一七六一 同三十二 一七六二 同三十三 一七六三 同三十四 一七六四 同三十五 一七六五 同三十六 一七六六 同三十七 一七六七 同三十八</p>	<p>清原武衡謀に伏す○院宣の政起る 白河上皇高野山に幸す(以後屢幸す) 白河上皇高野山に幸す(以後屢幸す) 源義家弟義綱と兵を構ふ 義綱出羽の賊を討つ 關白師實やめ藤原師通代る○前太政大臣藤原信長薨す(年七三) 始めて北面武士を院中に置く○延曆寺僧徒源義綱を訴ふ 上皇薨す 仁和寺覺行を親王とす(法親王の始) 關白師通薨す(年三八) 前關白師實薨す(年六〇) 勅して鎮西に横行する源義親を討たしむ 豐書合を行ふ○義親流さる 南都の僧入京嗷訴す 延曆寺の僧闕に詣り屢訴ふ○藤原忠實關白となる 諸卿天台大衆の遊行を定申す 鳥羽天皇即位○忠實攝政○平正盛に源義親を討たしむ</p>	<p>一〇八七 一〇八八 一〇八九 一〇九〇 一〇九一 一〇九二 一〇九三 一〇九四 一〇九五 一〇九六 一〇九九 一〇九〇 一〇九一 一〇九二 一〇九三 一〇九四 一〇九五 一〇九六 一〇九九 一〇九〇 一〇九一 一〇九二 一〇九三 一〇九四 一〇九五 一〇九六 一〇九九</p>		

<p>七三三—七三六 堀河 一七三三—一七三六</p>	<p>七四代 鳥羽 一七三七—一七六三</p>	<p>七五代 崇徳 一七八三—一八〇一</p>	<p>院政 聽斷年間</p>	<p>一七四七 寛治二 一七四八 同三 一七四九 同四 一七五〇 同五 一七五一 同六 一七五二 同七 一七五三 同八 一七五四 同九 一七五五 同十 一七五六 同十一 一七五七 同十二 一七五八 同十三 一七五九 同十四 一七六〇 同十五 一七六一 同十六 一七六二 同十七 一七六三 同十八 一七六四 同十九 一七六五 同二十 一七六六 同二十一 一七六七 同二十二</p>	<p>一七四七 寛治二 一七四八 同三 一七四九 同四 一七五〇 同五 一七五一 同六 一七五二 同七 一七五三 同八 一七五四 同九 一七五五 同十 一七五六 同十一 一七五七 同十二 一七五八 同十三 一七五九 同十四 一七六〇 同十五 一七六一 同十六 一七六二 同十七 一七六三 同十八 一七六四 同十九 一七六五 同二十 一七六六 同二十一 一七六七 同二十二</p>	<p>源義親謀に伏す○延曆寺僧徒數千入京す源平二氏に防がしむ 源爲義討つて義綱を降す○源義家卒す(年六八) 興福東大兩寺互に争ふ○大江匡房卒す(年七一) 延曆興福兩寺兵を構ふ勅して和解せしむ詔を奉ぜず○攝政忠實關白となる 延曆寺僧徒兵仗を帯ぶるを禁ず○京都民間の博奕を禁ず 宋國の謀書至る 平正盛に盜賊探捕を命ず 藤原忠通關白となる○謀を宋國に報ず 天皇讓位○關白忠通攝政○延曆寺僧徒京都へ亂入す</p>	<p>一〇八七 一〇八八 一〇八九 一〇九〇 一〇九一 一〇九二 一〇九三 一〇九四 一〇九五 一〇九六 一〇九九 一〇九〇 一〇九一 一〇九二 一〇九三 一〇九四 一〇九五 一〇九六 一〇九九 一〇九〇 一〇九一 一〇九二 一〇九三 一〇九四 一〇九五 一〇九六 一〇九九</p>
<p>一七六八 天仁元 一七六九 同二 一七七〇 同三 一七七一 同四 一七七二 同五 一七七三 同六 一七七四 同七 一七七五 同八 一七七六 同九 一七七七 同十 一七七八 同十一 一七七九 同十二 一七八〇 同十三 一七八一 同十四 一七八二 同十五 一七八三 同十六</p>	<p>一七六八 天仁元 一七六九 同二 一七七〇 同三 一七七一 同四 一七七二 同五 一七七三 同六 一七七四 同七 一七七五 同八 一七七六 同九 一七七七 同十 一七七八 同十一 一七七九 同十二 一七八〇 同十三 一七八一 同十四 一七八二 同十五 一七八三 同十六</p>	<p>一七八四 天治元 一七八五 同二 一七八六 同三 一七八七 同四 一七八八 同五 一七八九 同六 一七九〇 同七 一七九一 同八 一七九二 同九 一七九三 同十 一七九四 同十一 一七九五 同十二 一七九六 同十三 一七九七 同十四 一七八〇 同十五</p>	<p>一七八四 天治元 一七八五 同二 一七八六 同三 一七八七 同四 一七八八 同五 一七八九 同六 一七九〇 同七 一七九一 同八 一七九二 同九 一七九三 同十 一七九四 同十一 一七九五 同十二 一七九六 同十三 一七九七 同十四 一七八〇 同十五</p>	<p>僧良忍禁中に入り念佛會を督む○源俊賴金葉集を撰す(大治二年成る) 平忠盛山陽の海賊を捕ふ○忠通關白○白河法皇崩す(壽七七) 僧良忍寂す(年六一) 西國海賊頻起○忠盛海賊三十餘人を捕ふ○藤原親光七弊を疏陳す 鳥羽僧正覺猷寂す(年八八) 鳥羽上皇落飾○天皇讓位○關白忠通攝政す</p>	<p>一〇三〇 一〇三一 一〇三二 一〇三三 一〇三六</p>		

七六代 近衛 一八〇一—一八二五	鳥羽法皇 一八〇二—一八二五	一八〇二 康治 一八〇三 同 一八〇四 天養 一八〇五 久安 一八〇七 同 一八一〇 同 一八一三 仁平 一八一四 久壽 一八一五	延曆園城二寺互に争ふ 僧覺鑿寂す(年四九) 藤原顯輔詞華集を撰上す 興福寺の僧徒東大寺及金峰山を攻む 延曆寺の僧徒首惡を捕ふ 忠通藤原皇子を納れて女御とし弟頼長と權を争ふ○忠通關白となる 學生を東三條に試む○釋典再興○平忠盛卒す(年五八) 源爲朝鎮西にて横暴を逞くす 後白河法皇即位	一八〇二 一八〇三 一八〇四 一八〇五 一八〇七 一八一〇 一八一三 一八一四 一八一五
七七代 後白河 一八一五—一八三八	鳥羽法皇 一八一六	一八一六 保元 一八一七 同 一八一八 同	鳥羽法皇崩す(壽五四)○保元の亂起る頼長薨じ(年三八)崇徳上皇讚岐に遷さる○記録所を復す 天皇讓位○關白忠通辭し近衛基實代る 藤原信賴源義朝反し上皇を遷し藤原通憲を殺す信賴誅せられ亂平ぐ 義朝誅に伏し源賴朝伊豆に流さる 前太政大臣藤原忠實(年八五)同藤原實行薨す(年八五) 忠通薨す(年六八) 平重盛參議となる○天皇讓位基實攝政となる 攝政基實薨じ(年二四)基房代る 平清盛太政大臣となる○僧重源入宋す 天皇讓位○僧榮西入宋す	一八一六 一八一七 一八一八
七八代 一條 一八一八—一八三五	後白河上皇 一八一九—一八二五	一八一九 平治 一八二〇 永曆 一八二二 應保 一八二四 長寛 一八二五 永萬	後白河上皇崩す○藤原成親を流す○僧重源歸朝す 源爲朝を大島に討つ○藤原秀衡鎮守府將軍となる 清盛女徳子中宮となる(前年女御となる)○基房關白となる 清盛經島を築く 僧源空専修念佛を唱ふ 平重盛内大臣となる○延曆寺座主明雲を流す○藤原成親を斬る 重盛薨す(年四二)○清盛藤原師長等の官爵を奪ひ基房を貶し法皇を關す 天皇讓位○關白基通攝政○源賴政兵を擧ぐ○福原遷都○頼朝兵を擧ぐ(石橋山の戦)源義仲兵を擧ぐ	一八一九 一八二〇 一八二二 一八二四 一八二五
七九代 六條 一八二五—一八三八	後白河上皇 一八二六—一八二八	一八二六 仁安 一八二七 同 一八二八 同	攝政基實薨じ(年二四)基房代る 平清盛太政大臣となる○僧重源入宋す 天皇讓位○僧榮西入宋す	一八二六 一八二七 一八二八
八〇代 高倉 一八二八—一八四〇	後白河法皇 一八二九—一八四〇	一八二九 嘉應 一八三〇 同 一八三二 承安 一八三三 同 一八三五 治安 一八三九 同	後白河上皇崩す○藤原成親を流す○僧重源歸朝す 源爲朝を大島に討つ○藤原秀衡鎮守府將軍となる 清盛女徳子中宮となる(前年女御となる)○基房關白となる 清盛經島を築く 僧源空専修念佛を唱ふ 平重盛内大臣となる○延曆寺座主明雲を流す○藤原成親を斬る 重盛薨す(年四二)○清盛藤原師長等の官爵を奪ひ基房を貶し法皇を關す 天皇讓位○關白基通攝政○源賴政兵を擧ぐ○福原遷都○頼朝兵を擧ぐ(石橋山の戦)源義仲兵を擧ぐ	一八二九 一八三〇 一八三二 一八三三 一八三五 一八三九

八一代 安徳 一八四〇—一八五五	後白河法皇 一八四一—一八四五	一八四一 養和 一八四二 壽永 一八四三 同 一八四四 同 一八四五 同	清盛薨す(年六四)○北國義仲に従ふ 法皇藤原俊成に千載集を撰せしむ 平軍礪並山に大敗す○義仲京都に通る○平氏天皇を奉じて西奔す○法皇後鳥羽天皇を立つ 義仲敗死す○一谷の戦○京都元暦と改元○頼朝公文所問注所を設く 屋島の戦○平氏亡ぶ神器入京○文治と改元○守護地頭を設く○議奏十人を置く 源行家殺さる○義經奥州に走る 衣川の戦、義經殺さる○頼朝奥羽を平ぐ 頼朝入朝す 公文所を政所と改む○僧榮西歸朝す○藤原兼實關白となる 後白河法皇崩す(壽六六)○頼朝征夷大將軍となる 曾我兄弟の復讐○源範賴殺さる 頼朝入朝○奥州總奉行を置く 天皇讓位○相模川に架橋す	一八四一 一八四二 一八四三 一八四四 一八四五
八二代 後鳥羽 一八四五—一八五八	後白河法皇 一八四六—一八五二	一八四六 文治 一八四九 同 一八五〇 建久 一八五一 同 一八五二 同 一八五三 同 一八五五 同 一八五八 同	源行家殺さる○義經奥州に走る 衣川の戦、義經殺さる○頼朝奥羽を平ぐ 頼朝入朝す 公文所を政所と改む○僧榮西歸朝す○藤原兼實關白となる 後白河法皇崩す(壽六六)○頼朝征夷大將軍となる 曾我兄弟の復讐○源範賴殺さる 頼朝入朝○奥州總奉行を置く 天皇讓位○相模川に架橋す	一八四六 一八四九 一八五〇 一八五一 一八五二 一八五三 一八五五 一八五八
八三代 土御門 一八五八—一八七〇	頼朝 一八五九—一八六二	一八五九 正治 一八六〇 同 一八六一 建仁 一八六二 同 一八六三 同 一八六四 同 一八六五 同 一八六七 同 一八六八 同 一八七〇 同	頼朝薨す(年五三)○三善康信問注所執事となる○僧俊仍入宋す 梶原景時誅せらる○三浦義澄卒す(年七四)○念佛僧を禁す 和歌所を置く○藤原定家等に新古今集を撰せしむ 頼朝征夷大將軍となる○建仁寺建立 北條時政頼朝を廢し比企氏を亡す○實朝征夷大將軍となる 時政頼朝を執す(年三三)○藤原俊成薨す(年九一) 畠山重忠殺さる(年四二)○北條義時執權となる○平賀朝雅殺さる 前關白兼實薨す(年六〇) 僧源空及親鸞を流す○熊谷直實中原親能卒す(年六六) 天皇讓位	一八五九 一八六〇 一八六一 一八六二 一八六三 一八六四 一八六五 一八六七 一八六八 一八七〇
八四代 順徳 一八七〇—一八八二	實朝 一八七〇—一八七三	一八七〇 同 一八七三 建保 一八七五 同 一八七七 同 一八七八 同 一八七九 同	和田義盛北條氏を攻め却て敗死す(年六七)○鴨長明卒す 時政卒す(年七八)○僧榮西寂す(年七五) 實朝右大臣となる 實朝害せらる(年二八)○藤原頼經鎌倉の主となる	一八七〇 一八七三 一八七五 一八七七 一八七八 一八七九
八五代 仲恭 一八八二—一八八八	頼朝 一八八二—一八八八	一八八二 承久 一八八三 同	順徳天皇讓位○義時追討の院宣を下す義時等京都に迫る○天皇遜位三上皇遷幸	一八八二 一八八三

八六代 後堀河 一八八一—一八九三	八七代 四條 一八九二—一九〇三	八八代 後嵯峨 一九〇二—一九〇六	八九代 後深草 一九〇六—一九一九	九〇代 龜山 一九一九—一九三四
頼經(一八八二—一八八五) 頼經(一八八六—一八九二)	頼經(一八九三—一九〇三)	頼經(一九〇三—一九〇四) 頼嗣(一九〇四—一九〇六)	頼嗣(一九〇七—一九一七) 宗尊親王 一九一七—一九一九	惟康親王 一九二六—一九三四
一八八二 一八八三 一八八四 一八八五 一八八六 一八八七 一八九〇	一八九三 一八九五 一八九六 一八九九 一九〇〇 一九〇一	一九〇四 一九〇六	一九〇七 一九〇八 一九〇九 一九一〇 一九一三 一九一六	一九二六 一九二八 一九三一 一九三二 一九三三 一九三四
貞應元 同元 同元 同元 同元 同元 同元	天福元 嘉祿元 同元 延應元 同元 同元	寛元元 同元	寶治元 同元 同元 同元 同元 同元	建治元 同元 同元 同元 同元 同元
兩六波羅開府 僧道元入宋加藤景正之に従ひて入宋し陶器を學ぶ 僧親鸞淨土真宗を開く○義時卒(年六二)泰時執權となる 大江廣元卒(年七八)○平政子薨(年六九)○評定衆を置く 頼經在夷大將軍となる○准布を停め銅錢を行ふ 僧俊仍寂(年六二)○高麗艦隊至る○道元等歸朝す 新置の莊園を停む○前關白基房薨(年八七) 梶尾明惠寂(年六〇)○泰時等貞永式目を撰す○新勅撰集成る○天皇讓位	延暦與福壽寺の僧徒争ふ○前攝政基通薨(年七四) 興福寺の僧徒石清水神人と争ふ 南都の僧徒蜂起す泰時興福寺領田を沒收す 三浦義村卒 高麗書を致す○人身賣買を禁ず 藤原定家薨(年八〇) 後嵯峨天皇即位○泰時卒(年六〇)經時執權となる	御書所を置く○頼經辭し頼嗣征夷大將軍となる 天皇讓位○經時病み時頼執權○名越光時流さる○宋僧道隆歸化す	時頼川浦氏を滅す 雜人訴訟法を定む 引付衆を置く 庶民の太刀を帶ぶるを禁ず○沽價法を定む 九條道家薨(年六〇)○宗尊親王征夷大將軍となる 僧日蓮日蓮宗を唱ふ○僧道元寂(年五四)○奴婢雜人の法を定む 長時執權時頼薨(年五五) 天皇讓位	將軍宗尊親王廢せられ惟康親王代る 蒙古の使者を御せ○時宗執權となる 高麗蒙古の來寇を告ぐ○蒙古使者趙良弼來る○蒙古國號を元と改む 高麗復書を致す 元使趙良弼復太宰府に至る○政村卒(年六九) ○天皇讓位○元兵壹岐對馬に寇す 元使杜世忠等來る時宗之を斬る○北條實政築紫探題となる○僧一暲時宗を開く 幕府高麗征伐を圖る 僧道隆寂(年六六)○續拾遺集成る 時宗復元將の使周福等を斬る○元僧祖元來る 元兵壹岐を侵し太宰府に迫る○元艦覆没し我兵大に掩撃す 日蓮寂(年六一) 時宗卒(年三四)貞時執權となる 天皇讓位

九二代 伏見 一九四七—一九五八	九三代 後伏見 一九五八—一九六二	九四代 後二條 一九六二—一九六八	九五代 花園 一九六八—一九七八
惟康親王 一九四八—一九四九 久明親王 一九四九—一九五八	久明親王 一九五九—一九六一	久明親王 一九六二—一九六八 守邦親王 一九六八—一九七八	守邦親王 一九六九—一九七八
一九四九 一九五〇 一九五一 一九五三 一九五八	一九五九 一九六〇 一九六一	一九六三 一九六五 一九六八	一九七一 一九七二 一九七五 一九七八
正應元 同元 同元 同元 同元	正安元 同元	嘉元元 同元 同元	應長元 正和元 同元 同元 文保元
僧一暲寂す○將軍惟康親王廢せられ久明親王代る 盜淺原爲頼禁中に入る○僧觀尊寂(年九〇) 南禪寺創建(或は永仁元年) 長門探題を置く 天皇讓位 元僧一寧來る 僧觀尊に與正善隆の號を賜はる(善隆號の始) 天皇讓位○貞時薨(年三三)北條時頼執權となる 新後撰集成る 京都の沽酒を禁ず 久明親王廢せられ守邦親王將軍となる○花園天皇踐祚 執權師時卒(年三七)北條宗宣代る○貞時卒(年四一) 玉葉集成る○北條時頼執權となり宗宣卒(年五四) 名越基時執權となり時宗卒(年三七) 北條高時執權となる○此頃北條顯時金澤文庫を建つ 天皇讓位	將軍宗尊親王廢せられ惟康親王代る 蒙古の使者を御せ○時宗執權となる 高麗蒙古の來寇を告ぐ○蒙古使者趙良弼來る○蒙古國號を元と改む 高麗復書を致す 元使趙良弼復太宰府に至る○政村卒(年六九) ○天皇讓位○元兵壹岐對馬に寇す 元使杜世忠等來る時宗之を斬る○北條實政築紫探題となる○僧一暲時宗を開く 幕府高麗征伐を圖る 僧道隆寂(年六六)○續拾遺集成る 時宗復元將の使周福等を斬る○元僧祖元來る 元兵壹岐を侵し太宰府に迫る○元艦覆没し我兵大に掩撃す 日蓮寂(年六一) 時宗卒(年三四)貞時執權となる 天皇讓位		

九六代 後醍醐 一九六一—一九九		守邦親王 一九七九—一九九三		元應二 一九八〇	織千載集成	一三二〇
護良親王 一九九三		正中心		元應二 一九八一	北條英時鎮西探題となる○記録所を置き天皇親政す	一三二一
成良親王 一九九五		嘉曆二		元應二 一九八二	僧師鍊元亨釋書を上る	一三二二
(北朝)		同		元應二 一九八四	藤原資朝同俊基等北條氏討滅の謀に與かる○土岐頼兼多治見國長等天皇の召に應ず○高時資朝後基を拘し頼兼國長を殺す	一三二四
將軍		同		元應二 一九八五	續後拾遺集成○資朝佐渡に流され後基釋さる	一三二五
尊氏		同		元應二 一九八六	高時刺殺し金澤貞顯執權となる○貞顯執權をやめ赤橋守時代る	一三二六
光明 (一九九八)		同		元應二 一九八七	尊雲法親王天台座主に補す○奥人安藤季長亂を作し幕兵討つて克たず	一三二七
尊氏		同		元應二 一九九〇	○天皇法勝寺へ行幸す	一三三〇
尊氏		同		元應二 一九九一	天皇東大福興兩寺へ行幸す	一三三〇
尊氏		同		元應二 一九九二	僧圓觀等捕へらる○六波羅兵再俊基を捕ふ○天皇笠置山に幸す○高時光嚴帝を擁立す○楠木正成櫻山鼓後義兵を擧ぐ○赤坂陥り正成敗走す	一三三一
尊氏		同		元應二 一九九三	後醍醐天皇隱岐に遷幸○俊基資朝等殺さる○護良親王吉野に楠木正成千早に各兵を擧ぐ	一三三二
尊氏		同		元應二 一九九四	後醍醐天皇伯耆へ遷幸○足利高氏歸順す○官軍京都を復し新田義貞鎌倉を陥る○光嚴帝廢せらる○護良親王征夷大將軍に任ず	一三三三
尊氏		同		元應二 一九九五	楯幣を用ふ○記録所難決斷所等を置く○護良親王を鎌倉に流す	一三三四
尊氏		同		元應二 一九九六	北條時行鎌倉に迫る○護良親王執せらる○上野太守成良親王將軍となる○足利尊氏自征東將軍と稱して反す○竹下の戦○赤松則村反す	一三三五
尊氏		同		元應二 一九九七	天皇延曆寺に行幸す○尊氏入京し尋て西奔す○尊氏東上し正成等淡川に戦死す○六條忠顯名和長年戦死す○尊氏光明帝を擁立す○建武式目十七條を定む○天皇吉野に幸す	一三三六
尊氏		同		元應二 一九九八	金崎城陥る○皇太子恒良親王捕へられ尊良親王新田義顯等戦死す○北畠顯家等鎌倉を陥る	一三三七
尊氏		同		元應二 一九九九	顯家石津に義貞藤島に各戦死す○北朝尊氏を征夷大將軍とす○懷良親王征西將軍となる	一三三八
尊氏		同		元應二 二〇〇〇	後醍醐天皇崩す(壽五二)○北畠親房神皇正統記を上る○僧疎石尊氏に説きて天龍寺を創む	一三三九
尊氏		同		元應二 二〇〇一	親房職原抄を上る○宗良親王駿河に敗走す○高師泰親房を小田城に攻む	一三四〇
尊氏		同		元應二 二〇〇二	北畠顯時大寶城に入り親房關城に入る○足利直義天龍寺船を元に遣し什器を求む	一三四一

九七代 後村上 一九九二—二〇二		崇光 (二〇〇八)		同三 二〇〇二	臨屋義助伊勢に卒す○懷良親王島津貞久を破る○土岐頼遠光嚴院の車を射て謀せらる	一三四二
崇光		尊氏		同四 二〇〇三	結城親朝尊氏に降る○大寶關の二城陥り親房吉野に歸る	一三四三
崇光		尊氏		同五 二〇〇四	兒島高徳京師を奪はんとす	一三四五
崇光		尊氏		同六 二〇〇五	僧師鍊寂す(年六九)○風雅集成	一三四六
崇光		尊氏		同七 二〇〇六	楠木正行細川顯氏を破る	一三四七
崇光		尊氏		同八 二〇〇七	正行四條堰に戦死(年三三)○高師直吉野行宮を犯す○尊氏崇光帝を擁立す	一三四八
崇光		尊氏		同九 二〇〇八	足利直冬中國探題となる○足利基氏鎌倉管領となる○高師直に上杉重能畠山直宗を誅せしむ	一三四九
崇光		尊氏		同十 二〇〇九	赤松圓心卒す(年七四)○吉田兼好(年六九)及玄惠寂す○足利直義歸順す	一三五〇
崇光		尊氏		同十一 二〇一〇	尊氏直義和し師直等殺さる○尊氏の歸順を聽さる○足利義詮崇光帝を廢す○後村上天皇北朝の神器を收む	一三五一
崇光		尊氏		同十二 二〇一一	尊氏直義を殺す○新田義興義治鎌倉を取る○光嚴光明崇光三帝を廢す	一三五二
崇光		尊氏		同十三 二〇一二	○後光嚴帝擁立せらる○直冬歸順す	一三五二
崇光		尊氏		同十四 二〇一三	北畠親房薨す(年六三)○後村上天皇天野に幸す	一三五四
崇光		尊氏		同十五 二〇一四	菟玖波集成	一三五四
崇光		尊氏		同十六 二〇一五	尊氏薨す(年五四)○義興矢口に誘殺せらる○義詮北朝より將軍に補せらる	一三五六
崇光		尊氏		同十七 二〇一六	新千載集成○懷良親王菊池武光と少貳頼尙を破る	一三五八
崇光		尊氏		同十八 二〇一七	楠木正儀等佐々木秀詮等を斬る○官軍三度京都を復す	一三五九
崇光		尊氏		同十九 二〇一八	細川頼之細川清氏を殺す○斯波義將管領となる(康暦元年再任)	一三六一
崇光		尊氏		同二十 二〇一九	堺の人道論語を刻す	一三六二
崇光		尊氏		同二十一 二〇二〇	元使齊好を修めんと請ふ○足利基氏卒し(年三八)氏滿つぐ○細川頼之管領となる○將軍義詮薨す(年三八)	一三六四
崇光		尊氏		同二十二 二〇二一		一三六六
崇光		尊氏		同二十三 二〇二二		一三六七
崇光		尊氏		同二十四 二〇二三		一三六七
崇光		尊氏		同二十五 二〇二四		一三六七
崇光		尊氏		同二十六 二〇二五		一三六七
崇光		尊氏		同二十七 二〇二六		一三六七
崇光		尊氏		同二十八 二〇二七		一三六七

九八代 後龜山 二〇八—二〇五		義滿 (二〇五三)	後圓融 (二〇四二)	義滿 (二〇四二)	義滿 (二〇四二)	二〇二八 貞治二 (龜安元)	後村上天皇崩す(壽四)○足利義滿北朝より將軍に補せらる○後龜山天皇踐祚○明主好を通ず高麗亦好を通ず○僧中津入明す	一三六八
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇二九 同(二四) (龜安二)	正儀北朝に降る○明主邊寇の禁を請ふ	一三六九
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇三〇 建徳二 (龜安三)	今川貞世鎮西探題となる	一三七〇
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇三一 同(二四) (龜安四)	後圓融帝擁立せらる○邊民明を侵す明主之が禁を請ふ	一三七一
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇三二 天授元 (永和一)	高麗邊寇の禁を乞ふ○藤原經光高麗に投ず○菊池武朝今川了俊と水島に戦ふ(同年大に了俊を破る)	一三七五
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇三三 同(二四) (永和二)	僧中津明より歸る○懷良親王好を明に通ず	一三七六
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇三四 同(二四) (永和三)	室町花亭落す○了俊使を派し高麗の使と共に往かしむ	一三七八
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇三五 弘和元 (永德元)	宗良親王新葉集を上る	一三八一
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇三六 同(二四) (永德二)	楠木正儀歸順す○後小松帝擁立せらる	一三八二
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇三七 同(二四) (永德三)	義滿氏長者に補し准三宮となる○新後拾遺集成る○懷良親王薨す	一三八三
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇三八 元中三 (至徳三)	鎌倉京都五山の班列を定む	一三八六
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇三九 同(二四) (至徳四)	僧妙範寂す(年七八)○義滿富士を觀る○邊民高麗を侵す	一三八八
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇四〇 同(二四) (康應元)	高麗の將對馬に寇す○義滿嚴島に詣す	一三八九
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇四一 同(二四) (康應二)	山名氏清等同族時照氏幸を討つ○翌年氏清反して滅さる	一三九〇
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇四二 同(二四) (康應三)	細川頼之卒す(年三四)○細川頼元管領となる○後龜山天皇神器を後小松天皇に傳ふ○高麗好を宗氏に通ず	一三九一
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇四三 同(二四) (康應四)	斯波義將管領となる○義滿左大臣を辭す	一三九三
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇四四 同(二四) (康應五)	義滿將軍職を義持に譲り太政大臣となる○山内憲定足利學校を建つ	一三九四
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇四五 同(二四) (康應六)	氏滿鎌倉管領となる○義滿強運道義と稱す	一三九五
九八代 後龜山 二〇八—二〇五		後小松 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	義滿 (二〇四三)	二〇四六 同(二四) (康應七)	管領斯波義將やみ畠山基國代る○氏滿薨す(年四二)子滿兼鎌倉管領をつぐ○三管領四職を置く	一三九八

九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇五九 同(二四) (貞治三)	大内義弘反し謀に伏す	一三九九
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇六一 同(二四) (貞治四)	義滿始めて明主に好を修む○僧絶海寂す(年七〇)	一四〇一
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇六二 同(二四) (貞治五)	明の勘合符を得て貿易船數人員を定む	一四〇二
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇六三 同(二四) (貞治六)	斯波義重管領となる○伊達政宗卒す	一四〇三
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇六四 同(二四) (貞治七)	義滿薨す(年五一)	一四〇四
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇六五 同(二四) (貞治八)	明使來り義滿の喪を弔し恭獻の證號を贈る○足利滿兼卒す(年三三)○斯波義淳管領となる	一四〇五
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇六六 同(二四) (貞治九)	天龍寺を五山第一に置く○畠山滿家管領となる	一四〇六
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇六七 同(二四) (貞治一〇)	細川滿元管領となる○天泉讓位山内憲定卒す(年三三)	一四〇七
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇六八 同(二四) (貞治一一)	段錢棟別錢を諸國に課す翌年即位の段錢を課す	一四〇八
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇六九 同(二四) (貞治一二)	大應氏憲同族滿隆等に反を勧めて兵を起す(禰秀の亂)	一四〇九
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇七〇 同(二四) (貞治一三)	山内憲實鎌倉執事となる○明使呂淵來る幕府其來聘を絶つ	一四一〇
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇七一 同(二四) (貞治一四)	畠山滿家管領となる○邊民明を侵す	一四一一
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇七二 同(二四) (貞治一五)	義將將軍職を辭し義景之に代る○義持大藏經版を朝鮮に求む	一四一二
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇七三 同(二四) (貞治一六)	將軍義景卒す(年一九)	一四一三
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇七四 同(二四) (貞治一七)	赤松滿祐反す其罪を赦さる	一四一四
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇七五 同(二四) (貞治一八)	義持薨す(年四三)義教家督をつぐ鎌倉管領持氏不平○後花園天皇踐祚	一四一五
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇七六 同(二四) (貞治一九)	○斯波義淳再管領となる(或は永享元年)○北畠滿雅兵を擧ぐ	一四一六
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇七七 同(二四) (貞治二〇)	義教征夷大將軍となる○幕府奉行作法を定む○楠木光正殺さる	一四一七
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇七八 同(二四) (貞治二一)	幕府借物返償法を定む	一四一八
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇七九 同(二四) (貞治二二)	畠山滿家斯波義淳各卒す○畠山衆徒降る	一四一九
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇八〇 同(二四) (貞治二三)	義教明船を兵庫に見る○延曆寺僧徒神興を奉じて入京す	一四二〇
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇八一 同(二四) (貞治二四)	幕府貸借辨償令を下す○九州平定す○入明僧中誓歸朝す	一四二一
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇八二 同(二四) (貞治二五)	持氏舊例に依らず子義久に加冠す○持氏憲實を討たしむ○藤原雅世新	一四二二
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇八三 同(二四) (貞治二六)	續古今集を撰上す○幕府持氏を討つ	一四二三
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇八四 同(二四) (貞治二七)	持氏父子自殺し鎌倉管領亡ぶ○憲實遺世す	一四二四
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇八五 同(二四) (貞治二八)	結城氏朝持氏の遺子を奉じて結城に據る	一四二五
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇八六 同(二四) (貞治二九)	結城城陷る○幕府琉球を島津氏に屬す○赤松滿祐義教を弑す○滿祐誅	一四二六
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇八七 同(二四) (貞治三〇)	に伏す○幕府徳政條目を定む	一四二七
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇八八 同(二四) (貞治三一)	畠山持國管領となる○義勝將軍となる○幕府酒稅心徴す	一四二八
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇八九 同(二四) (貞治三二)	將軍義勝卒す(年一〇)○義政家督をつぐ○賊禁中に入り神器を奪ふ	一四二九
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇九〇 同(二四) (貞治三三)	細川勝元管領となる	一四三〇
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇九一 同(二四) (貞治三四)		一四三一
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇九二 同(二四) (貞治三五)		一四三二
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇九三 同(二四) (貞治三六)		一四三三
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇九四 同(二四) (貞治三七)		一四三四
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇九五 同(二四) (貞治三八)		一四三五
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇九六 同(二四) (貞治三九)		一四三六
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇九七 同(二四) (貞治四〇)		一四三七
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇九八 同(二四) (貞治四一)		一四三八
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二〇九九 同(二四) (貞治四二)		一四三九
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二一〇〇 同(二四) (貞治四三)		一四四〇
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二一〇一 同(二四) (貞治四四)		一四四一
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二一〇二 同(二四) (貞治四五)		一四四二
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二一〇三 同(二四) (貞治四六)		一四四三
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二一〇四 同(二四) (貞治四七)		一四四四
九八代 後小松 二〇五—二〇七		義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	義持 (二〇五三)	二一〇五 同(二四) (貞治四八)		一四四五

義政(二二〇四)	二二〇九	寶徳元	持氏の遺子東國主となる○義政將軍に任ず○畠山持國管領となる	一四四九
	二二一〇	享徳元	細川勝元再管領となる	一四四二
	二二一一	同	畠山政長義就家督を争ふ○成氏上杉憲忠を殺す○暴民蜂起す	一四四二
	二二一二	同	畠山持國薨す(年五九)○成氏古河に據る	一四五四
	二二一三	同	太田道灌江戸城を築く○澁川義鏡關東探題となる○足利政知を關東の主とす	一四五五
	二二一四	同	天皇詩を義政に賜ひ奢侈を諷す○畠山義就同政長と戦ふ	一四五七
	二二一五	同	義政猿樂を糺河原に興行す○畠山政長管領となる○義政義視を嗣に定む	一四六〇
	二二一六	同		一四六四
	二二一七	同		一四六五
	二二一八	同		一四六六
	二二一九	同		一四六七
	二二二〇	同		一四六八
	二二二一	同		一四七一
	二二二二	同		一四七三
	二二二三	同		一四七四
	二二二四	同		一四七五
	二二二五	同		一四七六
	二二二六	同		一四七七
	二二二七	同		一四七八
	二二二八	同		一四七九
	二二二九	同		一四八一
	二二三〇	同		一四八三
	二二三一	同		一四八四
	二二三二	同		一四八五
	二二三三	同		一四八六
	二二三四	同		一四八七
	二二三五	同		一四八八
	二二三六	同		一四八九
	二二三七	同		一四九〇
	二二三八	同		一四九一
	二二三九	同		一四九二
	二二四〇	同		一四九三

義政(二二二五)	二二二五	寛正元	義尙生る○僧雪舟明より歸る	一四六五
	二二二六	文正元	山内憲實卒す○斯波義政義隆家督を争ふ	一四六六
	二二二七	應仁元	斯波義隆管領となる○細川山名兩氏京都に戦ふ○天皇上皇と共に室町第に幸す	一四六七
	二二二八	同	勝元復管領となる○勝元義視に勸みて出京せしむ○公卿亂を四方にまく	一四六八
	二二二九	同	義政義尙を嗣とす	一四七一
	二二三〇	同	成氏千葉に走る翌年古河城を復す	一四七三
	二二三一	同	山名宗全(年七)○細川勝元(年四四)相踵で卒す○義尙將軍に補す	一四七四
	二二三二	同	畠山政長管領となる○幕府勸合符を朝鮮に求む	一四七五
	二二三三	同	義政明に銅錢書物及勸合符を求む	一四七六
	二二三四	同	大内政弘畠山義就等東西軍の將士各國につく	一四七七
	二二三五	同	太田道灌臼井城を抜く兩上杉氏確執益甚し	一四七八
	二二三六	同	一條兼良薨す(年八〇)	一四七九
	二二三七	同	義政の東山山莊成る(銀閣寺)	一四八一
	二二三八	同	細川政元管領となる○扇谷定正太田道灌(年五五)を殺す○畠山政長政元に代つて管領となる	一四八三
	二二三九	同	義尙親ら六角高頼を伐つ○政元再管領○山内顯定扇谷定正對陣す○加賀一向宗徒亂を作す	一四八四
	二二四〇	同	富樫政親自殺す○義尙陣中に左傳講義を聴く	一四八五
	二二四一	同	將軍義尙陣中に薨す(年二五)	一四八六
	二二四二	同	義政薨す(年五六)○義尙將軍となる○畠山義就卒す	一四八七
	二二四三	同	義視薨す(年五三)○政知薨す(年五七)子茶々丸母を害し堀越公方家亂る	一四八八
	二二四四	同	細川政元義澄を迎ふ○畠山政長自殺す○義尙陣せられ越中に遁る(後周防に走り大内義興に頼る)	一四八九
	二二四五	同		一四九〇
	二二四六	同		一四九一
	二二四七	同		一四九二
	二二四八	同		一四九三
	二二四九	同		一四九四
	二二五〇	同		一四九五
	二二五一	同		一四九六
	二二五二	同		一四九七
	二二五三	同		一四九八
	二二五四	同		一四九九
	二二五五	同		一五〇〇
	二二五六	同		一五〇一
	二二五七	同		一五〇二
	二二五八	同		一五〇三
	二二五九	同		一五〇四
	二二六〇	同		一五〇五

後土御門
二二四—二六〇

義植(二二五〇)

義尙(二二四三)

義政(二二二五)

義政(二二〇四)

後柏原
三六〇—三六六

義澄(二二五四)

義澄(二二六八)

義植(二二六八)

義晴(二二八六)

後奈良
一〇四代
二八六—三二七

義晴(二二八七)

義輝(二二〇六)

義澄(二二五四)	二二五四	同	義澄將軍に補す○東常陸卒す	一四九四
	二二五五	同	伊勢長氏小田原を取る北條と改む	一四九五
	二二五六	同	古河公方成氏卒し(年六六)政氏つぐ	一四九六
	二二五七	同	天皇崩す(壽五九)黒戸に在る四十餘日十一月奉葬	一四九七
	二二五八	同		一五〇〇
	二二五九	同	幕府に勅して即位の資を上らしむ	一五〇一
	二二六〇	同	三好元長細川澄元各上京○僧雪舟寂す(年八七)	一五〇二
	二二六一	同	細川澄元同澄之と戦ひ澄之敗死す○細川政元其家宰に就せらる(年四二)	一五〇三
	二二六二	同	幕府義隆の入京を拒ぐ○澄元出奔義植入京し高國管領となる	一五〇四
	二二六三	同	澄元高國互に戦ふ○前將軍義澄薨す	一五〇五
	二二六四	同	一條冬良薨す(年五一)	一五〇六
	二二六五	同	大内義興管領代をやめ歸國す	一五〇七
	二二六六	同	北條早雲韭山に没す(年八八)	一五〇八
	二二六七	同	高國入京し三好長輝細川澄元遁走す○長輝自殺し澄元阿波に卒す	一五〇九
	二二六八	同	高國管領となり義晴將軍に補す	一五一〇
	二二六九	同	義隆阿波に薨す(年五八)○高國僧瑞佐及宋素卿を明に遣はし義興亦僧	一五一一
	二二七〇	同	宗設を明に派す宗設遂に瑞佐を殺す	一五一二
	二二七一	同	北條氏綱江戸城を取る	一五一三
	二二七二	同	山内憲房卒し(年五九)子憲政つぐ○畫人土佐光信没す(年九二)○古河	一五一四
	二二七三	同	義明小弓に據り里見義弘之を援く	一五一五
	二二七四	同	後奈良天皇踐祚	一五一六
	二二七五	同	高國將軍義晴と近江に走る尋で入京す○歌人曾根俊成(年八五)	一五二七
	二二七六	同	大内義興薨す(年五二)子義隆つぐ	一五二八
	二二七七	同	三好元長晴元を擁して高國を攻殺す○關東管領山内憲廣やめ憲政代る	一五二九
	二二七八	同	將軍義晴歸京し晴元管領となる○晴元元長を殺す	一五三〇
	二二七九	同	朝倉孝景大内義隆各資を内裡に上る	一五三一
	二二八〇	同	武田晴信父信虎を逐ひて自立す○北條氏綱小弓義明と鴻巻に戦ふ	一五三二
	二二八一	同	北條氏綱卒す(年五五)○我が商人朝鮮濟浦の民と争ふ	一五三三
	二二八二	同	織田信秀内裡の築地を修む○葡葡牙人種子島に來り鳥銃を傳ふ	一五三四
	二二八三	同	北條氏康上杉朝定を介す○義輝將軍に補す	一五三五
	二二八四	同	織田信秀(年四二)松平廣忠没す○宣教師サビエル來る	一五三六
	二二八五	同	大内義隆(年四五)家臣陶晴賢に就せらる○山内憲政越後後奔る	一五三七
	二二八六	同	細川氏綱管領となる○信玄の女を北條に今川義元の女を信玄に嫁す	一五三八
	二二八七	同		一五三九
	二二八八	同		一五四〇
	二二八九	同		一五四一
	二二九〇	同		一五四二
	二二九一	同		一五四三
	二二九二	同		一五四四
	二二九三	同		一五四五
	二二九四	同		一五四六
	二二九五	同		一五四七
	二二九六	同		一五四八
	二二九七	同		一五四九
	二二九八	同		一五五〇
	二二九九	同		一五五一
	二三〇〇	同		一五五二

義 輝 (二二二一八)	義 榮 (二二二一八)	義 昭 (二二三三三)	義 (二二三三三)	義 (二二三三三)	義 (二二三三三)	義 (二二三三三)	義 (二二三三三)	義 (二二三三三)	義 (二二三三三)	義 (二二三三三)	義 (二二三三三)
二二一八	二二二一	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三
永祿元	永祿元	元龜一	元龜一	元龜一	元龜一	元龜一	元龜一	元龜一	元龜一	元龜一	元龜一
二二一八	二二二一	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三	二二三三
信玄謙信筑摩川を隔てて會見す○木下藤吉郎信長に仕ふ	謙信上洛關東管領職に補せらる○古法眼元信殺す(年八四)	毛利元就即位費獻上を賞せらる○織田信長今川義元を桶狭間に仆す	川中島戰(後役)○宣教師ウイレラ京都にヤソ教を弘む	徳川家康信長と盟ふ	家康今川氏と絶つ○伊勢外宮遷宮(慶光院尼清願の力)	三好長胤卒す○信長齋藤龍興の居城を奪ひ岐阜と改む	松永久秀等將軍義輝を弑す○信長養女を武田勝頼に嫁す	義昭若狹に走り後朝倉氏による○毛利元就尼子氏を滅す	信長女を家康に嫁す○信長御料所恢復の詔を拜す	義榮將軍に補す○信長入京義昭將軍に補す	信長内裡を修む○姉川の戦○本願寺光佐大坂による
一五五八	一五五八	一五五九	一五六〇	一五六一	一五六二	一五六三	一五六四	一五六五	一五六六	一五六七	一五六八

一〇五代 正親町 三二七—三四六

秀吉 (二二二四七)	秀次 (二二二五五)	秀吉 (二二二五五)	家康 (二二二六三)
二二四七	二二五五	二二五五	二二六三
天正一	慶長元	慶長元	同
二二四七	二二五五	二二五五	二二六三
秀吉島津義久を降す○秀吉天主教を禁じ長崎を收む	秀吉島津義久を降す○秀吉天主教を禁じ長崎を收む	秀吉島津義久を降す○秀吉天主教を禁じ長崎を收む	秀吉島津義久を降す○秀吉天主教を禁じ長崎を收む
一五八七	一五八七	一五八八	一五八九

一〇六代 後陽成 三二四—三三七

附録 年 表

一〇七代 後水尾 三七二—三三九	秀忠(二二六五)	二二六五 慶長一〇	府始めて譯官を長崎に置く 朝鮮との交通再開(二)秀頼内大臣征夷大將軍に各任す 織田秀信卒(年二二)○林道春家康に初見○南樺傳來煙草を禁す 江戸城修築經營を始む○榊原康政卒(年五九)○永樂錢通用停止○幕府官闕を修理す	一六〇五
	二二六六 同	二二六六 同	角倉了以富士川舟路を開く○結城秀康薨(年三四)○徳川義直尾張に封ぜらる○朝鮮使を江戸に引見す○幕府老中を置く 生駒一正淺野幸長妻を江戸に移す○鳥銃を運羅に求む 秀頼京都大佛再建○島津家久琉球王を擒す○蘭人に通商許可○大船製造禁止○頼宣を駿遠二州に領房を水戸に各封す○伊勢兩宮正遷宮舉行 奴僕(年六三)各卒す○本多正純に明の勘合符を求めしむ 天皇讓位○田中勝助メキシコより歸る○島津義久(年七八)淺野長政(年六五)加藤清正(年五〇)各卒す○蘭人變を告ぐ幕府ヤツ教を禁す	一六〇七 一六〇八 一六〇九 一六一〇 一六一一
	二二六七 同	二二六七 同	京都の天主教會を毀ち布教嚴禁○有馬晴信除封せらる○秀頼再建の京都大佛成る 大久保長安段し跡跡露はる○紫衣勅許の制を下す○英人に通商を許す ○支倉常長羅馬へ赴く○池田輝政(年五〇)淺野幸長(年三八)各卒す ヤツ教徒高山友祥小西如安等を媽港に放つ○大佛殿の供養停止○大坂冬の陣起る○和成○角倉了以歿(年六一) 大坂城濠埋立を畢ふ○大坂再舉夏の陣、豊臣氏亡ぶ○武家諸法度公家法度を頒つ 家康太政大臣に任ず翌四月薨す(年七五)○伊達政宗其臣を呂宋に遣はす○英船平戸にて互市せしむ○日光の造營を始む 狩野探幽召されて幕府の畫工となる○三度飛脚を定む 幕府大奥法度を定む○平戸長崎の貿易を制定す○釜山日本館成る 福島正則國除せらる頼宣紀伊に封ぜらる○島津義弘(年八五)卒し藤原惺高段す(年五九)○人身賣買及欠落を禁す 蜂須賀至鎮卒す(年三五)○秀忠女和子女御となる○支倉常長歸朝す 越前家騒動起る○山田長政書を土井利勝に呈す○和蘭館を平戸に置く 驛馬駄賃を定む○支倉常長段す(年五二) 上杉登勝薨す(年六九)○家光征夷大將軍に任ず○黒田長政卒(年五六)	一六一二 一六一三 一六一四 一六一五 一六一六 一六一七 一六一八 一六一九 一六二〇 一六二一 一六二二
	二二七八 同	二二七八 同	西班牙船陸岸に來り貿易を請ふ○板倉勝重(年八三)福島正則(年六四)各卒す○女御和子中宮となる 毛利輝元薨す(年七三)○關所譯傳制定○明の福建都督書を幕府に呈す 反物の制を定む 奴婢の制を定む○僧侶出家の制を定む○和蘭王書を呈す 天主教の禁を重ぬ○濱田彌兵衛臺灣にて蘭人を懲す 僧澤庵等を流す○春日局天賦を拜す○踏給を令す○天皇讓位	一六二四 一六二五 一六二六 一六二七 一六二八 一六二九
	二二八九 同	二二八九 同	日蓮宗兩派の訴訟判決○織田信雄薨(年七三)○中院通村馴けらる○藤堂高虎卒(年七五)○洋書の輸入を禁す 織物の制を定む○尾張直義地球儀を幕府に上る○本多忠政(年五七)加藤嘉明(年六九)各卒す○本多忠純殺さる 秀忠薨(年五四)○始めて大目付を置く○林道春聖堂を立つ 金地院崇傳歿(年六五)○外國往來船條例を定む○始めて若年寄を置く ヤツ教及奉書船以外渡航禁止の高札を長崎に立つ○諸大名の妻子を江戸に置かしむ○伊賀越前傳	一六三〇 一六三一 一六三二 一六三三 一六三四 一六三五 一六三六 一六三七 一六三八
	二二九〇 寛永七	二二九〇 寛永七	石川丈山歿(年九〇)○參勤交代の制を定む○狩野山樂段す(年七七)酒井忠世卒(年六五)○商船の外航を禁す○伊達政宗卒(年七二)○南蠻人の風子を媽港に放つ○寛永錢を鑄る 本阿彌光悦段す(年八一)○島原の亂起る 島原の亂平ぐ○島津家久卒(年六三)○耶穌教嚴禁○始めて大老を置く○狩野探幽を法眼に敘す 外國貿易を禁じ蘭人支那人のみに通商を許す○江戸城大火 媽港人六十一人を斬る○前右大臣三條西實條薨(年六六) 江戸大火○平戸蘭人を長崎に移す 皇居成る○譜代大名參勤交代の制を改む○立花宗茂卒(年七四) 寶永系同成る○僧天海薨(年一〇八)○天皇讓位	一六三九 一六四〇 一六四一 一六四二 一六四三 一六四四
	二二九一 同	二二九一 同	大老土井利勝卒(年七二)○評定所會議式目を定む 徳芝龍救授の請を許さず○僧澤庵歿(年七三) 佛人長崎に來る○守控法親王輪王寺門跡となる○酒井忠勝卒(年五四) 中江藤樹段す(年四一)○町人家督相續の制を定む 尾張義直薨(年五一)○江戸城營中法令を定む 毛利秀就卒(年五七)○將軍家光薨(年四八)○由井正雪反○京綱將軍任	一六四四 一六四六 一六四七 一六四八 一六五〇 一六五一
	二二九二 同	二二九二 同		
	二二九三 同	二二九三 同		
	二二九四 同	二二九四 同		
	二二九五 同	二二九五 同		
	二二九六 同	二二九六 同		
	二二九七 同	二二九七 同		
	二二九八 同	二二九八 同		
	二二九九 同	二二九九 同		
	三〇〇〇 同	三〇〇〇 同		
	三〇〇一 同	三〇〇一 同		
	三〇〇二 同	三〇〇二 同		
	三〇〇三 同	三〇〇三 同		
	三〇〇四 正保元	三〇〇四 正保元		
	三〇〇五 同	三〇〇五 同		
	三〇〇六 同	三〇〇六 同		
	三〇〇七 同	三〇〇七 同		
	三〇〇八 同	三〇〇八 同		
	三〇〇九 同	三〇〇九 同		
	三〇一〇 同	三〇一〇 同		
	三〇一一 同	三〇一一 同		

一〇八代 明正 二二八—三三三	家光(二二八三)	二二八三 寛永元	西班牙船陸岸に來り貿易を請ふ○板倉勝重(年八三)福島正則(年六四)各卒す○女御和子中宮となる 毛利輝元薨す(年七三)○關所譯傳制定○明の福建都督書を幕府に呈す 反物の制を定む 奴婢の制を定む○僧侶出家の制を定む○和蘭王書を呈す 天主教の禁を重ぬ○濱田彌兵衛臺灣にて蘭人を懲す 僧澤庵等を流す○春日局天賦を拜す○踏給を令す○天皇讓位	一六二四 一六二五 一六二六 一六二七 一六二八 一六二九
	二二八四 同	二二八四 同	日蓮宗兩派の訴訟判決○織田信雄薨(年七三)○中院通村馴けらる○藤堂高虎卒(年七五)○洋書の輸入を禁す 織物の制を定む○尾張直義地球儀を幕府に上る○本多忠政(年五七)加藤嘉明(年六九)各卒す○本多忠純殺さる 秀忠薨(年五四)○始めて大目付を置く○林道春聖堂を立つ 金地院崇傳歿(年六五)○外國往來船條例を定む○始めて若年寄を置く ヤツ教及奉書船以外渡航禁止の高札を長崎に立つ○諸大名の妻子を江戸に置かしむ○伊賀越前傳	一六三〇 一六三一 一六三二 一六三三 一六三四 一六三五 一六三六 一六三七 一六三八
	二二八五 同	二二八五 同	石川丈山歿(年九〇)○參勤交代の制を定む○狩野山樂段す(年七七)酒井忠世卒(年六五)○商船の外航を禁す○伊達政宗卒(年七二)○南蠻人の風子を媽港に放つ○寛永錢を鑄る 本阿彌光悦段す(年八一)○島原の亂起る 島原の亂平ぐ○島津家久卒(年六三)○耶穌教嚴禁○始めて大老を置く○狩野探幽を法眼に敘す 外國貿易を禁じ蘭人支那人のみに通商を許す○江戸城大火 媽港人六十一人を斬る○前右大臣三條西實條薨(年六六) 江戸大火○平戸蘭人を長崎に移す 皇居成る○譜代大名參勤交代の制を改む○立花宗茂卒(年七四) 寶永系同成る○僧天海薨(年一〇八)○天皇讓位	一六三九 一六四〇 一六四一 一六四二 一六四三 一六四四
	二二八六 同	二二八六 同	大老土井利勝卒(年七二)○評定所會議式目を定む 徳芝龍救授の請を許さず○僧澤庵歿(年七三) 佛人長崎に來る○守控法親王輪王寺門跡となる○酒井忠勝卒(年五四) 中江藤樹段す(年四一)○町人家督相續の制を定む 尾張義直薨(年五一)○江戸城營中法令を定む 毛利秀就卒(年五七)○將軍家光薨(年四八)○由井正雪反○京綱將軍任	一六四四 一六四六 一六四七 一六四八 一六五〇 一六五一
	二二八七 同	二二八七 同		
	二二八八 同	二二八八 同		
	二二八九 同	二二八九 同		
	二二九〇 寛永七	二二九〇 寛永七		
	二二九一 同	二二九一 同		
	二二九二 同	二二九二 同		
	二二九三 同	二二九三 同		
	二二九四 同	二二九四 同		
	二二九五 同	二二九五 同		
	二二九六 同	二二九六 同		
	二二九七 同	二二九七 同		
	二二九八 同	二二九八 同		
	二二九九 同	二二九九 同		
	三〇〇〇 同	三〇〇〇 同		
	三〇〇一 同	三〇〇一 同		
	三〇〇二 同	三〇〇二 同		
	三〇〇三 同	三〇〇三 同		
	三〇〇四 正保元	三〇〇四 正保元		
	三〇〇五 同	三〇〇五 同		
	三〇〇六 同	三〇〇六 同		
	三〇〇七 同	三〇〇七 同		
	三〇〇八 同	三〇〇八 同		
	三〇〇九 同	三〇〇九 同		
	三〇一〇 同	三〇一〇 同		
	三〇一一 同	三〇一一 同		

後光明

家光

後水尾

秀忠

後西院 二〇代 三三三—三三三	家綱(二三三—二三四)	承應 二二二—二二二	浪人別木庄左衛門等亂を圍りて殺さる	一六五二
	同	同	玉川上水工事を許す○内裏炎上	一六五三
	同	同	玉川上水竣工す○明僧隱元來る○後西院天皇踐祚	一六五四
	家綱(二三三—二三四)	明曆 二二一—二二一	新錢賣買の制を定む	一六五五
	同	同	江戸大火○徳川光圀大日本史編纂に着手す○林道春卒す(年七六)	一六五七
	同	同	鄭成功授を乞ふ	一六五八
	同	同	明人朱之瑜(朱舜水)陳元賛歸化す	一六五九
	同	同	蘭人通商の制を定む○關所通行女手形の制を定む	一六六一
	同	同	松平信綱卒す(年六七)○酒井忠勝卒す(年七六)	一六六二
	家綱(二三三—二三四)	寛文 二二〇—二二〇	殉死を禁ず○古満休意歿す	一六六三
	同	同	火災の制を定む○三都定飛脚を始む	一六六四
	同	同	證人の制を廢す○布帛の長二丈六尺に定む○光圀封内の淫祠を毀つ	一六六五
	同	同	質舖の制を定む○巡察使を諸國に派す○煙草を本田圃に栽培禁す	一六六七
	同	同	足利學校造營成る○寺院の新築を禁す	一六六八
	同	同	紀伊頼宣薨す(年七〇)○伊達騒動を決す	一六六八
	同	同	奴隸出稼期を定む○保科正之卒す(年六二)○光圀影考館を開く	一六七二
	同	同	狩野探幽歿す(年七三)	一六七二
	同	同	長崎代官末次平藏父子密商の爲隠岐に流さる	一六七六
	同	同	堀田正俊老中となる○越後騒動を決す	一六七九
	同	同	林春勝歿(年六三)○綱吉將軍養嗣○家綱薨(年四〇)○大老酒井忠清やむ	一七八〇
	同	同	酒井忠清卒す(年五八)○將軍自ら越後騒動を決す○堀田正俊大老任	一七八一
	同	同	池田光政卒す(年七四)○朱舜水(年八三)山崎闇齋(年六五)各歿す	一七八二
	同	同	稻葉正休大老堀田正俊を刺す○安井算哲新曆を上る	一七八四
	同	同	福州厦門の商船長崎に來る○下河邊長流(年六三)山鹿素行(年六四)歿す	一七八五
	同	同	朝鮮互市額を定む○大小神祇祖道捕	一七八六
	同	同	生類憐令を發す○天皇讓位○墓地の制を定む	一七八七
	同	同	柳澤保明側用人となる	一七八八
	同	同	濟國商館を長崎に造る○歌人北村季吟父子を召す	一六八九
	同	同	綱吉自ら四書を講ず	一六九〇
	同	同	林信篤に東叟せしめ大學頭に叙す○僧隆光を僧正に叙す○土佐光起歿す(年七九)	一六九一
靈元 一一代 二二二—二二二	家綱(二三三—二三四)	元祿 二二一—二二一	光圀楠木正成の碑を港川に建つ○高野山訴訟決す	一六九二
	同	同	綱吉諸大名を召し中庸を講ず○井原西鶴歿す(年五二)	一六九三
	同	同	松尾芭蕉歿す(年五一)○吉川惟足歿す(年七九)	一六九四
	同	同	江戸の犬を中野犬小屋に畜ふ○僧隆光を大僧正とす	一六九五
	同	同	柳澤保明老中首座となる○江戸大火(勅額火事)○木下順庵歿す(年七八)	一六九五
	同	同	河村瑞軒歿す(年八三)○徳川光圀薨す(年七三)	一七〇〇
	同	同	僧契沖寂す(年六二)○淺野長矩吉良義央を殿中に傷く	一七〇一
	同	同	犬を傷害せし馬醫橋本權之助に切腹を命ず○大石良雄等吉良義央を殺す	一七〇二
	同	同	甲斐ノ家宣を養嗣とす	一七〇二
	同	同	伊藤仁齋(年七九)北村季吟(年八二)各歿す	一七〇四
	同	同	雨森芳洲(年八八)關孝和(年六六)歿す(前年俳人榎本其角歿す(年五〇))	一七〇五
	同	同	綱吉薨す(年六四)○殺生解禁○柳澤吉保等の邸を收む○天皇讓位○新井白石西洋紀聞を著はす	一七〇八
	同	同	萩原重秀を罰す○皇弟秀宮直仁親王の爲に一家を立つ(閑院宮家)	一七一〇
	同	同	室鳩巢召さる○淺見綱齋歿す(年六〇)	一七一〇
	同	同	萩原重秀をやむ新銀改鑄停止○家宣薨す(年五一)	一七一〇
	同	同	新金及銀貨の改鑄を命ず○將軍宣下	一七一〇
	同	同	密貿易嚴禁○菱川師宣歿す	一七一四
	同	同	長崎貿易新例を定む○古満休伯安井春海歿す(年七七)	一七一四
	同	同	家綱薨す(年八)○吉宗入りて統をつぐ○將軍宣下	一七一五
	同	同	大同忠相町奉行となる○農工商士學問所の職講を許す	一七一六
	同	同	下田奉行を廢し浦賀奉行を置く○宗教外の洋書輸入を許す	一七一七
	同	同	出版官許の令を布く○目安箱を置く○小石川薬園を設く○六諭衍義を譯せしむ	一七二〇
	同	同	上米の制を定む○施薬院を小石川薬園に設く	一七二二
	同	同	足高の制を定む	一七二三
	同	同	英一蝶(年七三)西川如見(年七七)近松門左衛門(年七二)各歿す	一七二四
	同	同	新井白石卒す(年六九)○室鳩巢西丸奥儒となる	一七二五
	同	同	甘蔗栽培法を試む	一七二七
	同	同	天一坊處刑○米商に買占を許す	一七二九
	同	同	諸侯上米を廢し參勤交代を舊に復す○田安家を起す	一七三〇
	同	同	林鳳岡卒す(年八九)○旗本封米拂下の制を定む○大砲鑄造	一七三二

東山 一一代 三三三—三三三	家宣(二三三—二三四)	寶永 二二〇—二二〇	萩原重秀を罰す○皇弟秀宮直仁親王の爲に一家を立つ(閑院宮家)	一七一〇
	同	同	室鳩巢召さる○淺見綱齋歿す(年六〇)	一七一〇
	同	同	萩原重秀をやむ新銀改鑄停止○家宣薨す(年五一)	一七一〇
	同	同	新金及銀貨の改鑄を命ず○將軍宣下	一七一〇
	同	同	密貿易嚴禁○菱川師宣歿す	一七一四
	同	同	長崎貿易新例を定む○古満休伯安井春海歿す(年七七)	一七一四
	同	同	家綱薨す(年八)○吉宗入りて統をつぐ○將軍宣下	一七一五
	同	同	大同忠相町奉行となる○農工商士學問所の職講を許す	一七一六
	同	同	下田奉行を廢し浦賀奉行を置く○宗教外の洋書輸入を許す	一七一七
	同	同	出版官許の令を布く○目安箱を置く○小石川薬園を設く○六諭衍義を譯せしむ	一七二〇
	同	同	上米の制を定む○施薬院を小石川薬園に設く	一七二二
	同	同	足高の制を定む	一七二三
	同	同	英一蝶(年七三)西川如見(年七七)近松門左衛門(年七二)各歿す	一七二四
	同	同	新井白石卒す(年六九)○室鳩巢西丸奥儒となる	一七二五
	同	同	甘蔗栽培法を試む	一七二七
	同	同	天一坊處刑○米商に買占を許す	一七二九
	同	同	諸侯上米を廢し參勤交代を舊に復す○田安家を起す	一七三〇
	同	同	林鳳岡卒す(年八九)○旗本封米拂下の制を定む○大砲鑄造	一七三二
中御門 一二代 三三三—三三三	家繼(二三三—二三四)	正徳 二二九—二二九	光圀楠木正成の碑を港川に建つ○高野山訴訟決す	一六九二
	同	同	綱吉諸大名を召し中庸を講ず○井原西鶴歿す(年五二)	一六九三
	同	同	松尾芭蕉歿す(年五一)○吉川惟足歿す(年七九)	一六九四
	同	同	江戸の犬を中野犬小屋に畜ふ○僧隆光を大僧正とす	一六九五
	同	同	柳澤保明老中首座となる○江戸大火(勅額火事)○木下順庵歿す(年七八)	一六九五
	同	同	河村瑞軒歿す(年八三)○徳川光圀薨す(年七三)	一七〇〇
	同	同	僧契沖寂す(年六二)○淺野長矩吉良義央を殿中に傷く	一七〇一
	同	同	犬を傷害せし馬醫橋本權之助に切腹を命ず○大石良雄等吉良義央を殺す	一七〇二
	同	同	甲斐ノ家宣を養嗣とす	一七〇二
	同	同	伊藤仁齋(年七九)北村季吟(年八二)各歿す	一七〇四
	同	同	雨森芳洲(年八八)關孝和(年六六)歿す(前年俳人榎本其角歿す(年五〇))	一七〇五
	同	同	綱吉薨す(年六四)○殺生解禁○柳澤吉保等の邸を收む○天皇讓位○新井白石西洋紀聞を著はす	一七〇八
	同	同	萩原重秀を罰す○皇弟秀宮直仁親王の爲に一家を立つ(閑院宮家)	一七一〇
	同	同	室鳩巢召さる○淺見綱齋歿す(年六〇)	一七一〇
	同	同	萩原重秀をやむ新銀改鑄停止○家宣薨す(年五一)	一七一〇
	同	同	新金及銀貨の改鑄を命ず○將軍宣下	一七一〇
	同	同	密貿易嚴禁○菱川師宣歿す	一七一四
	同	同	長崎貿易新例を定む○古満休伯安井春海歿す(年七七)	一七一四
	同	同	家綱薨す(年八)○吉宗入りて統をつぐ○將軍宣下	一七一五
	同	同	大同忠相町奉行となる○農工商士學問所の職講を許す	一七一六
	同	同	下田奉行を廢し浦賀奉行を置く○宗教外の洋書輸入を許す	一七一七
	同	同	出版官許の令を布く○目安箱を置く○小石川薬園を設く○六諭衍義を譯せしむ	一七二〇
	同	同	上米の制を定む○施薬院を小石川薬園に設く	一七二二
	同	同	足高の制を定む	一七二三
	同	同	英一蝶(年七三)西川如見(年七七)近松門左衛門(年七二)各歿す	一七二四
	同	同	新井白石卒す(年六九)○室鳩巢西丸奥儒となる	一七二五
	同	同	甘蔗栽培法を試む	一七二七
	同	同	天一坊處刑○米商に買占を許す	一七二九
	同	同	諸侯上米を廢し參勤交代を舊に復す○田安家を起す	一七三〇
	同	同	林鳳岡卒す(年八九)○旗本封米拂下の制を定む○大砲鑄造	一七三二
吉宗 一二代 三三三—三三三	家宣(二三三—二三四)	寶永 二二〇—二二〇	萩原重秀を罰す○皇弟秀宮直仁親王の爲に一家を立つ(閑院宮家)	一七一〇
	同	同	室鳩巢召さる○淺見綱齋歿す(年六〇)	一七一〇
	同	同	萩原重秀をやむ新銀改鑄停止○家宣薨す(年五一)	一七一〇
	同	同	新金及銀貨の改鑄を命ず○將軍宣下	一七一〇
	同	同	密貿易嚴禁○菱川師宣歿す	一七一四
	同	同	長崎貿易新例を定む○古満休伯安井春海歿す(年七七)	一七一四
	同	同	家綱薨す(年八)○吉宗入りて統をつぐ○將軍宣下	一七一五
	同	同	大同忠相町奉行となる○農工商士學問所の職講を許す	一七一六
	同	同	下田奉行を廢し浦賀奉行を置く○宗教外の洋書輸入を許す	一七一七
	同	同	出版官許の令を布く○目安箱を置く○小石川薬園を設く○六諭衍義を譯せしむ	一七二〇
	同	同	上米の制を定む○施薬院を小石川薬園に設く	一七二二
	同	同	足高の制を定む	一七二三
	同	同	英一蝶(年七三)西川如見(年七七)近松門左衛門(年七二)各歿す	一七二四
	同	同	新井白石卒す(年六九)○室鳩巢西丸奥儒となる	一七二五
	同	同	甘蔗栽培法を試む	一七二七
	同	同	天一坊處刑○米商に買占を許す	一七二九
	同	同	諸侯上米を廢し參勤交代を舊に復す○田安家を起す	一七三〇
	同	同	林鳳岡卒す(年八九)○旗本封米拂下の制を定む○大砲鑄造	一七三二

仁孝 二一九代 二四七—二五〇六	家齊(二四七七)	二四六九 二四七〇 二四七一 二四七二 二四七三 二四七四 二四七五 二四七六 二四七七	文化 同 同 同 同 同 同 同 同 同	六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四	津輕兩氏に蝦夷地を分掌せしむ 間宮林藏黒龍江地方を探検し歸る 英船常陸に來る○竹内式部上田秋成(年七八)各歿す 露艦蝦夷に來る我成兵艦長ゴロウインを捕ふ○朝鮮聘禮を對馬に受く ○文身を禁ず○村田春海歿す(年六六) 露艦高田嘉兵衛を送還す我亦ゴロウインを放つ○蒲生君平(年四六)尾 藤二洲(年六九)各歿す 北地成兵を撤す○伊能忠敬沿海實測圖成る 頼春水(年七一)山東京傳(年五六)各歿す○英船琉球に來り互市を請ふ 仁孝天皇受禪○杉田玄白(年八五)古賀精里(年六八)各歿す○英船浦賀 に來る○高田嘉兵衛歿す(年五九)	一八〇九 一八一〇 一八一 一八一 一八一 一八一 一八一 一八一 一八一
	家齊(二四七八)	二四七八 二四八〇 二四八一 二四八二 二四八三 二四八四 二四八五 二四八六 二四八七 二四八八 二四八九 二四九〇 二四九一 二四九二 二四九三 二四九四 二四九五 二四九六 二四九七 二四九八	文政 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	元 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九	司馬江漢歿す(年七二) 高橋作左衛門滿洲文字の書を譯して幕府に上る 森狙仙(年七五)瑞保巳(年七〇)歿す○松前奉行を廢し其管地を松前氏に 付す○南部津輕兵の北伐を撤す○伊能忠敬歿(年七〇)或は文化十三年七 式亭三馬歿す(年四三)○上杉鷹山卒す(年七二)○英船浦賀に來る 太田南畝(年七五)管茶山(年八〇)各歿す○獨人シーボルト長崎に來る 英船常陸に來り尋で寶島を侵す○清水濱臣歿す(年四九) 外國船打拂令を發す○歌川豐國(年五七)太田錦城(年六一)各歿す 將軍太政大臣に任ず○大槻玄澤歿す(年七)伊藤圭介始めて物理學を唱ふ 酒井抱一(年六八)本居春庭(年六六)各歿す 高橋作左衛門近藤重藏(年五九)各歿す○松平定信卒す(年七二) 大阪川口を渡り天保山を築く○十返舎一九歿す(年五七) 水戸齊昭諸臣に海防を講ぜしむ○頼山陽歿す(年五二) 青地林宗(年五九)卷菱湖(年六七)本居大平(年七八)各歿す 水野忠邦老中となる 官製人參の賣買を許す 大鹽平八郎亂を大阪に起す尋で自刃す○家齊職を家慶に讓る○堀田正 篤西丸老中となる 無益の販物に費金するを禁ず(天保改革の始)○水戸齊昭封事を上る○ 鳥井耀藏に豆相等沿海巡視を命ず	一八三八 一八三九 一八四〇 一八四一 一八四二 一八四三 一八四四 一八四五 一八四六 一八四七 一八四八 一八四九 一八五〇 一八五一 一八五二 一八五三 一八五四 一八五五 一八五六 一八五七 一八五八

孝明 一一二〇代 二五〇六—二五二六	家慶(二四九七)	二四九七 二四九八 二四九九 二五〇〇 二五〇一 二五〇二 二五〇三 二五〇四 二五〇五 二五〇六	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九	渡邊華山高野長英罪せらる○宇田川裕庵化學を首唱す 市中賣藥有板の關字を禁ず 家齊薨す(年六九)○堀田正篤老中となる○政治革新を令す○高島秋帆 に西洋兵式を講ぜしむ○渡邊華山自刃す(年四九)○谷文晁歿す(年七) 外國船打拂令を緩む○海防を嚴にす○下田奉行を復す 香川景樹(年六)青山延子(年六)平田篤胤(年六八)各歿す○水野忠邦老中免 蘭使歐洲形勢を告ぐ○學問所を學習院と勅命○伴信友歿(年七四) 浦賀新砲臺築造○杉田玄白歿す(年六〇) 孝明天皇踐祚○佛船琉球に來り米船浦賀に來り各交易を求む皆許さず ○海防嚴飾の勅諭幕府に下る幕府外國の事を上奏す 蘭人再外交に付忠告す○水戸慶喜一橋家をつぐ 米船蝦夷に漂着す○瀧澤馬琴歿す(年八二)○藤井三郎英學を村上英俊 佛學を首唱す○佐久間象山洋式野戰砲を造る 老中三奉行等に海防の議を上らしむ○英米船頻に來る○蘭人始めて牛 痘を傳ふ 佐藤信淵歿す(年八二)○蘭人また忠告す○高野長英自歿す(年四七)○ 海防嚴飾の勅諭幕府に下る 朝鮮來聘を延期す終に來らず 米使ペリリ浦賀渡來○外國來航を上奏す○米國の書を諸侯に示し意見 を徵す○露使プーチャン渡來○將軍家慶薨す(年六一)○大船製造解禁 米使再浦賀に至る和親條約締結す尋で英露兩國と締結す○吉田松陰佐 久間象山捕へらる○日章旗を日本國憲船印と定む 講武所を設く○蝦夷地を幕府直轄地とす○江川英龍(年五五)藤田東湖 (年五〇)各歿す○蘭と和親條約を結ぶ 蕃書取調所建設○米國總領事ハリス來る○山崎美成(年六二)二宮尊 徳(年七〇)足代弘訓(年七三)各歿す 軍艦教授所を設く○阿部正弘卒す○ハリス將軍に謁す○米國との通 商條約を議定す○幕府外國應援の情を奏上す 老中堀田正睦上京して條約の勅許を奏請す許されず○井伊直弼大老と なる○米國との條約に調印す○家茂を將軍の繼嗣に定む○水戸齊昭等 罪せらる○露蘭英との條約を各締結す○將軍家定薨す(年三五)○佛と の條約を結ぶ○安政の獄を起す	一八四七 一八四八 一八四九 一八五〇 一八五一 一八五二 一八五三 一八五四 一八五五 一八五六 一八五七 一八五八
	家慶(二五〇七)	二五〇七 二五〇八 二五〇九 二五〇一〇 二五〇一 二五〇二 二五〇三 二五〇四 二五〇五 二五〇六	弘化 嘉永 同 同 同 同 同 同 同 同	四 元 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二	關人再外交に付忠告す○水戸慶喜一橋家をつぐ 米船蝦夷に漂着す○瀧澤馬琴歿す(年八二)○藤井三郎英學を村上英俊 佛學を首唱す○佐久間象山洋式野戰砲を造る 老中三奉行等に海防の議を上らしむ○英米船頻に來る○蘭人始めて牛 痘を傳ふ 佐藤信淵歿す(年八二)○蘭人また忠告す○高野長英自歿す(年四七)○ 海防嚴飾の勅諭幕府に下る 朝鮮來聘を延期す終に來らず 米使ペリリ浦賀渡來○外國來航を上奏す○米國の書を諸侯に示し意見 を徵す○露使プーチャン渡來○將軍家慶薨す(年六一)○大船製造解禁 米使再浦賀に至る和親條約締結す尋で英露兩國と締結す○吉田松陰佐 久間象山捕へらる○日章旗を日本國憲船印と定む 講武所を設く○蝦夷地を幕府直轄地とす○江川英龍(年五五)藤田東湖 (年五〇)各歿す○蘭と和親條約を結ぶ 蕃書取調所建設○米國總領事ハリス來る○山崎美成(年六二)二宮尊 徳(年七〇)足代弘訓(年七三)各歿す 軍艦教授所を設く○阿部正弘卒す○ハリス將軍に謁す○米國との通 商條約を議定す○幕府外國應援の情を奏上す 老中堀田正睦上京して條約の勅許を奏請す許されず○井伊直弼大老と なる○米國との條約に調印す○家茂を將軍の繼嗣に定む○水戸齊昭等 罪せらる○露蘭英との條約を各締結す○將軍家定薨す(年三五)○佛と の條約を結ぶ○安政の獄を起す	一八四七 一八四八 一八四九 一八五〇 一八五一 一八五二 一八五三 一八五四 一八五五 一八五六 一八五七 一八五八